

れによると、町々の名主共の心得方等閑に打過ぎ、御觸被仰渡も當座限りの姿になつて居る。名主を支配するのは町年寄であるから、町年寄の手で名主共の行狀を篤と取調べ、支配内取締宜く、格別出精の者には御褒詞あるやう申立て、不行狀の者には退役を命じ、三年五年又は拾年の間、退役跡の支配を出精の名主に命じ、年限を経て先名主改悛の狀著しければ、歸役を命ずるとも、その忤へ名主役を伺ふとも、時宜に従つて處分せば、一廉の獎勵になるであらう。現在の姿では出精不出精に拘らず、名主の名目は同様で、偶御用に出精すると却て惡評等を受け、迷惑するため、町用を代人に一任し、本人は更に出勤もせず、茶湯その他の逸樂に耽り、追々借財も嵩み、遂には家主共と申合せ、僞造の沽券を以て金子を借受け、駈落などをする者が少くない。既に名主で數寄屋カキヤ等を持たぬものはない程である。右様の風儀につき、格別褒貶の沙汰を加へねば、人心を一新するに足らぬ。さり乍ら代々名主役を勤め、一時の過失によつてその株式を失ふは不憫の至であるから、一旦退役しても年限を経て歸役し得ることとし、或は忤へ跡役を仰付けられることとし、したら、株式を失はず、御仁恵に相當する御處置であらう。

村方では村役人方にて小前の百姓一同に五人組名前帳を讀聞かせ、印形を取ることが御府内には斯様な風がない。御觸被仰渡の趣を一向に辨へざるに、之を吟味し、處分しては、所謂教へざるの民を咎むる筋で、畢竟は名主の世話の行届かざるに基づくのである。故に一ヶ年の中三四度も町年寄三人樽館喜多村寄合ひ、その節町々名主共を残らず呼集め、彼等支配内の人別忠孝奇特者の有無職務執行上の便否等を質問し、場合によつては取調物を命じ、用便の可否出精不出精等を糺したならば、名主共も之によつて風儀を正し、支配内の世話も行届くであらうと述べてあります。

天保十二年十一月三日、北町奉行所で一番組安針町名主雄左衛門等三十一人に市中取締掛を命じ、同時に町年寄に對し、近來町々名主共の風儀惡しく、如何の風聞がある、今般厚い御趣旨を以て、風俗改正を仰出され、既に市中取締掛名主をも任命した上は、この後、(一)御觸申渡等の不行届とならぬやう、(二)人別改方を嚴にし、(三)忠孝奇特者の取調火の元の取締等を精々申諭し、名主中格別出精のものには褒美を申立て、身持正しからぬものには退役を命じ、跡支配を三五年間組合名



主中出精なものに申付け、元名主の行狀改らば歸役を命じ、代々役の家名に離れざるやう取計方もあらう、その外御用辨の適否勤務の精不精を糺し、得と褒貶を申立てるやう三名協力して惣名主の風儀を一洗し、市中の取締を行届かせるやうにとの沙汰があつた。町奉行の沙汰は八太夫等の意見そのままといつてよろしからう。そこで町年寄は惣名主を組毎に呼出し前記の三ヶ條を專一に守り、身分を慎み役儀を出精せよと諭して居る。名主の退役、組替、支配増などは以後頻繁に行はれてゐますが、天保十三年三月には公事出入惣じて御用向には名主共自身出頭すべしと嚴命し、その十二月には深川熊井町名主理左衛門牛込改代町名主三九郎、小石川金杉水道町名主市郎右衛門の三人に一代限り苗字を許し、惣名主上席を命じ、なほその翌年即ち十四年七月に大きな異動を行つてゐます。名主のことは先日雜誌「史學」に研究の結果を發表して置きました。御覽下されば幸いです。

八太夫等の意見書が出た翌月五日を以て、町奉行遠山左衛門尉から水野越前へ差出した「市中取締筋風俗等之儀に付奉伺候書付」と題する書面に「隠賣女女淨

瑠璃女髮結ごろつき往來にての賭事花會彫物面體を隠す冠物彩色等繪柄の込入つた風、富札合巻繪草紙人情本の取締の必要を論じ、右の外にも風俗に拘り不可然儀は多端に付、追々取締、取締相付可申候得共、先前條之廉々吟味取掛可申と存候と述べて居る。八太夫等の意見書と比べて多少の出入はあるが、それを基礎として申立てたに相違ないことは兩方を比較して見れば明瞭である。八太夫等が認めた弊害は決して當時の弊害全部ではなく、その一部分に過ぎないが、彼等が數へ上げた箇條は大部分上官たる左衛門尉に認められ、左衛門尉が書出した箇條の大部分は、また老中越前守に認められて、それ／＼の發令となつたのである。微々たる二百石取與力の言が、江戸の市政、延いては天下の政治に大きな影響を與へたことを述べて、本篇を終ります。

八太夫等の上書全文を御承知になりたい方は、帝國圖書館保管舊幕府引繼本の「一なる市中取締類集市中取締之部卷一」を御覽ありたい。

復興叢書第五輯所載 大正十三年五月



株仲間の解放

天保改革といふのは、天保十二年五月時の老中水野越前守忠邦が享保寛政の治に復すと標榜して遣り出した改革で、同十四年閏九月同人が失脚するまで續いた。期限から言へば僅に二年半ばかりであるが、改革は政治・財政・經濟社會の各方面に互り、急激且つ峻嚴であつた爲、當時の人心には深甚の影響を與へた。従つて今日に於て天保改革を研究せんとする我等は、先づ公私の材料の多量なるに驚く。町奉行所で編纂した市中取締類集追加共九十一冊、諸色調類集三十一冊、先づ之だけを通讀するには少からざる時日を要し、その他の史料を涉獵しつくさうとするなら、恐らくは一生かゝつても足るまいと思ひます。

研究材料が少ないので困るといふのが普通である、多過ぎて困るといふのは可

笑しく聞へるが、仔細に讀碎いて行くと、何程多數の材料はあつても、材料の多少は問題の輕重と相應してゐない。或問題に就てはやはり材料が不足である。自分は數年前から天保改革に就て研究し、この二重の困難を味つてゐます。

多方面に互つた天保改革中、何といつても社會上に關する種々の施設、即ち衣食住・裝飾・娛樂といふ方面については、あり餘る程史料がある。併し我等はさうした方面より、寧ろ材料の乏しい解釋の困難な問題に向つて進みたい。天保十二年十二月十三日及び翌年三月二日の組合仲間解放令を取り、之に解釋を試みようとしたのは、この意に外ならぬのです。

天保改革の當時、雨の如く出た法令は、名主を通じて市民に傳へられ、市民はまた競つて之を謄寫したものと見え、比較的多數の寫本が現存して居るのみならず、御觸書集覽(二冊)、御公令謹身錄(三冊)と題する版本がある。徳川時代の觸書集で出版になつたのは、恐らくは之が最初であらうと思はれる。併し前者は天保十三年五月、後者は同九月までの觸書を集めて、その以後に及ばぬ故寫本ではあるが完全で且つ流布本の多い天保新政錄(四冊)を取り、法令の番號も新政錄によ



つて記します。

天保十二年十二月十三日御觸

十四  
菱垣廻船積問屋共は是迄年々金壹萬貳百兩宛冥加上納致來候處、問屋共不正之趣も相聞候に付、以來上納に不及候。尤向後右仲間株札は勿論此外共都て問屋仲間并組合杯と唱候儀は不相成候。

右に付ては、是迄右船に積來候諸品は勿論、都て何國か出候何品にても、素人直賣買可爲勝手次第候。且又諸家國産類、其外惣て江戸表を相廻し候品々も、問屋にかぎらず、銘々出入之者共等引請賣捌候儀、是又勝手次第に候。

十二月

右之通問屋共に不限町中不洩様、早々可觸もの也。

右之通從町 御奉行所被 仰渡候間、問屋商賣人は不及申、町中家持借家店借裏々迄、不洩様早々可相觸候。

丑十二月十三日

(天保新政錄一)

之は江戸に出た御觸の全文で、申すまでもなく最初の二項が本文です。大阪

では同一の全文が十日遅れの十二月廿三日、京都では滿三月遅れて翌十三年三月十三日に發布されてゐる。今日の様な公文式はありませんが、之はまた餘りに遅い。後文に説明する通り、多分本令が江戸に限るものと誤解された結果であらうと思ひます。

江戸の町奉行所から出る種々の命令に、御觸といふのと申渡といふのと二種あつて、自ら輕重の差がついてゐるが、前令はいふまでもなく御觸である。又江戸の町奉行所は南北に分れてゐるが、本令を取扱つたのは北町奉行所で、時の町奉行は遠山左衛門尉景元であることは、本令と關係して、同月十七日同廿九日の兩度、元十組行事共に對する申渡の端書に、御沙汰之趣を以左衛門尉方にて申渡とあるので類推し得ると思ふ。

町觸申渡の類に於て、本文は勿論大切であるが、端書追記又は町人の之に對する請書等からして、案外の暗示を得ることがある。例へば端書に「御沙汰之趣を以とあれば、越前守から町奉行に沙汰を下して、その趣旨を申渡さしめたのである。」越前守殿を何の上とあれば、町奉行が立案し、越前守の決裁を経て發布した



のである。越前守殿御直御渡町中へ觸案とあれば、觸書の草稿を直接に越前守から町奉行に手渡ししたのであるし、又越前守殿啓阿彌を以御渡とあれば、啓阿彌といふ表坊主<sup>オヤベウジ</sup>を以て書類を交付したのである。然るに十二月十三日令には生憎何等の端書もない。御觸書集覽御公令謹身録にある同令には、追記の最後に町年寄役所の五字があるが、矢張り端書はない。たゞ帝國圖書館所藏の觸留<sup>ツクリ</sup>といふ寫本に、丑十二月九日水越御使にて來る町奉行をといふ端書があるばかりである。この乏しい證據と、元十組行事共に對する二回の申渡の端書とによつて想像を廻らせば、本令は町奉行所で調査立案したものでなく、越前守から書面を以て下命せられ、町奉行所は觸書に相當するやう字句を修正して發布したに過ぎないものと思ふ。字句の修正といつても決して大した事ではなく、老中は町奉行に宛て、又町奉行は市民全體に申渡すのですから、そこに必然字句をかへる譯です。

さて本文に戻つて考へると、冒頭に菱垣廻船積問屋といふものが從來毎年壹萬貳百兩の冥加金を上納してゐたとある。之は文化五年の冬から六年七年と、

足掛三年が、りで大阪屋茂十郎杉本氏なる者が取立てた株仲間です。大阪から菱垣廻船で江戸へ積送る荷物を引請ける仲間ですから、人数も極めて多い。もと十組あつたから、これを十組問屋といひ、今度は十組を更に細別して六十五組とし、株札千九百九十五株を下付せられ、毎年冥加として金壹萬貳百兩を納めた。十組問屋成立の次第は茂十郎自身が認めた十組問屋取結書に、又六十五組の名稱や各組の冥加金額は問屋沿革小誌にありますから略します。江戸十組諸問屋と題する一枚摺は、その表裏に各問屋の名稱と、それに屬する諸問屋の住所屋號名前を記してある極めて細密な彫刻で、問屋の名稱が色刷であることには一寸驚かされます。

茂十郎は元來甲州八代郡夏目原村の百姓の倅で、江戸の定飛脚問屋大坂屋茂兵衛の養子となり、十組諸問屋を守立て、頭取となり、三人扶持を賜はり、又苗字を唱ふることを許された程の男ですから、遺手であつたに相違ない。併しながら小人の常として成功の後私利に耽り、文政二年に遂に頭取を取放たれて仕舞つた。之で茂十郎と十組問屋との關係は切れたが、十組問屋そのものは依然と



して繼續し、仲間の加入、脱退、繼承等は一切町年寄で取扱つてゐたのである。

越前守は眞先に此十組問屋を解放し、冥加金は以來上納に及ばず、又株札を廢止すと宣言した。而して解放の理由は、不正の趣も相聞といふだけであつた。文字通りに解釋すれば、不正があつたといふ風聞だけで、不正の事實は確認されて居らない。それを理由として三十年來繼續した十組問屋を解放するとあつては、解放の理由が如何にも薄弱である。併し當時の法令には實際事實を認めながら、なほ「相聞」といふやうな文字を用ひた場合が多い。若し幕府が不正の事實を確認したとすれば、本人共を逮捕糾問して先づその罪を正さねばならぬ。そこで事實を握りながら事を荒立てず、將來を戒めるといふ方針を執つたのであらう。兎に角十組問屋に不正の事實があつたから、之に解放を命ずるといふなら、解放の理由は一應立つが、それと同時に越前守は十組以外に於て問屋仲間並に組合と唱へることをも一切禁じて仕舞つた。この方は何等の理由なしに十組の御相伴で解放を命ぜられた姿です。本令が徹底せず、十組だけが解放せられたやうに早合點をする者があつたのも無理はない。

十組を始め總て問屋仲間並に組合を廢止した理由は、この令文の上では解釋がつかぬ。さりながら翌年三月六日の諸色直段引下令に、今般問屋組合仲間と唱、株立候儀停止被仰出候は、諸色下直に相成、輕きもの共渡世いたし易き様にとの厚き御趣意に有之とあるので明白である。物價の引下、細民の生活安定、之が越前守の天保改革の一大眼目であつた。

## 二

仲間又は組合は同業者が自分達の利益を保護増進するために聯合した團體で、それが官府の承認を経れば株仲間といはれる。株は一種の權利で、それを所持しなければ營業することが出来ぬ。株仲間は、大抵人員が一定してゐるから、新に業を營まうとする者は、その仲間の明株を讓受けて仲間に加しなればなりません。又かゝる特權に對する報償として、仲間全體から通例官府に金銀を上納する。之を冥加金銀と申します。

株仲間が營業の權利を獨占するから物價が騰貴するといふ議論は、太宰春臺



や、中井竹山の著書(六)に既に見えてゐますが、東湖隨筆に載つてゐる矢部駿河守定謙の意見は甚だ穿つたものです。曰く、十組は決して不正なものではない、併し近來世上で十組を憎むのは、畢竟官府の所置が悪いからである、近頃までは大阪から江戸へ物資を運送する廻船に菱垣樽の二種があつたのに、紀州侯の出願で菱垣一方積となつた之は紀州家が幕府に對し返濟すべき金額が調はず、當惑せられて居るところへ、杉本茂十郎が附込んで、十組株仲間組立の功を建て、上下一統の難澁を惹起したのであるとあります。この説が何處まで事實であるか、證據だてゝることは出来ないのですが、紀州家と十組問屋との間に特別の關係のあつたことは確で、十組問屋解放後、文政以來紀州家から借受けた天目の船印を、早紀州家へ返納せよとの申渡が、元の十組行事共に達せられてゐます。駿河守は江戸の町奉行を勤めて評判の宜かつた人物ですが、越前守と意見が合はず、十組問屋解放後間もなく免職せられ、それから桑名藩へも預となり、自ら穀を絶つて悲惨の最期を遂げました。

令文の後段は賣買の自由を高唱してゐる。株仲間の存在が賣買を壟斷して

物價を高めるといふなら、その解放と共に賣買を自由にすべしといふのは當然の歸結でせう。

〔天保十三年三月二日御觸〕

二十九

舊冬相觸候問屋組合仲間と唱候儀は停止之旨申渡候處、問屋商賣斗者勝手次第に候得共、矢張問屋之名目相唱候故、組合迄も不解様に心得、同商賣之内下直に賣買いたし、又は素人にて荷物仕入等いたし候類、差障候儀も有之哉に相聞候。大金之冥加も御免に相成候上は、難有相守可申處、無其儀段、不埒至極之儀に候。依之以後組合仲間等は勿論、問屋と相唱候儀、堅令停止、米商ひは米屋、炭商ひは炭屋、油商ひは油屋と斗可相唱候。商賣方も仲買を卸候斗に無之、小商を専に致し、品物拂底の節、卸方は見合候共、小賣は不差支様可致候。且又仲買之者申合、卸方々小賣の方直段高直に賣買致問敷候。此上申付候趣、不相用組合無之ては、差支候杯と申觸、又は内々申合願立等いたし候もの有之候は、時刻を不移嚴重に吟味之上、御仕置可申付候。

一都て株札并問屋仲間組合杯と唱候儀、不相成候段、相觸候處、右は十組外は



不差構様に心得違候者も有之哉に相聞、不埒之事に候。彌先達て相觸候通相心得、十組外にても株札問屋仲間組合等決て難相成候間、可存其趣候。是迄爲冥加無代納もの無賃人足川浚、駆付等之儀、都て差免候間、銘々正路に可致賣買候。追々同商賣之者出來候共、決て差障中間敷候。御用に付前々仕來候納物人足等之分は、其筋にて調の上追て可相達候。一品物手前に買込置、追々賣出し候儀は、勝手次第に候得共、他國え前金等遣し買留積送り爲見合、其所え圍置候は、則占賣に相當、不正之筋に候間、以後右様之儀は致問敷候。萬一不相改趣外、於相聞は可處嚴科候。一湯屋髮結之類は諸色直段に不相拘者故、組合仲間停止之儀は不致沙汰候處、同商賣之内賃錢下直にいたし候もの有之候得は、組合之者、差障候趣相聞、不埒之事に候。依之以後右兩商賣之者も、株札は勿論組合仲間等相唱候儀令停止候間、町内其外同商賣之者何軒出來候共、決て差障中間敷候。右之趣町々え不洩様早々相觸可申候。

三月

(天保新政錄一)

市中取締類集町觸申渡之一には、本令の端書に、寅三月二日御沙汰之趣を以、左衛門尉方にて町觸申渡とあり。又觸留御觸書集覽御公令謹身録には、右之通從町御奉行所嚴重に被仰渡候條、早々町中端々迄不洩様可相觸候。但番屋々々えは大筆に相認張出し置べく候。寅三月二日町年寄役所といふ追記がある。之で本令は北町奉行所で申渡した上、町々の番屋へ揭示せしめたことが分る。又本令は大阪に於ては同月十三日、京都に於ては同月十八日に發布され、而も京都の分には、右御書付從江戶到來候。右は江戶中斗之事には無之、諸國共同様に候間、當表にて兼て差免置候諸株問屋仲間其外之者共も、右御書付之通相守、心得違無之様可致候。右之趣洛中洛外へ不洩様可相觸もの也といふ鄭重な追記がある。

去年十二月の解放令によれば、問屋商賣即ち卸賣を主とする商賣の仕方は勝手次第であるが、それらが何々問屋と稱する故に、依然組合が解けぬやうに考へるものがあるから、米を商ふ者は米屋、炭を商ふ者は炭屋と唱へ、米問屋炭問屋と唱へてはならぬ、商賣方は卸賣ばかりでなく、小賣に出精し品物拂底の場合には



卸方は中止しても小賣は差支へぬやうに致せ、又卸方より小賣の方を高直にしてはならぬとあります。幕府は營業の自由、換言すれば競争によつて物價を下げやうといふ腹ですから、賣買組織に於ける問屋仲買の制度を無視し、舊の問屋營業者に對し、卸賣と同様に小賣に出精せよ、否、卸賣より小賣の方を大切にせよと申渡し、仲間組合がなくては不都合であると稱へ、内々出願の計畫などを爲す者あらば早速逮捕の上處刑すべしと戒めてゐます。之が本令第一項の大意です。

京都で發布された本令の追記によると、舊冬の解放令は十組問屋に限り其他に及ばずといふ誤解があつた事が分ります。而もその誤解は可なり手廣く行はれたと見え、本令第二項に於て十組以外にても株札問屋仲間組合等決して相成らずと明白に規定し、又冥加金銀の外、無代納物、無賃人足、川浚、駈付等をも免除する旨を宣言した。株仲間は通例冥加として金銀を上納するが、中には無代で物品を上納したり、無賃で人夫を差出すものもある。川浚とあるのは深川の材木薪炭問屋が堅川定浚費として金二百九十八兩二分と銀十匁を納める類、又駈付

とあるのは髮結仲間が出火の節兩町奉行所並に牢屋敷へ駈付けて、御用書類を持運ぶ類を指す。それから本項の最後に、幕府の御用をたす爲に前々から差出した納物人足等の分は、其筋で調査の上追つて沙汰に及ぶとある。舊幕時代に國役といつて、大工、疊刺、右屋、桶屋、樽屋等の各職人仲間に課し、幕府の御用を奉ずる爲に、各仲間何人宛かの職人を出させることがあつた。國役は最初は職人その者を使役したが、後には銀納となつた分もある。銀納の分を國役錢といふ。本文は多分この國役のことを指すのでせうが、本日以後の觸書中、桶屋（はちまき）の國役錢に關するものがあるだけです。調査の上追つて相達すといふのですから、もつと觸書がなくてはならぬ道理ですが、一向見當りません。或は直接に各職人仲間に達して市中一般への觸書には出なかつたか、何分不明です。

第三項には仕入方についての注意が載せてある。品物を手許に買取り、それを順々に賣出すのは宜しいが、前金を遣つて品物を買留め、輸送を中止せしめて其處へ圍つて置くのは占賣に相當する。之は不正の筋であるから禁ずるといふのです。買持圍置といふ商賣の仕方は以前から嚴しく取締つてゐる。既に



江戸に引取つた荷物ならば、直段が騰貴しないとして、長く寝かして置く譯に行かず、又荷物が眼前に豊富に存在するとせば、直段の上る氣遣はない。併し買取つた荷物を大阪に圍つて置いて模様を見る。江戸でその商品が手薄になり、直段が騰貴した場合に取寄せて、法外の利益を貪る仕方は可能性がある。油切れといつて、油が船の都合で大阪から一向入津せぬために、江戸市中が動搖したことが一再ならずあります。諸色直段引下を趣旨とした以上、商品の潤澤を計つて占賣を禁じたのは當然です。

第四項には湯屋髮結の類は諸色直段に無關係であるから、別段組合仲間停止を申付けなかつた所、同業者中貨錢を引下げた者に對し、組合から故障を申込むとは不埒の次第につき、湯屋髮結の類も自今株札を停止し、組合仲間を唱ふるを禁じ、同業者何軒出來するとも異論あるべからずとあります。髮結床については先般拙稿を商學研究に掲げましたから、詳細はそれに譲りますが、髮結仲間では御趣意を奉じ、一人一度結二十八文の髮結賃を二十文に引下げたところ、新規に髮結床を開業した者は、更に四文を引下げ、十六文としたので、舊同業者から苦

情を申込んだ事實が存してゐます。又湯屋仲間は文化七年十組五百二十株を得、天保改革前一人前大人十文小兒八文、改革後湯錢は大人八文小兒六文となり、更に十三年五月から大人小兒共六文となつた。新舊の湯屋が競争衝突の後この引下を見たのでせう。

## 三

以上で株仲間組合の解放に關する兩令は一通り説明を了へました。さてこの解放の目的が物價引下にあることは申すまでもありません。江戸では三月六日數多い名主中より四十一名を選んで諸色掛を命じ、御趣意の行届くやう厚く支配内へ教諭せよ、さり乍ら何品は何程にせよと、一々奉行所から指圖をしては、數多の商品の中に差支の品もあらうから、それらの仕法は勘辨の上申立てよと命じた。畢竟自發的に直段引下を行はしめんとしたのである。併し諸色掛名主の説諭に應じ、直段を引下げた分もあるが、一向引下げぬ分もある。又表面は直段を引下げても、量目を減じたり、品質を劣らせたりするものもあつた。之



では御趣意が行届かぬとあつて五月十二日の町觸<sup>(二)</sup>で直段引下を嚴命した。曰く、銘々御城下に安住し、無異に家業を營める冥加を考へ、正路に渡世せよ、萬一利得に泥み、心得違の者もあらば、役人を廻してその品を買上げ、嚴重の沙汰に及ぶべし、銘々に於ては充分直下の儀を荷主に掛合ひ談判行届かざるがため、直下げなし難しといふならば、右の掛合書を添へて月番の奉行所に訴出でよ、奉行所に吟味の上、荷主に不埒の筋あらば、嚴重に處分すべしと。

斯様に一方では直段引下を命じ、一方では諸色掛名主をして銘々分擔して各種商品の引下直段を調査報告せしめた。然るに當時生憎錢相場が安かつた。小賣は錢で勘定するのが通例であるから、錢相場が安いと小賣相場が高い。それを届けては引下の効果が見えぬやうになるので、營業者も名主も自ら躊躇する傾きがあつた。因つて八月に至り、錢相場を金一兩につき六貫五百文とし、右の通り錢相場を立て遣はずにより、諸色直段を引下げよ、尙この上にも御趣意を等閑にする者あらば、本人の不埒は言ふに及ばず、畢竟諸色掛名主共の教諭行届かざるによるものなれば、同人共まで處刑すべしと申渡した。當時差出した諸

色の直段書を集めたものが、物價書上と題し、帝國圖書館舊幕府引繼本の中に二冊あります。それを見ると糸類、茶紙、酒酢、醬油、味噌、砂糖、蠟燭、薪炭などの直段書、是等は日常生活に關くべからざるもの故、届書を出させる必要があるが、鱈蒲鉾、半べん、煮豆、豆腐、線香、かやうな小さなもの、届書まである。天保改革の失敗の一原因を煩些に歸する説は、極めて普通であつて、さうしてまた眞實であると考へます。商品の元直段を調査しようとしても、符帳が使つてあるため、判然せぬので、自今商品には一品毎に正札を付け、帳面へは元直段賣直段を文字で書記し、符帳を用ひてはならぬといふ申渡がある。かうなつては商人は手も足も出せぬ姿であつたでせう。

諸色直段の引下が事實行はれたとしても、それだけで人民の生活が安定するとはいへぬ。越前守は諸色直段の引下に引續き、地代店賃、職人の手間賃、人足賃、貸借質物の利息、是等の引下を計つた。地代店賃は寛政度の調査を標準とし、又之を關くものは隣町又は同格の場所に見合はせて取極めの上上申せよ、地代店賃を引下げた上は、手間賃、人足賃も同様の振合に立戻り、家賃銀の利息も亦引下



ぐべし借金の利息は從來年一割五分であつたが、改めて年一割二分とせよ、質物の利息は金一分以下、錢質の分錢百文につき一ヶ月利息貳文、金貳兩以下金壹分につき同貳拾文、金拾兩以下金壹分につき同拾六文、金百兩以下金壹分につき同銀壹分にせよと申渡した。要するに引下の率を定めたのと定めぬとの相違こそあれ總てに向つて引下を命じてゐる。成る程金利が安くなつたから質物の利子を安くし、又地代店賃が安くなつたから家質銀の利子を安くせよといふことは、立派に因果關係があるが、何故地代店賃を安くせねばならぬか、金利を安くせねばならぬかといふ段になると、例によつて令文の上に現はれた理由は極めて薄弱です。

地代店賃は土地の盛衰により高下のあるのは當然であるが、寛政度調査後、年を経るに隨ひ、追々引上げ、近來場所により謂れなく格別に引上げた分もある。卑賤の者の難儀は勿論、諸色直段に影響し、地主共の不心得は申す迄もない。既に先般町入用の減省を申付けた上は、地代店賃を之に準じて引下げよ、地主共の身分にとつては多少収入が減じて大した苦痛ではあるまいが、地借店借にと

つてはそれだけ生活が爲し易い譯であるから、この段を充分會得して、御趣意に叶ふやうにと申渡にありますが、さすれば地代店賃を安くすべき直接の原因は町入用の減省より外にない。町入用は土地家屋の所有者の負擔ですから、その減省は地代店賃に幾分の影響はありませうが、地代店賃を定める第一の原因は沽券金高即ち賣買額で、その利息に相當する金高が地代店賃となる。之は幕府自身も認め、地主共沽券高の歩合に當り候程の地代店賃取立候故、自然高直にも相成候といつてゐる。然らば町入用の減省によつて地代店賃の引下を望むのは、所謂二階から目薬で、效目のあらう筈はありません。

地代店賃が安くなつた以上諸職人の手間賃人足賃は、安くすべき道理であるから、早々引下げよといふのです。が職人、人夫の生計費は店賃が全部若しくは主要部でない限り無理です。

金利の引下に至つては頗る高壓的で、世上金銀貸借の利息は今迄一割半であつたが、以來金貳拾五兩につき壹分、年一割二分の利息に利下を仰出されたから、諸國共右の割合を以て滞りなく貸借を相對せよ、これ以上高利の金は一切貸出



してはならぬ、又規定の利息以外に種々の名目を附けて雜費を取る儀は致すまじくとあつて、一言半句も利下の理由を説明してない。幕府が當時の金融界をどんな風に觀て、この法令を出したか、詳細の事は分りませんが、兎に角本件は最初町奉行から御藏前札差並に質屋共に於て御趣意を奉じ、利息引下を行つた上は、世上貸借の儀も右に準じ、年一割二分を以て普通の規定とすべきやと老中に伺出た。そこで老中から右の書面を寺社奉行勘定奉行に下して意見を諮らたところ、兩奉行の意見には、公儀規定の利率が世上一般の取引より高利の姿になつては不相當であるから、町奉行の申立は謂れなき筋ではない、併し藏前の札差及び質屋が利下をしたといつても、それは御府内だけのことである、金銀取引は在方として差別すべきものでない、御府内で取計方が改まつたとすれば、遠國奉行所で裁許する金銀出入も同様にせねばならぬ、元來世上の貸借は相對の取引によるものである、殊に金銀出入の裁許は切金の濟方となり、毎月少分の金額を返却すれば宜いのであるから、従前の利率のまゝでさして借方の苦痛とはならぬ、是等の理由により、貳拾五兩壹分の割合に改正する方がよいと、急速に御返事致

し難い、在方は勿論遠國取引等の事情を評定所一座に於て篤と取調べた上、更に伺書を提出致しませう、今般町奉行申上の件は、先づ是迄の通り居置と御指令ありて然るべきやとあつた。之は天保十三年五月のことです。

藏前の札差<sup>(二九)</sup>は藏米で俸祿を貰ふ小給の幕府の御家人の爲に、請取方や賣拂方をするのが本業で、自然それを擔保として貸金をする。享保九年に仲間を官許せられた時、貸金の利息は一年一割半を超ゆべからずと定められ、寛政元年年一割二分に減じ、天保改革の時御趣意を奉じて年一割に減ずべき旨を申立てた。又質物の利子は元祿十四年に錢質は錢百文につき一ヶ月利息四文、年五割、金質は金二兩以下金壹分につき同銀四分、年三割二分、金十兩以下金壹分につき同銀三分、年二割四分、金百兩以下金一兩につき同銀一匁、年二割に定められ、その後多少の異動はあつたが、大體に於て變らなかつた。天保改革後質屋共は御趣意を奉じ、錢百文の利息四文を三文に、又金壹分の利息銀四分を同三分に引下げ、錢質の年五割を三割七分五厘に、又金質の年三割二分を二割四分に引下げた。かく札差及び質屋が利子を引下げた上は、世上一般の金利も引下げて宜しからうと



いふ町奉行の見込も一應道理ですが、既に金利引下令が發布となつた後、十二月下旬になつて又もや高壓的に質物の利子引下を發表したの(三)は、餘り飽どい處置といはねばならぬ。今度の利率を金一兩錢六貫五百文として換算すると、錢百文につき二割五分、金二兩以下は一割五分餘、金拾兩以下は一割二分餘、金百兩以下は八分となる。元祿に比べて二分ノ一に當る。之では質屋共が騒立てたのも無理はない。殊に質物の入替の頻繁に行はれる十二月下旬といつては、發布の時機も頗る宜しきを得てゐない。結局翌十四年二月本令の一部を改正し、同七月本令を撤回するに至つた。幕府にとつては頗る不面目の至りです。

## 四

株仲間の解放と相俟つて人民の生活安定を目的とした諸改革は失敗に了つた。假令失敗に了らぬまでも大した効果は得られなかつた。株仲間解放の結果も自ら推知し得られるのである。

第一 江戸大阪間の荷物の輸送が澁滞した。海上が無事であれば兎に角、若

し難破した場合には誰が精算勘定をするか、又精算勘定をしたところで、誰が之を分擔出金せしめる能力を持つてゐるか。今迄は十組の極印元兩行事といふものがあつたが、解放令によつて廢止されて仕舞つた。大阪商人が送荷物の積下方、江戸商人がその積取方を懸念したのは道理です。諸色掛名主市中取締掛名主一同から本件について充分の取締を幕府に希望し、幕府も捨置く譯に行かず、難破の場合注文荷物江戸大阪兩損純粹の仕入荷物は荷主の損失、仕入荷物たりといふとも、江戸に引合の商人あり、既に積送の案内を出した上は江戸大阪兩損、又難船は遠州今切を堺とし、従來の如く兩地にて改めよと令してゐます。要するに仲間組解放令は商品の輸送を妨げた事實はあつても、毫も之を盛大ならしめたとは考へられない。

第二 仲間組合がある中は、商品の供給高も需要高も大概の見當が附く。仲間組合を解かれた以上、新規の同業者の簇出を覺悟して、舊業者は手を縮め、新業者は出来るだけ發展しようとする。そこに商品の分配が平均を失ひ、價格は亂高下を生ずることゝなつた。



第三 何人たりとも營業勝手次第と許されても、容易に營業しかぬる業務が色々ある。札差兩替屋の類は巨額の資本と信用とが必要である。どうして素人が札差業や兩替屋を開業し得るか、假令開業し得たとて、どうして得意が急につくか。仲間組合解放令は必ずしも營業の自由を與へたとはいへぬ。従つて同業者の競争による物價引下の希望は少からず裏切られたであらう。

第四 質屋古着屋古金古具屋仲間の類は、元來普通保安警察の意味を充分に加へて設立を認可否勸奨せられたもので仲間組合解放後は紛失品盜難品の通知觸が従來のやうに迅速に行渡らず、盜賊逮捕の端緒を失つた場合が多かつたらう。

第五 株は營業の特權である。仲間に加はらうとすれば明株を譲受けねばならぬ。殊に價があつたのはこの理由で、千兩株といつて、一株千兩の價を有するものも珍らしくなかつた。従つて株を擔保として金銀を融通することも自由であつた。解放令によつて株の價は一擧にして零となり、株を擔保として貸出した金額は回收の目的物がなくなつて仕舞つた。

要するに仲間組合の解放は地代店賃手問貸人足貸貸借實物の利息引下等と相俟つて四民の生活を安定ならしめんとする一大政策であつたが、種々の缺點があつたために失敗に了つた。越前守は今度の改革が成就したら、幕府の命脈は今から三四十年間可なりに繼續するといふ大抱負を以て、所信を斷行したのですが、社會上經濟上の改革によつて民間から怨まれ、政治上財政上の改革によつて武家に背かれ、遂に半途で失脚して仕舞つた。

## 乙巳(弘化二年)元旦

奉るけふの御贄のあつきこのわか腹赤をも君や知らさん 忠 邦

(一) 市中取締類集町觸申渡之一

(二) 帝國圖書館保管舊幕府引繼本中觸留と題する書三種あり。余の引用せるは六ノ二〇九といへる舊番號あるものなり。

(三) 徳川時代商業叢書第三(國書刊行會本)にあり。

(四) 同上

(五) 新政錄一ノ三十二

(六) 經濟錄五及び草茅危言五

株仲間の解放



- (七) (一)に同じ。又新政錄一ノ十五を見よ。
- (八) 新政錄一ノ三十八、二ノ十四
- (九) 「髮結床」
- (一〇) 新政錄一ノ三十二
- (一一) 新政錄一ノ六十四
- (一二) 天保十三年八月五日御觸、新政錄二ノ二十六
- (一三) 同十月八日申渡、新政錄二ノ四十三
- (一四) 同七月八日申渡、新政錄二ノ十九
- (一五) 同四月十日御觸、新政錄一ノ五十
- (一六) (一五)に同じ
- (一七) 天保十三年九月晦日御觸、新政錄二ノ四十
- (一八) 徳川禁令考後聚二ノ三六三頁
- (一九) 札差貸付金の利子については拙稿「札差」を見よ。
- (二〇) 實物の利子については拙稿「實屋」を見よ。
- (二一) 天保十三年十二月二十二日御觸、新政錄三ノ十二
- (二二) 天保十四年二月十九日申渡、新政錄三ノ二十三
- (二三) 同七月十二日申渡、新政錄四ノ二十三
- (二四) 天保十三年六月二十四日御觸、新政錄二ノ九

内藤博士紀念論文集所載 昭和二年二月稿

### 御買米及び御用金

一

江戸時代に於ける諸色直段は米直段を標準とし、米直段の高下に従ひ諸色直段が左右せられるのが常套であつた。されば米直段の平準を保つといふことは四民の希望であるのみならず、爲政者の理想であつた。米直段が大高下を生じた場合には、爲政者は親切に之を調節する手段を講じて、敢てその勞を吝まなかつた。その下落の場合に講じた手段が御買米及び御用金である。官邊から富商家に命じ、一時に巨額の米高を買入れしむるを御買米といひ、彼等に命じて差出さしめた金銀を以て、官邊自ら買上米を行ひ、又は諸家に貸付けて救助の資に當てるのを御用金といふ。御買米と御用金とは名稱こそ異なれ、その實體は同一と稱して差支ないのである。



大阪は天下の臺所といふ詞がある。これは海内の諸侯が大抵大阪に藏屋敷を設け、藏屋敷を持たざる分は町人に託し、領内の産物主として米を持來り、之を賣却してその藩の財政を支へたからであるが、江戸幕府に取つても大阪は臨時の金庫で御買米御用金の必要ある時は、先づ大阪町人に之を賦課した。勿論大阪ばかりではない、江戸京都堺その他にも賦課したが、買米高用金高からいへば大阪が毎時も群を抜いてゐる。

大阪表に買米令の發布せられたのは、享保十六年を第一回として、延享元年文化三年、同七年の都合四回、又用金令の發布せられたのは、寶曆十一年を第一回として、天明五年、同六年、文化七年、同十年、天保十四年、嘉永六年、萬延元年、元治元年、慶應二年の九回である。雙方合して十三回となりますが、その中文化七年の分は若干の人員に限り、買米を免ぜられて用金を賦課せられたのですから、先づ十二回と數へるのが穩當でせう。この中最も人口に膾炙してゐるのが、天保十四年の御用金、その次が文化十年の御用金で、當時の申渡書や御用金の請高などを、町人銘々の宿所姓名の上に記した書類は、現今でも澤山ある。併し是等の用金が

どういふ風に上納せられ、どういふ風に償却されたかといふ次第を記した者は極めて稀で、殊に天保以後になると、請高さへ記した書類も滅多に見ぬ位です。

買米令なり用金令なり、いづれにせよ幕府から大阪城代の手を経て町奉行に達せられ、町奉行の手で三郷町人に達せられるのが順序ですが、時には幕府から態々吏員の派遣を見たこともある。例へば文化十年には勘定奉行肥田豊後守頼常、天保十四年には勘定吟味役羽倉外記則の上阪となり、頼常または外記から用金を賦課する次第を申渡して居る。併し之は申渡だけで、跡始末は矢張り町奉行がしてゐる。尤も大阪町奉行は東西に分れて居るので、東にしる、西にしる、一方が専任者となり、一方は立合となる。萬延元年の御用金の時には、西町奉行久須美佐渡守祐雋の受持で、祐雋から用金令の草稿を東町奉行一色山城守直温に示し、御意見もあらば遠慮なく仰下さるゝやうにと、添手紙がしてあります。又町奉行を助けるために、東西から同數の與力が出て、御用掛となり、又三郷惣年寄の中から若干名が選ばれて、同じく御用掛となる。この御用掛の與力同心が實際に仕事をするのです。



買米令又は用金令を下す時には、江戸派出の吏員又は町奉行の口からして、多少本令を下す理由を説明する。説明は時代を下るに従つて精細になる。文化十年の例を引くと、近年打續き米價下直故、厚き御世話もありしに、未だ米直段引立つに至らず、當冬も下直にては、武家百姓愈迷惑となり、工商の渡世も薄くなるべし、仍て當秋の模様により格段の御仕法もあるべく、就ては莫大の金銀入用につき、止むを得ず出金を申付くるとあつて、格段の御仕法が果して何であるか、聽く者に取つては一向不明です。併し米價引上の或手段であることは想像がつく。と言ふのは、享保以來の御買米は勿論のこと、寶曆以來の御用金は、凡て米價引立のためである。幕府が諸大名旗本御家人―あらゆる武士階級、押擴めていへば天下を救ふために、御用金を賦課するのであつた。それが天保十四年の御用金から一變して、幕府自身の財政窮乏を救ふためとなつた。説明も自ら委しからざるを得ない。用金賦課の理由は更なり、利息や償還年月をも明言する。最後の慶應二年の用金に至つては、償却金の出處すら説明し、毎年攝津・河内・和泉・播磨の收納金を以て下渡し遣す、右收納金は大切の譯柄なれど、今回の償却法、後

年に至るとも變革なき旨、町人共安心を致すために、右引當に爲し下さると言ふやうな次第で、幕府の威光が段々衰へて行く有様が窺はれます。

説明の多少は時宜によることとして、申渡の最後に、銘々を買求むべき米高、又は上納すべき金高を封書にして渡し、歸宅してから開封せよと言ふのが通例です。或場合には、銘々力一杯申出でよとあつたが、それでは却て請高が思はしくない。高歴的にやる方が結果がよかつたと見えて、米高金高を指定する。何を標準として指定高を定めるか、又何を標準として御買米なり御用金なりを命ずる大阪町人を誰々と定めるか、それは官邊の祕密で不明ですが、家屋敷の廣狹、雇人の多寡、これらは一目しても解るし、又商賣の繁閑、財産の増減等も、大抵のところは町奉行所で知つてゐたらしい。

大阪の富商家といふ向でも、表から見るところの壁は、荒塗の儘にして置く家が多い。之は御用金を命ぜられた場合に、昨今不手廻で、外部の壁さへ満足に塗れませぬと、指定高を直切る口實であつたと言傳へる位で、町奉行所から命ぜられた米高金高を、そのまま承知することは決してない、色々の口實を附けて、



減額を企てる。例へば指定額一萬兩とあると、町人の方では、先づ二千兩だけの請書を出す。當方で身代相應に申付けたるに、斯様な請書を出すは不届である。早々書直せと言はれて、今度は二千五百兩と書出す。又叱られて二千八百兩に増すといつた工合で何回となくやる。播磨屋仁三郎の記録によると、慶應二年の御用金の時には、彼は七回請書を改め、八回目で漸く開濟となつた。この掛引に與るのが御用掛の與力及び惣年寄の役です。天保十四年、嘉永六年、萬延元年の御用金の時には、西組與力の内山彦次郎なる者が大に働いた。天保十四年九月、西町奉行久須美佐渡守祐明―前にある佐渡守祐雋の父―から幕府に差出した内密書類の中にも、彦次郎には先年祐明江戸在勤中面會し、御用談も致し、御用に立つべき者と見込みしが、着阪後晝夜の別なく御用談を試み、その性質の眞實堅固にして、而も才機あり、大阪出生の者にてありながら、身元宜しき町人共と懇意に仕らず、役所にて御用向申談の外、一切彼等を私邸に引入れず、今度の御用金につきても、同人骨折にて、人氣も立直り、御用も相整ひ申したと褒めて居る。かかる男であるだけに、一方には敵も多く、幕末浪士のために、天神橋の上で暗殺せ

られた。かの陽明學者として有名な東組與力の隠居大鹽平八郎が兵を擧ぐる時、第一に内山を殺さうといふ謀があつたとさへ傳へられて居る。その平八郎を油掛町の隠家へ捕縛に向つたのが、この彦次郎であるから面白い。嘉永六年の用金令は、海岸防禦の費用に充てるが爲で、最初は獻金といふ事であつたが、一向人氣がはずまぬ、そこで一部は獻金、一部は差加金サシカネと稱して、用金同様に取扱ふと改めたが、その際の彦次郎の説明は、正面から堂々として海岸防禦の必要を論じ、萬一外夷と戦端を開く場合には、武士は黒燻クロクソホリとなりて屍を戰場に曝し、農民は歩役に取られて、東西に奔走すべし、何の役儀をも仰付けられざる工商は、せめて今般の御用を勤むること、御奉公の途なるべし、されば今は茶杓を握り、淨瑠璃を語り居る時節にあらず、二ヶ所所持せる家屋敷は、一ヶ所を賣拂ひ、之を獻金の足タビに致してこそ、御上は勿論、先祖へ對し規模の立つ譯であると激勵して居る。さうかと思ふと、翌年正月にはグット碎けて、金高のところは去暮の申出高が精一杯であらうが、今一段出精して貰ひ度い、迷惑ながら頭搔きく、熟慮致しくれるやう宜しう頼む、此方共とて斯様に言ふは、口に砂を嚙むやうであるが、役目の表



故是非なき次第だなどと論じてゐる。一擒一縱自在なりと謂ふべきだ。

## 二

掛與力や惣年寄からいへば成るべく請高を多くするのが手柄で、それと反比例に指名された町人の方では成るべく請高を少くしたい、御買米や御用金を命ぜられるやうな大家になると主人は町奉行所から差紙を配り出頭せよと申來つても、病氣と稱して出ない、代人が出る。その家の支配人とか老分とかで、之が掛與力や惣年寄と交渉する。一方には何屋では何程の指定額で何程の請高で開届となつたかといふ風に探を入れて參考とする。交渉數回で愈請高が決着すると、請書を差出す。御用金なれば銀高及び上納期、御買米なれば米高及び買入期を記入し、之で漸く一件落着となる。されば指定額と請高との間には必ず差がある。天保十四年の場合を見ると、豪商中の豪商ともいふべき融通方大兩替方二十一名に對する第一回指定額が金四十四萬兩で、第二回には金八十五萬五千兩に上り、最後の請高が銀二萬八千六百九十五貫目と金一萬一千兩となつ

て居る。尤もこの金高は三井住友兩家の分で、兩家では用金を止めて、獻金としたのです。

御買米の方は、町人自身がそれ／＼請書の米高を買持つので、切手で買つても、正米で買つても差支ないが、切手枚數、石高代銀賣主の氏名等を一々奉行所へ届出で、適當に米價が引上げられた所で、賣拂許可の命が出る。享保十六年の買米は總計六十萬石といふ事ですが、翌十七年には西國筋に大蝗害があつて夥しい死人を生じた位ですから、結末はうまくついた。文化三年の買米も、まだ請高全部を買切らぬ中に、洪水で米價が騰貴したので、買持米の賣拂許可、買米殘高の免除となつた。今の政府も米價調節と稱して、去年から米を買上げてゐるが、その結末はどうつか。延享元年の買米の如きは買持町人の損となつたと思はれる。之は買入時期の米價と、賣拂許可の時の米價とを比較して、いふ話ですが、米は保存すれば若干の減が立つ。鼠喰その他外部の損害を避け得るとしても、この減と品質の劣ることは免れ難い。政府が米價調節の結末をうまくつける事は、我他共に望む所ではあるが、饑饉や洪水などで甘く行くのでは大に困る。賣



曆十一年の用金は、その金額を三郷町々に貸付け、出金者に對しては毎町より若干の利子を出し、その借受金額の三分二で米を買ひ、三分一を相對次第一分半以内の利子で、諸家へ貸付けしめたので、買米に用ひた三分二は、金主の手に戻つたが、諸家に貸付けた三分一は、元利の返済が思ふやうに無いので、貸付者たる町々は手を引き、金主と諸家との貸借となり、永年賦となつたといへば、これ亦金主の迷惑となつたことだけは疑を容れない。天明五年十二月三郷町人に命じた用金、及び翌六年六月天下一統に命じた用金は、從來とは趣を異にし、右用金を諸家に貸付け、その利息の一部を幕府が取る。諸家の融通を看板にして、内實幕府が利益を占めようといふのですから、實際には殆ど行はれず、間もなく廢止となつて仕舞つた。之は田沼主殿頭意次の惡政の一つです。

右申す通り、御買米を切手でして宜しいとなると、奸手段が行はれる。即ち眞物の切手を買はず、藏屋敷に頼んで空米切手を發行して貰ひ、それを利息を出して借入るれば、姿だけは買米のやうになる。併しそれでは實際米の賣買が行はれたのではないから、米價は一向引立たぬ。文化七年の場合の如きは、買米總高

六十萬石―その内融通方十四軒の分は二十萬兩の御用金を命ぜられ、御買米は免除となつた―といふけれども、その後一向米直段が引立たぬ。一つには空米切手を持つてゐる者があらうといふ見込で、同九年の十二月に正米圍又は代銀納といふことを命じた。即ち買持の切手を以て、一旦正米を藏出し、それを藏屋敷の藏なり、町人の藏なりに入れ、町奉行所から封印を付ける。之が迷惑ならば一石について五十四匁二分といふ代銀を出せ、その代銀で官邊で正米を買つてやるといふ意味です。すると不正手段をして居つた町人は、第一に代銀納を承知する。正直に買持米をして居た町人も代銀納を願出づる。何故かといへば正米を圍つて置けば、古米と新米との買替の損耗、蟲入毛入の損耗、藏敷仲仕賃等の雜費、是等を合すると中々少からぬ高であるから、いづれも代銀納を願つた。その代銀を合計すると一萬貫目といふ巨額で、掛屋では町奉行所から相談があつた時、到底一時に勘定が出来ぬといつて斷る。十人兩替屋に相談しても、同様謝絶せられる。一方町人は代銀納をせねばならぬからと、兩替屋で正銀を引出さうとしても、兩替屋もさうく正銀を渡しきれぬ。代銀納を令した町奉行所



も、代銀納を願出でた町人も、雙方共に二進も三進もゆかぬ羽目に陥つた。そこで右代銀納を出願した銀高は、一時出願者に預け、必要に應じて取立てるといふことに決し、町人から預證文を出して同年の冬を越した。嗚かし當時の大阪市中は非常な動搖であつたらうと想像されます。

大阪町奉行所で正米圍代銀納の令を出す前々月に、江戸では萬石以上の諸侯に令し、江戸大阪廻米高を、既往三年間平均の二割減とせよと命じたが、翌文化十年七月になると、本年の諸家大阪表廻米高を前年の二分一とし、残り二分一は國許にて糶圍とせよ、又萬石以下の廻米高は既往三年間の平均高を越ゆるべからずと令した。之によると諸家文化十年度の大阪廻米高は、例年の十分四となる割合で、畢竟有米高を減じて米價を引立てようとする策である。併し廻米高を減ぜられた諸家が、勝手向に差支へるのは明白であるから、幕府は何とかその救済法を行はねばならぬ。之が文化十年に大阪町人に御用金を命じた原因で、町人から出した金を、諸家に貸渡さうといふ趣意です。町人の方では去暮一時預證文を出した銀高は、追々取立てられ、官邊で買上米の代銀となつて仕舞つたと

ころへ、また今度の用金ですから、買持米代を用金に引直さうと願出でた。官邊の方では用金は用金、買持米は買持米で別である、用金を出せば、買持米は御仕法によつて直段騰貴すること必然だと諭す。俗にいふ卵が先か、鶏が先かといふやうな話で、その中には買持米も賣れて來たので、買持米代と新規の用金とを結付けて、今回の用金總額といふ事になつて、その總額は官邊の書類を得ませぬ故分厘の細い所までは判然と言へませぬが、先づ三萬五六千貫目と見て、大差あるまいと思ひます。

前文申述べた所により、御用金といふのは御買米の變體で、本來幕府が自分自身のために使用するべきものでないといふ説は證據立てられたと思ひます。用金の性質が一變して、幕府自身の爲にすることゝなつたのが、天保十四年で、この時の用金令には、去々丑年以來、幕政一新なほこの上にも窮民御賑恤、その外普く御仁政を行はれんとするに、莫大の費用を要する、右は御府財を以て爲さるべきであるが、これ迄打續き御物入多く、萬一非常の御備に差響いては容易ならざる儀故、其方共に御用金を仰付ける、今回の御用金は一年二朱の利子を附し、明年よ



り二十年間に償還すると明白に斷つてあります。償還期限や利子を明白にしたのは、今度が始めて、文化十年度の如きは、明年中に償還する筈ではあるが若し出来なければ、明後年から利子を附して償還するといふやうな、極めて漠然たるものです。尤も文化七年融通方十四軒に限つて調達させた二十萬兩については、五ヶ年間据置き、六年目より毎年二萬兩づゝ返却、利子は上納の月から年々三朱を下付するとの條件がありますが、之は特別の場合です。それから今一つ天保十四年の御用金について注目すべきは、御用金の年賦納で、在來とても御用金を分割して納めたことはあるが、比較的短い期間に納めたので、年賦納といふやうなことは曾てなかつた。今度の御用金は三年賦、五年賦、一番長いのが十年賦である。御用金の性質が一變すると共に、種々なる事情が伴つて來る。

## 三

天保度御用金の目的は、羽倉外記の説明によると、窮民賑恤そのほか普く御仁政を施さるゝ爲とあつて、一向要領を得ぬ。加之外記の遣方が高飛車的で、富商

豪家にそれ／＼金高を割付け、封書にて返答を申出づる日限を極め、猶豫はならぬといふやうな嚴重な取計方であつたため、却て人氣に障り、少分の請高を申出づるもの、又中には猶豫を願ふ者すらあつた。大阪町奉行久須美佐渡守祐明から内密に幕府へ差出した同年八月の書状を見ると、之は外記の手に附いて來阪した支配勘定逸見一太郎が、一體氣嵩なる性質の上に、御代官手附でも勤めたか、村役人共を取扱ふ振合で、大阪町人共を申威し、無難に出金せしめようとした結果であると推察せらるゝ。外記も今更慚愧後悔の體故、御用金の事は私共に一任し、但馬の御用の方へ出立したら宜からうと申勧めたとあります。祐明は最初から外記の遣方に反對し、掛與力内山彦次郎掛惣年寄薩摩屋仁兵衛などの意見に従ひ、當地の人氣を量つて取計つた方が、穩に御用濟となるであらうと外記に勸告した程故、果して祐明の書状の通りであるか、判然とは言へませぬが、兎に角外記は一太郎を伴れて八月十二日に但馬へ出立し、同月晦日に歸つて來た。その間に佐渡守並に彦次郎より懇に町人共を諭し、人氣も立直り、九月十七日の請書濟の金高は大阪堺、兵庫、西宮四ヶ所の分を合し、金百八萬四千九百六十六兩



三分餘に達した。そこで外記の一行は十七日後の申出分並に納年割等の儀は諸事佐渡守に一任し、二十一日大阪表を發足し、京都を経て閏九月の半頃に江戸に歸つた。

一體今度の御用金のことは、本年五月佐渡守が在府中、老中水野越前守忠邦から追つて羽倉外記を下阪せしむるにつき、諸事打合せ取計ふべく、それ迄は口外致すべからずとの内意があつて、外記に仰含められた金高は、百十萬兩といふ高でした。そして最後の結果はどうかといふと、大阪外三ヶ所で合計百十四萬九千八百二十二兩餘となつて、上々の首尾である。之を別けて見ると、用金<sup>ヨウキン</sup>差加金<sup>サカヒ</sup>上金の三種となる。差加金といふのは用金の中へ加へて用金の通りに御取計下さいと願出た分、上金といふのは全く上納して仕舞ふ分です。閏九月十三日大阪城代青山下野守忠貞の添狀と共に、幕府に到着した東西兩町奉行連名の御用金勤高上<sup>ウツタカ</sup>格金高凡勘定覺書によると、大阪外三ヶ所で用金高六萬二千二貫目この人員四百七十六人、差加金高四千三百六十二貫二百二十九匁、この人員二百二十九人、上金高一萬六千一百五十兩と銀二百五貫六百八十五匁、この人員二百

十四人、合計金一萬六千一百五十兩と銀六萬六千五百七十貫三百四十四匁、金一兩六十目替として換算すると、兩口合して金百十二萬五千六百五十五兩二分餘となる。この外銀千四百五十貫目、この金二萬四千一百六十六兩二分餘は、鴻池屋善右衛門の御用金勤高追増で、之は善右衛門一人に限り、他に類例のないことです。

御用金の使途は外記の演説では不明瞭である。但し佐渡守に御用金賦課の内意を漏した越前守の腹中には勿論あつたに相違ないが、その越前守は前記の勘定書の到着した日に免官となり、同二十三日には羽倉外記も同様免職となり、小普請入を命ぜられ、減俸の上、逼塞の申渡を受けた。さり乍ら越前守の趣意は、翠十月江戸町奉行鳥居甲斐守忠耀外五名から老中土井大炊頭利位宛に差出した伺書に、馬喰町御用屋敷取扱御貸付金一領分知行ある武家に對する貸付金を半高棄損半高無利息年割上納と申渡すに就ては、その跡理をするために、京大阪堺の豪商共に上金又は御用金を申付くる仕法はないか、若し有りとせば、その金額を新規貸付金に振向け、右利息を以て諸渡下戻を取計は、差支もあるまじ



きかといふ意味で、越前守からの御問合の書留がある。その後愈本年五月に馬喰町御用屋敷御貸付金の仕法替を仰出さるゝ際にも、御用金を御貸付の元金とするやうにとの御合があつた。併し御貸付元金としては差當り二十萬兩程もあれば差支へないと見えてゐるので明瞭ですが、その残金八十萬兩餘を越前守はどうする積りであつたか、何分不明です。この伺書があつてから間もなく、大炊頭から勘定奉行等に、大阪外三ヶ所御用金の半高を下戻すことにしてはどうかと諮問があつたところを見ると、越前守に代つた大炊頭の内閣は、大阪町人の負擔を軽減する考へもあつたらしい。但し年末になつて幕府の諸入用は明年以後去る寅年(天保十三年)の費用の半減を以て取賄ふやうにといふ申渡があつた。して見れば、幕府の財政は大窮乏で、用金の半額を免除するなどは中々以て覺束なくなつたらしい。

天保度用金の年賦納は天保十四年弘化元年同二年の三年分を納めたゞけで打切となつた。尤も年賦納額は各人必ずしも十年賦といふ譯ではないから、三年分と雖も、案外に金額は多く、大阪外三ヶ所の用金差加金合計銀六萬七千八百

十四貫六百五十目中、向後納付を免除せられた分は銀一萬五千四百七十九貫九百目、ザット二割三分餘です。この用金打切の顛末を少し申述べませう。

## 四

文化七年に融通方十四軒に命じた御用金二十萬兩は、納年より三朱の利子を渡し、元金は五ヶ年間据置き、六ヶ年目より十年間に拂戻す約束であつたが、文政二年までに元金の償還せられた分が八萬七千兩である。又文化十年の御用金の償還期限は、最初から曖昧で、明年冬迄に下戻すべく、若し明年中に下戻なくば明後年より相應の手當を下され、且つ元金も拂戻すべしとあつたが、果して文化十一年中に拂戻なく、同十二年より文政二年まで三朱の利子のみを下付し、少額の御用金を差出したる者に限り全部○銀三千二百貫ならん、用金總額判明せざれば、この償還金額も亦精密に言ひ難しを償却した。それがために文化七年の御用金の償還残額は十一萬三千兩、文化十年の御用金の償還残額は五十萬七千九百八十九兩三分餘となる勘定で、文政三年右兩度の用金共本年より向十一ヶ年間御金繰の都合により、元利共拂戻中



止の旨を申渡した。幕府の財政の都合上償却せぬぞといふ譯で、融通方以下度の歎願も遂に顧みられなかつたのは、甚だしい不法であるが、十年の期限は瞬く間に過ぎて、天保元年となり、改めて償却法を定め、文化兩度の御用金共、元金は本年より三十三ヶ年賦に支拂ひ、年々に残る元金に對する利子は別に積置き、元金皆済後十七ヶ年賦を以て償還する。つまり元金及び利子全部を五十年間に返済するぞといふ意味です。さうして同年より弘化元年に至る十五ヶ年間は毎年、弘化二年分と同三年分とは翌四年に償還せられました。

天保度御用金は翌年より二十ヶ年に割合ひ、一ヶ年二朱の利子を付して返却するといふ約束ですが、一年づゝ後れて、弘化元年分は二年に、二年分は三年に、三年分は四年に償還せられた。然るに弘化三年三月、融通方十四軒その他を西町奉行所に召し、近年公儀に於ては吉凶の大禮打續かせられ、殊に先年江戸本丸の炎上あり、諸家より上金をなし、江戸市民よりは獻金等を願出でたるに、當地に於て一向何等の出願なきは、天保度用金年割上納中なるによるか、二百餘年の徳澤を蒙り、富貴の當地に安住渡世をなし得る冥加を想ひ、奇特の出願を爲さんと欲

包紙に嘉永七甲寅歲二月十日  
西御奉行石谷因幡守様  
上金披仰渡御請書但銀三十  
枚三ヶ年納さあり

縦六  
横一尺一寸五分

此の御用金は、先年江戸本丸の炎上あり、諸家より上金をなし、江戸市民よりは獻金等を願出でたるに、當地に於て一向何等の出願なきは、天保度用金年割上納中なるによるか、二百餘年の徳澤を蒙り、富貴の當地に安住渡世をなし得る冥加を想ひ、奇特の出願を爲さんと欲

嘉永七年以上金請受證文

一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子  
一、徳田春樹 長子

縦五寸五分  
横一尺六分二ツ折



する者は遠慮なく申出でよと町奉行永井能登守尙徳より説諭に及んだ。説諭が済むと内山彦次郎が席を進めて奇特の出願と申しても今更別に献金もなし悪いであらうから文化度二回の御用金償還残額を献納したらどうかと言出した。これから町奉行所と用金上納者との間に数回の交渉があつて結局翌四年八月に(一)文化度二回及び天保度御用金に對する利子を盡く献納し元金のみの下戻を請ふこと(二)天保度御用金は弘化二年を以て打切とし三年以後の分は上納に及ばざること(三)以上三回の御用金償還残額を合算した總高銀六萬二千二百六十五貫四百二匁餘を三十五ヶ年賦にて償還することゝなつた。この總高は大阪兵庫西宮の分で堺の分を含んで居りませぬが年賦高銀千七百七十九貫十一匁五分は弘化四年より慶應三年に至る二十一回分は償還せられた證據があります。

それから幕府は嘉永六年十一月に三郷町人に献金を命じたところ思ふやうに請高が進まぬので一部は献金一部は差加金と稱して御用金同様に取扱ふ事とし例の内山彦次郎が寛嚴兩様の説得を試みたことは前回にも申した通りで



その時の金高は大阪並に兵庫西宮三ヶ所で、上金高銀一萬三百三十六貫六百八十一匁一分九厘、追增高銀二萬五千八百九十六貫二百目、合計銀三萬六千二百三十二貫八百九十一匁一分九厘<sup>○大日本古文書館未外國關係文書之三には銀一兩銀六十目替として、金六十萬三千八百八十一兩二分と永十九文八分三厘三毛餘之を十年賦に納めることになりました。上金高といふのは獻納<sup>○一、二の實例によると</sup>最初の二年分は、獻金なり、全部皆此の如くなりしならん</sup>

追增高といふのは後日割戻を願ふ分で、この分に對しては償還は追て沙汰すべしとあつて、極めて漠然たるものでした。この時は江戸や京都にも御用金の申渡があつたのですが、江戸の分は二十萬兩位で、大阪並に兵庫西宮の高の三分一に過ぎません。

嘉永度上金並に追增高の確定したのは、翌安政元年六七月の頃で、この歳から翌二年三年と都合三回分は眞面目に大阪御金藏納となつたが、安政四年に至り、少數の銀納者の外、當時銀拂底であるから、金納に願ひたいと申出でる者が多かつた。餘儀ない次第、然らば時の相場を見合せ、金一兩七十目替にて納めさせては如何と、大阪より勘定奉行並に吟味役に伺書を出したが、何の返事も來ぬ。

安政五年六年の分も同様で、彦次郎の取調によると、初發以來安政五年までに實際御金藏へ納めた高は、銀一萬三千八百二十貫二百七十七匁六分四厘、最初の請高の三分一強となる。そこへ萬延元年の御用金令が下つたので、嘉永度の未納分はどうしようかといふ議論になり、大阪町奉行久須美佐渡守一色山城守の連名で、右未納分は用捨の積に御心得有之やう致したしと、勘定奉行松平式部少輔近韻等への掛合の書面が残つてゐます。

萬延元年の用金高は天保度の用金高を標準としたので、專任者は西町奉行久須美佐渡守祐雋掛與力は同組内山彦次郎成瀬九郎左衛門兩名で、賦課の理由は外國に對する處分、其他各種臨時の用途幅狭し、殊に今度本丸再建の工事ありて經費莫大なれば、從來の徳澤冥加を辨へ、銘々心力を盡して奉公すべく、下戻に際し、相應の手當銀を給すとあつて、償還の期限や利率は一向不明である。天保度文化度用金償還殘額は、まだ三分二ばかり未償還であるし、嘉永度の上金及び差加金は上納中である。そこへ右の如き償還期限と利率の曖昧な用金令が出たので、指名者は氣が進まず、漸く五月になつて請高が極り、總額六萬八千四百四十七



貫目ばかりとなり、豫定の如く天保度の用金高に達したが、この總額を新に市民の懷中から出すと思つては大に相違する。この總額中には嘉永度の追増金高安政三年乃至六年の四回分を含んでゐる。一例を引くと、米屋太兵衛の嘉永度請高は銀五十五貫目で、その中獻金が十五貫目、之は安政元年と二年とに七貫五百目宛を出し、殘銀四十貫目は差加銀で、安政三年から八ヶ年間に、毎年五貫目宛上納する筈であつたが、今度の仕法替により、請高銀百六十貫目の内、安政三四兩年に納めた十貫目は改めて獻上し、五六兩年に納めた十貫目は、今度の御用金の第一回分となり、殘銀百四十貫目を明年より、九年間に納める内譯書となつてゐる。さすれば嘉永度用金中(一)第一回第二回分は最初から上金(二)第三回第四回分は本來用金同様の差加金であるが、之も上金となり(三)第五回第六回の差加金は萬延度御用金の第一回分となり(四)第七回分以下は勿論免除となつたのである。用金が年賦納であるために、第一の用金上納が終らぬ中に第二の用金令が下りるといふ始末になつて、勘定が面倒になつたが、要するに嘉永度御用金は全く帳消となつた。この御用金については幕府は大阪町人に對し、債務がなくな

つて仕舞つたと見るべきです。

萬延度御用金は、文久元年第二回分を、文久二年第三回分を、文久三年第四回分を納めたが、元治元年九月、幕府は長州征伐の軍用金に窮して、また、大阪町人に用金を布いた。今度は至急を要することゝいふので、用金を命じた翌月に請高銀二萬六千九十五貫目を纏め、且つ本年十月から明年五月まで月割を以て上納すべしと嚴達し、利息も四朱であつた。月割上納といひ、四朱利息といひ、二つながら前例を見ぬ。迅速に纏まつたといへば結構であるが、一方には町人の歎願に耳を貸さなかつたらうと想像せらるゝ。さて困つたことには萬延度御用金の第五回六回分と、元治度御用金とは衝突する。一方は年割、一方は月割といへ、二口の用金を二年續けて取るのは、如何にも氣の毒だといふ譯で、萬延度第五回第六回分は一時上納を延期し、元治度御用金が終つた翌年から、第七回第八回といふ風に第十回までを徴し、第十回分が濟んでから、更に第五回第六回分を取ることにした。要するに萬延度御用金の上納中に、元治度御用金が挿まつた譯です。



## 五

慶應元年五月に元治度御用金は滞りなく済んだが、長州再征問題で幕府は復御用金の手段を用ひねばならぬことゝなつた。當時幕府が大阪町人に對する負債を舉げて見ると、第一は文化度天保度御用金償還殘額で、之は三十五ヶ年賦下戻の約束で、慶應元年十二月に第十九回分を拂つて居るから、殘りは十六回分で、第二は萬延度御用金の既納四回分、第三は元治度御用金全額である。そこで幕府は慶應二年寅四月に一同を召喚し、西町奉行松平大隅守信敏から萬延度御用金四回分、元治度御用金全部を償還し、前者に對しては年二朱、後者に對しては四朱の利息を加へ、いづれも上納の時から去年十二月までを期限とし、月割にて利息を數へ、残らず拂戻す、又萬延度御用金中本年以後上納分、渡世衰微による延滞分等、すべて未納高は免除致すにつき、一同難有心得よと申渡した。萬延度御用金は償還期限も利子も追而沙汰すべしとあつて、一向沙汰はなく、元治度御用金は四朱の利子といふ事だけは判明してゐるが、償還期限は明言されて居らぬ

やうである。――之は當時の町奉行の申渡書全文を手にしぬから判然とは言へぬが――それが兩方共一時に元利金を揃へて下戻すといふのであるから、町人にとつては大に悦ぶべきであるが、實はこの申渡の後に、更に大に恐るべき用金令が控へてゐるのである。用金令の主要を摘むと、天保以後御當代に至る迄、恐れ乍ら度々の災害で、その上近年天下の形勢容易ならず、殊に兩度の上洛引續き、今般御進發につき、當地御在城數ヶ月に及び、彼是臨時の御用途筋舉げて數へ難く、眞に前代未聞の御出費である。當地町人共は度々御用金上金等を勤め、その上近年不融通にて物價騰貴し、且つ去年五月以來御用宿を相勤め、品々迷惑の聞ありと雖も、餘國とは違ひ、金銀融通宜しき地なるにより、今度改めて當地並に兵庫、西宮町人中、資産ある者を選び、御用金を命じ、身元に應じて金額を割渡せば、銘々に於ても目下の形勢、公儀の心勞、當地安住の德澤冥加を思ひ、前後の斟酌なく、心力を盡し、御請に及べ、尤も請高は當年中に月割上納とし、明年より三十ヶ年賦償還、利子は年二朱と定め、攝河泉播の御收納金を以て下渡しあるべしとあつた。かく償却金の出處を説明した事は、破天荒で特に注意すべき點と考へます。



幕府は今や内政外交二つながち必死の場合に居る。英佛米蘭の四國艦隊が兵庫に碇泊して、條約勅許關稅改正兵庫大阪先期開港問題を提げて幕府に肉薄したのは、去年九月で、條約勅許の旨は朝廷から下りたが、兵庫は開港を禁ずとの御沙汰であつた。長州の處分を齎らして老中小笠原壹岐守長行が藝州に出發したのは、この歳二月であるが、所詮長州は甘んじて幕府の處分を受くる有様でない。所謂天下沸騰で、殊に京阪地方には多人數の人が集るので、米を始めとし諸色に至るまで一齊に騰貴し、五月八九日兵庫西宮池田伊丹邊に起つた打崩ウチヨシの風は、大阪にも傳染して、市中は大混亂を生じた。かゝる場合に下された用金令の事故交渉が抄取らぬ。公邊では請高を増せ、上納期限を短縮せよ、主人直に出頭せよ、身分不相應の銀高を申上げて萬一上より御沙汰があるやうになつても、その時は拙者共の取計に及びかぬぞ、身代關所の命が下つても執成しては遣はさぬぞ、といふ程の權幕で催促する。前にも申した通り、播磨屋仁三郎の如きは、叱られては金高を増し、叱られては金高を増し、八回目で漸く請書が納まつた。かゝる例は決して播磨屋一人ではなかつたらう。

右申す通りの次第で、慶應二年の用金は、漸く七月に至つて決定した。請高合計銀十七萬八千七百八十四貫百目、この口數千八百八十人とあつて、銀高に於ても人員に於ても記録キョク破りヤブで、中には五貫目七貫目十貫目などの少額もある。十貫目の分は中々多人數で、如何に幕府が用金高を集めようと焦慮したか、解る。さう乍ら右總額の内には萬延度御用金四回分と、元治度御用金全部とが引直されてゐる。之は萬延度御用金總額の中に嘉永度追増金が引直されたと同様で、萬延元治兩度の用金は慶應度の用金で帳消となつた。その金額は彼是五六萬貫目と思ふ。それから上納期限も當年中との申渡であつたが、さうも行かず、播磨屋の例では、本年より三年間、數回に分割して上納する請書を出しました。尤も上納者全般がさうであつたかは、明言致しかねます。

長州では小笠原壹岐守の處分案を承諾しないで、愈戰闘開始となつたが、在阪の將軍家茂は生憎病氣で、而も病勢は追々増す、一橋中納言慶喜を名代として出陣させるといふことになつたが、肝要の軍用金が足りない。之は三郷町人より差出さしめるより外はないとあつて、八月二日に町人共を西町奉行所に召喚し



た。町人共の方では、先月請書を上つた故、御褒美の御詞でもあるかと思つて出掛けたところ、案外にも用金請書高中、萬延度元治度引直分を除き、實際新規に勤むる金高の半分を、至急に上納せよ、躊躇せば止むを得ず、此方共出張して身代調を行ふにつき、不束の御請を申出でざるやう注意せよといふ嚴命で、而も右急上納は百目立で正金を上納すべしとの條件すら附加せられた。當時の相場は一兩百三十目位である。百目を一兩に換算して正金で出すとすれば、見すく一兩につき三十目の損をせねばならぬ。町人にとつては二重の難儀で、哀訴しても歎願しても、少しも効果はない。それほど愚圖々々いふなら、當地に安住致させ置くも無益の町人故、立退を命ずるぞと、掛與力は威嚇する。傍に居る掛惣年寄からは、我々に於ても、誠に氣の毒で、見るに堪へ兼ねるが、今度のところは何としても都合せねば、家名に拘るやうなことに立到るから、早々御請を差出せと慰諭する始末で、どうにもならず、同月中にとりく半高上納になりましたが、その金高は五十一萬八千四百六十二兩、この口數三百四十四軒となる。して見れば半高急上納は用金請書を差出した全人員に及ぼしたのではないと言へます。そ

れから残りの半高はどうかといふと、十月上旬銀百目を金一兩に換算し、本月がら來年一杯の中に、月割で上納しろとの申渡で、實際當時の相場は一兩百三十目以上でしたから、或は正銀で納めたいとか、納銀高を減じて貰ひたいとか、色々の歎願もありましたが、悉く採用とならず、納期を明後年まで延期するといふ特典を與へられて、落着を告げたのが十二月で、之と同時に九月から十二月迄の分を一時に納め、残りは明後年に互り、月割で納めることとなり、慶應三年十一月までは間違なく納めて來た證據があります。尤も十二月になつて、愈幕府の形勢も危くなり、残額を臨時上納の手形に書改めさせ、翌四年即ち明治元年正月四日五日六日と大騒擾中に、町奉行所から人を出して、奉行所附近の分は烈しく取立てたといふ話ですが、先づ慶應度の用金は十一月で自然消滅と申しても、差支ないと存じます。

以上で大阪表に於ける御買米及び御用金の件は一通り済んだのです。之で見ると、御用金は御買米の變體で、決して取上切りの性質のものではなく、本來償却せらるべきものであるが、幕府の瓦解のため、取上切りの姿となつたことが解



る。御買米御用金は享保以來前來前後十二回もあつたが幕府が大阪町人に對して遂に返却し能はなかつたのは、文化度天保度御用金償還殘額三十五年賦下戻の十四ヶ年分と、慶應度御用金の内慶應三年十一月までに取立てた分との二つで前者は二萬四千九百六貫百六十一匁と計算し得ますが、後者は判然した數字を得ませぬ。假に十四五萬貫目と見積れば、雙方合して十七八萬貫目ばかりが全く大阪市民に對する幕府の負債であつたのです。

本題については可成澤山の書類を見ましたが、まだ材料が不充分で判然せぬ點も彼是あります。それにも拘らず今まで研究した分を纏めて發表します次第は諸氏の御指導により一層本問題を研究したいといふ希望によることを最後に申添へて置きます。

史學雜誌第二十六編第八、九號所載 大正四年八、九月

## 天保十四年の御用金

### 一

御用金の定義 御用金は強制的の公債募集 大阪町人と御用金 御買米と御用金 御用金の目的一變す その影響 (一)申渡條件の精細 (二)同数の頒發 研究資料

### 二

老中水野越前守の内意 羽倉外記以下御用掛吏員の氏名 天保十四年御用金の申渡 江戸城西丸の燒失 文化兩度の御用金 府財兼捐 御用金高の威嚇的指定 人氣一變す 御用金免除による鴻新・近休兩家の迷惑

### 三

御用金に關し市中一般への觸書 久須美佐渡守御用金高指定の態度を難ず 佐渡守の御用金事務取扱 八月廿三日の説諭 人氣快復す 九月十七日の請高 内山彦次郎と鴻池屋善右衛門の盡力 千宗・米喜・近半三軒の御用金免除に 天保十四年の御用金



關し外記と佐渡守との衝突 鴻池屋善右衛門の別口三萬兩出金 佐渡守の反對

四

御用金高・差加金高・上金高 その納年割 水野越前守一派の失脚 御用金の收納と發送 御用金の使途に關する御勘定所の何書 土井大炊頭の指令 御勘定所の答申 町奉行の答申 天保度御用金の償還 弘化三年文化度御用金償還殘額の獻納を論ず

五

文化七年及び十年の御用金償還仕法 文政三年の償還中止 天保元年の償還仕法替 文化十年の御用金償還年賦額に關する疑問 文化度天保度御用金の利銀獻納を論ず 天保度御用金年割納殘額の免除 弘化四年文化度天保度御用金の償還仕法替 新償還法の實施期限

一

武家時代に領主が臨時の支出を要する時に、領内の人民から取立てる金錢を

用金といふ。之を人民の方から呼ぶ場合には、御の字の敬稱を加へませうが、本題は天保十四年に幕府が大阪堺兵庫西宮四ヶ所の町人共から取立てた用金の意味で、御の字を單に敬稱とのみ認めず、幕府を指すものと解釋したいのです。御用金といふと取上切りのやうに思ふ人が多いが、それは全然誤解で、取上切りの分は上金又は獻金といつて、御用金とはいはれない。御用金は元金に利子を附けて償還するのが本來ですが、幕府が瓦解したため償還不能の分があつたわけです。それから御用金は幕府の方で指名して出させる。請書の文面から見ると、本人が進んで出金したやうに見えることもありますが、それは形式だけで實際は已むを得ずに出金する。指名者以外から御用金に加へて欲しいと願つて出す分を差加金といつて、いかにも自發的に聞えるが、之にも當局の勤誘が加はつてゐる。又御用金は人を指すばかりでなく、金高をも指定する。尤もこの金高については、命ずる者と命ぜられる者との間に懸引が行はれて、指定高と請高との間には必ず差違が生じる。是等の點から見て御用金は強制的の公債募集といへませう。



御用金を強制的の公債募集と解釋したら、如何なる土地で之を募集したら、短日月の間に所期の結果を齎らし得るか。富が集中してゐる都會地に限ることは申すまでもない。江戸・京都・大阪いづれも幕府直轄の都會地であるが、就中大阪が富力に於て天下に冠たるは十目の賭るところで、従つて大阪は度々御用金を命ぜられてゐる。寶曆十一年（一七六一）を最初として、天明五―六年（一七八五―六）、文化七年（一八二〇）、同十年（一八一三）、天保十四年（一八三七）、嘉永六年（一八五三）、萬延元年（一八六〇）、元治元年（一八六四）それから最後が慶應二年（一八六六）で都合九回となりますが、その中文化七年の分は初め御買米であつたのが、途中で一部の人々に御買米を免じて御用金を命じ、又嘉永の分は本來上金を命じたのですが、これか不出來であつたので、一部を上金とし、一部を差加金又は追増金の名稱を以て、御用金同様に取扱ふことゝなつたのです。

幕府時代では米を以て諸色直段の標準と認め、諸色直段が米直段に背馳する場合には、それを米直段に引付けようと努力してゐる。さうして米直段の高下による士農と工商との利害は、或程度までは反對であるが、高下共に或る程度を

越えれば、四民一體の難儀となる。爲政者の立場から見れば、米直段が餘り高下のないやう出来ることなら平準を得ることを欲する。然らば米直段の高下が餘り烈しい時に、爲政者が人爲的の調節策を試みるのは、寧ろ當然の筋道といはねばならぬ。その調節策の主なものとして、米價引立のために繰返されるのが御買米で、富商豪家に命じ、市場の正米數十萬石を買入れしめ、或期限まで之が賣拂を差控へしめる。大阪表では享保十六年（一七三三）を第一回として、延享元年（一七四四）文化三年（一八〇六）同七年（一八一〇）と都合四回の買米令が下つてゐる。併し富商豪家とはいへ、素人が正米を買入れることは、第一買入の手續に於て面倒である。第二保管に迷惑する。第三損失の危険がある。米は保存期限が長ければ長い程品質が劣り、榊目が減る。鼠喰濡痛もなか／＼容易には防ぎ得ぬ。従つて賣上直段が買入直段保管料及び買持期限に對する利子を償ふに足らぬ場合は、十中八九といひたいが殆ど十の十までさうである。そこで御買米に代へて御用金の仕法が案出せられた。即ち町人に米を買はせる代りに、その代金を幕府に納めしめ、幕府は之を以て或は買米を行ひ或は諸家に貸付けて、米價下落



による彼等の財政難を緩和することを計つた。現に文化七年には若干名の御買米を途中で御用金に振替へ、残りの町人中若し正米圍を不便とする者は代銀で納めて宜しいと令してゐる。御買米と御用金とは二にして一で、目的に於て何等の相違のないことは之で證據立てられます。

然るに天保以後の御用金は外國に對する種々の施設、江戸城本丸の再建又は長州征伐の經費に充用するために募集せられ、今迄とは使途が全然相違してゐる。天保以前の御用金は天下のために之を命じ、天保以後は幕府自身のために之を命じてゐる。天下のためといつては或は溢美の言葉かも知れぬが、以前は少くとも米を主なる収入としてゐる武家一般のためであつて、決して幕府一己の便宜を計つたものではなかつたのが、後には幕府自身の財政的危急を凌ぐための御用金と變じて仕舞つた。普遍性を失つて特殊性のものとなつた。天保十四年の御用金は御用金の性質の轉換する境目にあつて、この點から見てもかなり興味が深いと信じます。

御用金の性質が一變すると同時に見通すべからざるは、第一御用金の申渡が

精細になつて來たことである。御用金の申渡には江戸から特に吏員の出張する場合もあり、又大阪在勤の町奉行が之に當る場合もあるが、いづれにせよ町奉行配下の與力若干名と總年寄―身分は町人であるが官民の間に立つて市政の圓滑を計る―若干名とが掛役カケリヤクとなつて事務を取扱ふ。天保以後御用金の申渡は殊に委しくなり、之を命ずる理由は勿論、利率や償還方法を細説し、甚だしきに至つては償還金の出處すら説明してゐる。之は償還の確實であることを證明して、御用金を勤める町人共の安心を買ふためであらうが、一方からいへば幕府の信用が次第に衰へて行く有様を示すものといへます。

富商豪家を町奉行所に召喚し、江戸表派遣の吏員又は町奉行から御用金の申渡が済むと、次に各自が出金すべき金高を封書にして交付し、歸宅の上開封せよといふ。或場合には銘々力一杯申出でよとあつたが、その結果が面白くなかつたので、高壓的に金高を指定するのが通例となつた。併し何を標準としてこの金高を定めるか、更に一步を進めていへば、何を標準として御用金を申渡す町人を誰々と定めるか、それは官邊の祕密ですが、與力や總年寄は代々大阪の人です



から町人共の内幕は案外よく町奉行所に知れてゐたらしい。それに先例を追ふのが幕府時代の習慣ですから、新規の御用金の時には前回の御用金に應じた人名と各自の勤高とを基とし、之に多少の斟酌を加へて人名及び指定高を定めたものでせう。御買米の方も同様で、享保十六年の御買米高が六十萬石であつたところからして、何時も之が標準となつて居るやうです。翻つて町人の方からいへば、彼等は決して指定高をそのまま承認することはない。種々の理由を付して減額を申立て、掛與力から叱られる度毎に少しばかりづゝ増額し、遂に或金高に落着する。之を請高といつて、請高とその上納期限とを記した書面を出して漸く事済みとなる。この書面を請書と申します。

御用金の性質が一變すると共に、第二に、御用金が頻繁になつて來た。天保十四年を境界としてその以前は百十三年間に御買米と御用金とを合して七回あつたが、以後は二十四年間に四回ある。平均して十六年に一回あつたものが、六年に一回となつた。斯様に頻繁になつて見れば、町人の方では一時に上納することが出來ずして年賦納を出願し、幕府も之を聞入れねばならぬ勢となつた。

又御用金は前にもいつた通り本來償還すべきものであるが、幕府は財政窮乏の餘り甲の御用金の償還が終らぬ中に、乙の御用金を命ずる。否もつと甚だしくなると、甲の御用金の年賦納が済切らぬ中に、乙の御用金の年賦納が始まる。一方で償還期限の繰延や利銀の切捨を論せば、一方では御用金未納分の免除や新規の御用金の請高の中に前回の御用金既納分の一部を繰入れる事などを出願し、計算は非常に複雑となり、結局大阪町人は幕府の瓦解によつて自ら御用金の一部の上納免除を得ると共に、償還を受くべき御用金の一部を失つた譯です。御買米及び御用金は幕府時代經濟史上の重要な一事項である。自分は先年大阪市役所在勤中特にこの問題に興味を感じ、當時に於て出來得る限りの材料を集めて大阪市史中に記述し、又歸京後之に關する概説を史學雜誌二十六ノ八、九に發表したが、その後更に天保十四年の御用金に關する新史料を見出し得たので、改めて本文を草した次第です。

(一)天保撰要類集第拾七 主なる新史料は本書中に「天保十四卯年大阪表外三ヶ所御用金の儀に付一件」と題して收めてある左の書類で、之と同一の書類は順序こ



そ違へ、市中取締書留第十八及び市中取締類集遠國何の部第四にもあつて、この方には撰要類集に關けて居る仕譯帳が二冊備つて居る。以上三部は江戸町奉行所の編纂で、原本は現時帝國圖書館に保管されてゐます。

(三) 卯十一月 鳥居甲斐守銅島内匠頭より土井大炊頭宛 大坂表外三ヶ所御用金の儀に付評議仕候趣申上候書付

(ろ) 御用金の儀に付水野越前守殿え追々申上置候書付三通寫

一 卯八月 御用金の儀に付内々申上置候書付

二 卯九月 御用金の儀に付申上置候書付

三 卯九月 御用金の儀に付内々申上候書付

(は) 卯閏九月 久須美佐渡守より水野越前守宛 御用金の儀に付内々申上候書付 (ろノ三)に同じ

(に) 九月十九日 羽倉外記より井上備前守根本善左衛門宛一通

附 九月十七日請印申付候御用金井上金高書付

(ほ) 九月廿九日 羽倉外記より井上備前守根本善左衛門宛一通

(へ) 卯十月 久須美佐渡守申上書一通

(と) 卯閏九月六日 青山下野守より 御用金の儀に付當地町奉行申聞候趣申上候書付

卯閏九月 久須美佐渡守水野若狭守より 御用金の儀に付申上候書付

附 御用金勤高上ヶ金高凡勘定覺書

(ち) 卯十一月 戸川播磨守禰原主計頭外三名より土井大炊頭眞田信濃守宛

大坂外三ヶ所御用金の儀に付御尋の趣取調申上候書付

(り) 卯十月 鳥居甲斐守梶野土佐守外四名より 大坂外三ヶ所御用金の儀に付御内慮相伺候書付

附 大坂外貳ヶ所町人共其外上金納方仕譯帳

大坂外三ヶ所御用金納方年割并御下戻仕譯帳

(二)大坂表御用金井上金追増金等大辻書 安政の末から文久初年へかけて大坂東町奉行を勤めた一色山城守直温の舊藏書類の一で、表紙の肩に「安政六年十二月佐渡守與力彦次郎調廻し有之寫之置」とあります。彦次郎は天保度御用金の掛與力内山彦次郎のこと、又佐渡守は山城守の同僚西町奉行久須美佐渡守祐衛のこととて、天保度御用金當時に西町奉行を勤めて居た久須美佐渡守祐明は、この祐衛の先代と考へます。表紙と共に紙數七丁に過ぎないものであります。文化度天保度御用金及び嘉永六年の上金追増金について有力なる史料で、目下自分の手許にあります。

(三)御用金控帳 大阪五町貳丁目米屋太兵衛(川勝氏)が文化以後同人の勤めた御用金獻金等を記した帳簿ですが、御用金の年割償還高や年月日を認めて、收支の計算が載つてゐる所に本書の價値があります。



(四)文化度天保度御用金御仕法替手續書(大阪市史第五、九七三頁以下) 内山彦次郎と相並んで天保度御用金掛を勤めた總年寄を薩摩屋仁兵衛(比田氏)といふ。本書は仁兵衛の子孫なる比田種藏氏の藏本である。文化度二回の御用金が天保元年御仕法替となり、更に天保度御用金と一緒に弘化四年の御仕法替となる額末を叙したもので、薩摩屋仁兵衛の筆になつたに相違ない。仁兵衛以外に御用金御仕法替の額末を語り居るものはないと思ひます。(四)以下(七)までは前からあつた史料ですが、讀む度毎に本篇の絶好史料であることを感じます。

(五)御用金之控(大阪市史第五、一〇〇三頁以下) (三)と類似の史料で、堂島新地中貳丁目播磨屋仁兵衛(室谷氏)の手記で、天保十四年以後の御用金獻金のことを書いてあります。播磨屋自身の請高がどうして定まつたか、町奉行との懸引の様子を知り得るのは本書あるがためです。

(六)御觸及口達(大阪市史第四下、一六八二頁以下)

(七)天保十四癸卯年七月御用金請高名前控 御差加之分銀高年割書 大坂兵庫上金銀納方年割書 大阪加島屋三郎兵衛(樋口氏)の藏本です。この種の記録は色々あつて、比較対照すると、人名・住所・金高に必ず異同がある。(八)もその一種で、之は天保度だけの書類ですが、樋口氏の手許には本書ばかりでなく、文化十年から慶應二年に至るまで、毎回の御用金請高書類が存在してゐます。

(八)大坂町人御用金寫 天保十四御用金之寫 兩方共京都文科大學國史研

究室の藏本です。

(九)御買米及び御用金(拙稿、史學雜誌第貳拾六編第八第九號)

## 二

有名な天保改革は老中水野越前守忠邦が遣出したもので、天保十二年五月を發端とし、十三年十四年と引續いて行はれ、政治上、經濟上乃至社會上に随分極端な改革を加へた。その最後の十四年五月に忠邦は新任の大坂西町奉行久須美佐渡守祐明に向ひ、今回羽倉外記に京阪地方出張を命じたが、同人出張の主なる目的は大坂堺、兵庫西宮の町人共に御用金を命ずるためである、貴所赴任の上外記上阪せば、諸事同人と商議して取計らひますやうに、尤も外記着阪までは決して口外してはならぬと仰含められたと、佐渡守の書面(一)にあります。右談話中に見える外記は一名用九號を簡堂といひ、代官として治績があつたのみか、頗る文筆に通じ、天保十三年正月御納戸頭に擢んでられ、同年十二月勘定吟味役兼帶となり、越前守股肱の人物として幕府財政上の要職に居る位であるから、御用金



の件は既に承知して居つたに相違ない。或は外記自身が發案して越前守に勧めたのかも知れない。又越前守が天保十四年五月中御用金の件につき書取を以て勘定奉行等の意見を諮問したことが(り)に見えるが、生憎書取の本文が存してゐないので、月日を明かにすることが出来ぬ。兎に角天保度の御用金について年月の判然した最初の記事は、前に述べた越前守と佐渡守との内談で、これ以前に溯り得ないのである。

佐渡守赴任後間もなく外記の一行も到着したので、西組與力内山彦次郎總年寄薩摩屋仁兵衛を御用金掛に任命し、萬般の準備を整へ、その趣を城代青山因幡守忠貞へ上申した後、七月六日五時大阪町人六拾名を西町奉行所に召喚し、第一に融通方鴻池屋善右衛門以下拾五名、第二に大兩替方住友甚兵衛以下六人、第三に残りの茨木屋安右衛門以下三拾九名に對し、外記から御用金を申渡した。場所は黒書院で、列席者は大阪東町奉行水野若狹守忠一、同西町奉行久須美佐渡守祐明、御勘定福田所左衛門支配勘定逸見一太郎、御普請役櫻井三郎、同北村亮三郎等で、所左衛門以下は外記の隨員である。又融通方大兩替方は大阪有數の富豪

で、その氏名と宿所とは別表に譲る。

外記の申渡に曰く、天保十二丑年以來幕政一新、格別儉素を用ひられ、追々仰出された御仁徳の程は、銘々有難く心得居るであらう。尙この上世上一統太平の樂を享け得るやうにとの思召で、今度諸家救助窮民賑恤のため、多額の府財棄捐を仰出され、諸家の面々へも分限を守り、節儉を勵行せよとの御沙汰があつた。然る上は諸家の勝手向も追年立直り、餘徳町人共に及び、融通も宜しくなるであらう。當地は天下の中央、その上海運の便宜しきにより、數百里外より諸品輻輳し、取引手廣くして巨萬の富を保ち、是まで度々御用金を勤め、近くは文化年中兩度に金七拾餘萬兩を差出し、一廉の御奉公を致して居る。この段將軍家に於て深く御満足あらせられ、既に先年西丸御普請の節、諸家並に餘國より獻金あり、大阪にも御用金を仰付けらるべきに、之を省かれたのは、全く臨時の御用途に備へられんためである。然るところ將軍家には此上窮民賑恤、その外普く御仁政を施されたき思召にて、之に要する經費は府財を以て支辨せらるべきであるが、是迄引續いて支出した府財は莫大の高に上り、萬一非常準備に影響を及ぼすやう



になつては容易ならぬ儀故其方共一同へ御用金を仰付けられる次第である。勿論御用金のことであるから、明年暮より二十ヶ年に割合ひ、一ヶ年に二米の利金を加へて下戻さる。畢竟巨萬の富を握り、一時に數千金の貨殖を爲すのは、銘々の働で他の助に依るのではないが、諸家はその祖先矢石を冒し、鋒鏑に觸れた功勞によつて爵祿を保てる子孫でありながら、參勤等にて安居の假なく、その上軍役の外に臨時の御手傳もあり、又大金を獻納することもある。商人に至つては平生の勤筋といふものなく、二百餘年昇平の徳澤に浴し、安逸に暮し居る段は有難く心得居るであらう。今度の御用金は新政の御趣旨を助け奉る譯であるから、一際御奉公を勵み、公儀の御記録に家名を残したならば、子孫までも聞傳へ、自ら驕惰を慎み、家業愈盛大となるであらう。右申渡の趣意を篤と會得致し、異議なく御請をせよと。(四)

この申渡を仔細に吟味すると色々な事情が展開して來る。江戸城西丸の燒失は天保九年三月で、幕府はその造營のため、御三家以下諸家に御手傳を命じ、又萬石以下に高割上納金を申付け、その際江戸の町人から多額の獻金を願出で、

ゐる。出願といへば體裁よく聞へるが、實は幕府の内諭を受けて出したのであらうが、兎に角江戸の札差仲間が十萬兩といふ大金の獻納を出願してゐるに拘らず、大阪町人に何等の沙汰もなかつた。それは大阪町人が今迄度々御用金を勤め、殊に文化兩度の御用金に一廉の御奉公をしたからであるといふ。

文化兩度の御用金といふのは文化七年同十年の御用金のこと、文化七年は最初御買米を命じ、次いで融通方拾四軒に御買米を免じて、御用金貳拾萬兩を課した。勿論米直段引上の爲であつたが、八年九年と打續いての豊作で、一向目的を達し得ぬところから、九年十月諸家の江戸大阪廻米高を既往三年間の廻米平均高の二割減と爲すべき旨を嚴命し、又前に御買米を命ぜられた町人共は必ず正米を買入れよ、若しそれが不便とあらば、一石を銀五拾四匁貳分と積つて代銀を納めよ、その代銀で幕府の手で買上をして遣はすと申渡した。米切手といふ便利なものがありながら、何故米切手の買入を許さなかつたか。それは町人と藏屋敷と慣合ひ、藏屋敷に若干の利銀を納めて空米切手を借入れ、表面上御買米をしてゐるやうに取繕つてゐられたら、米直段釣上の目的を達し得ぬからであ



つた。併しなほ米直段が思ふやうにならないので、翌年十年七月に至り、一方には大阪町人に御用金を命じ、又一方には諸家の江戸大阪廻米高を去年の二分ノ一とし、残高を國許にて圍はしめ、圍糶高に應じて拜借を許すこととした。幕府の眞意は諸家の江戸大阪廻米高が去年の二分ノ一言換へれば平年の四割となつては、米直段下落の折柄、收入の激減を來たすは言はずして明かである故、圍糶高に應じて拜借金を許す、その拜借金は大阪町人へ課した御用金で融通しようといふのであつたが、大阪町人からいへば、文化七年の御買米がまだ落着せぬ中に今度の御用金となつたのであるから、前回の買持米を新に銘々が差出すべき御用金の中へ打込んで、さうして成るべく新規の出金を減じたいといふ意見でとう／＼その意見が通つた。それですから請書には大抵新規の動高と買持米の銀高と雙方を書出してあるが、中には買持米だけのものもあれば、新規の金高又は銀高だけのものもあつて、甚だ混雜してゐる。従つて民間の書類には、彼是數字の異同があつて、總請高を明白に知り得ぬが、米一石を銀五拾四匁貳分、金壹兩を銀六拾四匁として換算して、三百八九拾名五拾五六萬兩といふ數字は動か

ぬところですが、その内五百兩以下の分二百軒ばかり總高五六萬兩を文化十四年に償還した。これが文化兩度の御用金七拾餘萬兩の顛末で、天保度御用金申渡當時未だ拂戻中であつた。文化十年の御用金勤高及び同十四年の一部償還高の判明せぬことが、天保度御用金の研究に一大障礙をなすことは後文に申述べます。

天保度御用金の使途は何であるか、申渡の後段に窮民賑恤その外普く御仁政を施されるためとあつて、頗る漠然たるものである。併しながら總論に申述べた通り、御用金の申渡は幕末になる程明細になる。言換へれば、古い時代の申渡は漠然たるのが通例である。既に文化十年の申渡には、米直段下落につき種々御世話があつたが一向に引立たぬ、四民一統の難儀たるを以て、當秋の米直段の模様により格段の御仕法もあらう。それには莫大の金銀が御入用であるから、御用の金銀を差出すやうにと御沙汰があつたといひ、何が格段の御仕法であるかは一言半句も説明してない。又文化七年の申渡には、御用につき、當表身元宜しき町人共より貳拾萬兩を差出すやう、内々にて取調べの上申立てよと、江戸表



からの御沙汰であると冒頭に見え、さうしてその御用の次第はまだ配下の與力にも知らさぬと附加へてゐる。天保度御用金賦課の理由が申渡中に判然せぬのも已むを得ぬことであらう。

併しながら外記の説諭を見ると、諸家救助窮民賑恤のために既に多額の府財を棄捐され、なほこの上に御仁政を行はれたために御用金を申付けるとあつて、府財棄捐と御用金賦課の理由との間に切離すべからざる關係あるやに考へられる。然らば府財棄捐とは何か、研究を要する題目である。

馬喰町の御用屋敷で取扱つてゐる御代官御貸付金といふものがある。之を借用し得るものは大名にしる旗本にしる總べて知行を有する武家に限られて居るが、彼等は約束通りに返済せぬのみか、年賦返納の約束になつて居る分すら連年の滞納であつた。そこで本年四月幕府は一大英斷を以て、去年末日までの御貸付金は半高を棄捐し半高を無利息年賦納とすること、但し、拜借後利納五ヶ年に至らぬ分は五ヶ年納済の上本文の如くすること、滞利金は元金に準じ上納すること、本年より新規拜借の分は元利納方の期限を違へぬやう心掛くべきこ

と等を令し、この莫大の御仁徳を有難く存じ、銘々儉約を守り、御奉公勤績を心掛けよ、據なき譯あつて拜借を願ふとも、返納方の準備を整へてから出願せよ、斯様に相達した上、なほ從來の流弊に泥んで不束の取計を致す家來共があらば、その者の曲事は勿論主人も越度たるべしと諭してゐます。この切捨金額は貳拾萬兩位(り)とも貳拾五萬兩位(り)ともありますが、諸家救助のための府財棄捐といふのは確に之を指すに相違ない。それから窮民賑恤のための府財棄捐といふのは、天保十二年十二月、同十三年三月、諸色直段引下の目的を以て株仲間を解放し、株仲間より今まで冥加として年々幕府に差出した金銀や無代納物無賃人足等を免除したことを指すのでせうが、睨とした證據もなく、又株仲間の解放による府庫の損失高も不明です。

府財棄捐と御用金賦課との因果關係を事實上に證明するものは、越前守が勸定奉行等に下した書取である。書取の本文は存して居らぬが、その意味は勸定奉行等が連名で差出した伺書(り)で知られる。それによると馬喰町御貸付元金の内半高を棄捐半高を無利息年賦納としたにつき、之が填補として京大阪堺の



豪商共へ上金或は御用金を申付けるやうの仕法は有るまじきか、然らば之を新規貸付金に充て、その利息を以て諸渡下戻方を取計はば差支あるまじきやと、越前守殿から書取を以て御尋があつたとあります。尤も御貸付元金に充てるなら、貳拾萬兩か貳拾五萬兩もあれば足りるのに、越前守が外記に内命した御用金高は百拾萬兩(ろノ二)で、差引八拾五萬兩乃至九拾萬兩は何に使用する積りであつたか。御用金一件を擔當した外記は小普請入を命ぜられ、委細の儀は分り難いと勘定奉行等の意見書(も)にあります。この意見書は十一月付で、御用金一件が済んでから僅か三ヶ月後のものであるのに、もう御用金の使途は委細分らぬと幕府財政の當局者が明言する位ですから、現在に於てこれ以上に解釋し得ることは覺えないと思ふ。

七月六日西町奉行所に召喚せられた大阪町人六拾名は、外記の演説が済んでから、十八十九兩日中に銘々の請高を申出でよと達せられた。併し金高を指定せられないでは何分纏り悪いと、融通方筆頭鴻池屋善右衛門から申立てたので、町奉行所では同月十七日改めて融通方拾五軒大兩替方六軒を召して、四拾四萬

兩の御用金高を指定し、まだ返答の出揃はぬ廿二日に、再び彼等を召し、廿一軒中二軒を省き、残り拾九軒にて金高を八拾五萬五千兩に増し、廿三日には拾六名に貳拾四萬五千兩を、廿八日には九拾八名に四拾五萬三千兩を、八月九日には百拾壹名に三拾萬貳千兩を、同十六日には五拾四名に拾三萬貳千兩を、同廿五日には七拾六名に拾五萬貳千兩を指定した。(八)以上六回の中第一回第二回分はどの書類も同様ですが、第三回以下になると色々異同があり、中には同一書類でありながら内譯と總計とが相違する場合もあつて到底正確にはいへませんが、三百七拾餘軒貳百拾四萬兩といふ數字は動かぬところで、この外堺の町人へ拾萬兩、兵庫の町人へ三萬兩、四宮の町人へ壹萬兩の御用金高を指定したのですが、その手續等は不明です。

一旦融通方及び大兩替方に指定せられた金高が、數日立つか立たぬ中に變更されたのは如何にも不思議である。十七日には御用金掛の西組與力内山彦次郎から右金高を示し、廿二日には外記の隨員福田所左衛門逸見一太郎から金高を記した書面を銘々へ交付し、この度の御用金勤高書面の通り相心得、他向へ相



談等致さず、銘々封書を以て來る廿五日五時に御返事申上げよ、日延猶豫等は相成らぬとの文句が書加へられてあつた。指定高は殆ど二倍に増しながら、その理由は一言も説明されてゐない。又當日外記からこの度の勤高は是迄の順序に拘らず當局の鑒識を以て仰渡さるといふ演説はあつたが、増加の理由はやはり不明である。町人共の感情は之によつて少からず害せられた。廿二日以来人氣はがらりと變つて、町人共からは案外の減額を申立てる。例へば貳萬兩の御用金を指定せられたものが六千兩を三ヶ年賦で上納しよう(五)といふ類で中には返答の猶豫を歎願するものもあり、御用金一件は頗る覺束なき有様を呈して來た。

廿二日の御用金高指定に省かれたのは融通方鴻池屋新十郎、同近江屋休兵衛の兩名で、兩名に對する申渡に、今般の御用金は富商共が融通に用ひず倉庫に蓄積してゐる金子を以て御用を勤めるやうにとの御趣意である、其方共は近來身上不如意の趣、一旦御用金を申渡したが萬一他借又は同族共の援助を以て強て相勤め、彌身上恢復の障害となつては、御仁慈の御趣意に牴牾するを以て御用金

高は申渡さぬ、併しながら御國恩を辨へ、少々なりと御用を勤めたき所存ならば、その段を申立てよとあります。(四)之は兩家の身上不如意を官邊で厚意を以て斟酌した處置に見えますが、兩家にとつてはこれ程迷惑のことはない。一旦命ぜられた御用金の取消は兩家の金融逼迫を官邊で裏書したことになる。之が世間に傳はれば今迄兩家から融通のために出した手形を所持する向は、一時に店頭に殺到して引替を迫り、兩家は支拂に差支へて忽ち閉店の憂目を見ねばならぬ。兩替屋が一時に手形の取付にあつて止むを得ず店を閉ぢることを兩替潰といふが、兩家は御用金取消の申渡によつて將にこの厄運に遭遇せんとする場合に陥つたのですから、非常に周章狼狽し、取敢へず上納金を出願し、その後更に差加金を出願して漸く許可せられました。(るノ二)

## 三

御用金高改定の前日即ち廿一日に大阪三郷町中へ出た觸書がある。それには(一)今度御用金を命ぜられた者共の中、奮發して餘分に出金したいと思ひなが



ら若しさうしたら諸家への用達金商賣筋の取引或は仕入金の類に影響しずべて在來の割合よりも餘分に出金するやうになりはせぬか又他人の出金高の手本となり外から苦情を申掛けられはせぬかと懸念して決しかねるものもあるやに聞く。之は以ての外のことでは先日直々申諭した通り御用金は銘々力一杯に差出すべく自餘の取引と見比べることは心得違の至りである。(二)御用金を命ぜられた人々の外に御國恩の有難さを辨へながらその志を顯はし得ぬことを残念に心得居るものもあらう。上納金を致したき奇特の志あるものは遠慮に及ばず封書を以て申立てよ。(三)御用金は正金に限らず手形を以て納付するも差支ない。調達の都合により本年より三ヶ年に割合以上納しても苦しからぬ。然る上は銘々調達も致し易く金銀の融通に差障る筋はない筈である。それにも拘らず何角と浮説を言觸らしこれに動かされて差當り入用もない預金銀を過急に兩替屋から取立て或は米切手入替藥種類並合諸品仕入等を差控へるに至つては重々心得違である。自然一己の利慾に迷ひ心得違の處置に及ぶ者があれば早速召捕り吟味の上重科に申付けるといふ三項が戴せられてゐま

す。(六)

御買米や御用金の申渡があると市中の人氣は必ず動搖する。誰も彼も正金正銀を準備するために兩替屋に手形の引替を求めるので金融は逼迫しその影響として着手中の普請も中止物見遊山も中止商品の仕入も手控へるといふ始末で不景氣風が市中に吹荒ぶ。町奉行所ではその度毎に浮説又は誤解によつて不景氣を招いてはならぬと觸れて人心の安定を計るのが例ですが前記廿一日の觸書中(二)の上納金の件は觸書によらねば三郷一般に通じまいが(一)御用金請高を他人に遠慮なく出精せよといふこと(三)年賦納苦しからずといふこととは御用金を命じた町人その者に達すべき筋で市中に觸廻はる必要はない。恐らくは明廿二日から陸續大阪町人に御用金勤高を申渡し一氣に之を承認せしめんと欲する魂膽で威壓的の辭句を用ひたに相違ない。さう考へれば廿二日に於ける外記及びその隨員の言行も解釋がつくといふものです。

廿二日の御用金勤高申渡については久須美佐渡守は不賛成であつた。佐渡守の意見では御用金の儀は自分共立會の上で外記から申渡しても町人共出金



の取計向は外記から自分共へ相談の上と心得て居つた。自分は新任早々諸事不案内であるが、御用金掛を申付けた組與力内山彦次郎、總年寄薩摩屋仁兵衛は一廉の人物で、決して公儀に對し、龜末の取計をするやうなものではない。殊に當地町人共の人氣を能く吞込んでゐるから、彼等の意見を參酌して取計らはれたなら、下々の氣請も宜しからうと、外記に勧めたが一向採用せず、御威光を以て無理に金高を割付け、日限を定め、猶豫はならずと申渡した。かやうな嚴重の處置では、第一御新政の御趣意に振れ、且つは町人共の氣請に拘る。これといふも外記配下の支配勘定逸見一太郎儀、若年且つ氣嵩の性質にて、御代官の手附でも勤めたことのあるものか、村役人に對する態度を以て大阪町人に臨み、威赫的の辯舌を弄して出金を迫り、或は町人の内狀を探索せしめた多分、それらが影響したのであらう。最初御用金を申渡した時の人氣に引替へて、當節は頗る不評判となつた。これは全く一太郎の所存より起つたこと、と思はれるとあつて、その趣を老中水野越前守に内報（ろ／＼）してゐます。大局を知らず、齷齪として一己の功を樹てんと欲する小吏が事をあやまる例は、今も昔も澤山あります。

御用金不評判の原因はどうあらうとも、佐渡守自身も越前守の内命を受けて居るのであるから、外記の心配を對岸の火事同様に視ることは出来ない。そこで御用金一件は自分等に任せ、貴所は吉野及び但馬方面の御用に出立せられたらどうかと外記に勧めると、外記は甚だ後悔慙愧の體で、然らば御普請役北村亮三郎だけを残して出發するから、但馬表の御用が濟んで歸阪するまでに、御用金の儀を取纏めて貰ひたい、尤も當金で五拾萬兩出來たら御差支もあるまいと返答した。佐渡守は心中に一旦人氣を損じたこと故、當金五拾萬兩の調達も覺束ないが、自分も内命を受け、且つ申渡の際に立會つて居る始末故、御用金が成立たぬとあつては甚だ相濟まぬと考へ、内山彦次郎を呼出して相談したところ、外記や一太郎の居らぬ方が却つて宜しからう、金高は覺束ないが相應には出來ようといふ彦次郎の返事に、佐渡守も同意し、八月十二日外記出發後、佐渡守一手で御用金を取扱ふこととし、その趣を一應城代青山因幡守へ進達に及んだ。（ろ／＼）

佐渡守は同僚若狭守と相談の上、町人共を召喚して説諭を加へ、又掛與力總年寄等をして再三彼等に利害を諭さしめた。下に掲ぐるは八月廿三日西町奉行



所に於て若狹守立會の上佐渡守から申渡したところであるが、この演説は御用金の申渡同様、日を違へて幾回も繰返されたものと思はれる。説諭には、今日一同を召出したは別儀でない。先日羽倉外記出版御用金の儀申渡し、早速落着の見込のところ、中々手間取り、同人の心配少からず、御用途の所も相應に勤めさせ、又市中の動搖にもならぬやうにと、自分共に於ても同様心配致し居る。この頃外記但州表へ出張し、留守中の儀を自分共へ依頼せられたが、來月上旬には歸阪せられるであらうから、それ迄に成るべく相應の請高を申上げよ、若し不相應の請高を申出で、外記歸阪の上何とか申出でるやうでは、土地不案内故存外の儀と相成り、却つてその方共の迷惑とならう、自分共に於て土地の最負をする譯ではないが、當地の奉行であつて見れば、市中の安穩を欲する、外記支配の者も残つて居るが、今日は態と立會はさず、自分共より内談に及ぶ次第故成るだけ出精して早々請高を申上げよ、猶委細の儀は支配共より申聞けるとあつて、その後で彦次郎から仰の通りの次第故、精々奮發して廿六日までに請書を差出すやうにと傳へた。(五)

この説諭の前日即ち廿二日を以て、融通方大兩替方の請高は別表の如く決定し、廿一軒中三井八郎右衛門と住友甚兵衛とは御用金を謝絶して獻金とし、鴻池屋新十郎と近江屋休兵衛とは差加金を許され、残り拾八軒の總請高銀貳萬八千百四拾五貫目となつた。金壹兩を六拾五匁として右銀高を換算し、之に差加金壹萬壹千兩を加へると、四拾四萬四千兩となり、第二回の指定高の二分ノ一強となる。それからさきに勤高の減少を歎願した者共も、廿三日の説諭後進々増金を申立てる。例へば貳萬兩の指定高を六千兩三ヶ年割上納と直切つたものが、銀六百貫目三ヶ年割上納と改めるやうな次第で、(五)それに町奉行所の方でも頻に差加金上納金を勧誘し、御用金を命ぜられなくとも、御用途に加はりたと思ふものは遠慮なく願出でよ、出願の手續が不案内であるため、折角の存意が空しくなつては残念である、御用金掛總年寄は日々西町奉行所に出勤して居るから、その控所へ罷出でよと町々へ通達(六)したので、金高を定めて差加を願ふもの、冥加のため永上納を願ふものが、陸續として出て來た。

外記の但州表御用といふのは、生野銀山に關すること、外記はその用向を濟



ませ、八月晦日を以て歸阪した。今御用金一件は順調に進行中である。若し外記及びその隨員を之に與らせて、再び人氣を損じてはならぬと、佐渡守からそれとなく外記に注意し、相變らず佐渡守一手で取扱つてゐたところ、若干日を経て外記から、江戸表の御用にて急に歸府することゝなつたにつき、金高確定の分の請書を取つて當地を引拂ひたいと申出でた。之も道理な申條であるので、町奉行所では一方では請高を急ぎ、一方では差加金上納金の出願は九月十七日頃迄に致せ、期限を過ぎて本意を空しくせざる様にと注意し、遂にその日を以て一同に請書を申付けた。その金高大阪は九拾八萬拾四兩三分餘、兵庫は貳萬八千七百貳拾七兩壹分餘、西宮は五千四百拾六兩貳分餘、堺は七萬八百八兩壹分餘、合計百八萬四千九百六拾六兩三分餘となり、右の外大阪町人共の中請高未定又は年割上納期未定の分凡そ貳萬兩といふ見込で、之を加へると丁度外記に内命になつた百拾萬兩となる。(る、二)

外記取扱の節甚だ不評判であつた御用金が、勤高百拾萬兩に達したことにつき、佐渡守はその旨を越前守に内報すると同時に筆を極めて掛與力内山彦次郎

と融通方筆頭鴻池屋善右衛門との功勞を推賞してゐる。佐渡守曰く、彦次郎は元來實體堅固の性質で才機に富み、晝夜御用向に打掛つてゐる。行狀を慎み大阪出生の者ながら、富商共に懇意に出會ふことなく、役所に於て御用向を申談する外、私宅へ富商共を立入らせたことがない。それ故市中一統の氣請宜く、今般は右彦次郎一身に大任を負ひ、親切に利害を申聞けたため、人氣も速に立直り、御用向も相調つた次第である。又鴻池屋善右衛門は當地別段の富豪にて、質素儉約を守り、家法も正しく、富家に似合はず、萬端自身指圖いたす由、殊に當善右衛門は一廉の人物にて、同人の進退により外町人共の氣配にも拘るといふが、今度は同人格別熱心に御用金を勤めたため、外々へ影響し、一同も出精した次第で、殊に同家は是迄度々莫大の御用金を勤めてゐる。以上兩名のため追つて何分の御沙汰を願出づる心組につき、豫め御含置を乞ふと。(る、三)

九月十七日請書の時になつて、外記と佐渡守とは意見の衝突を見た。融通方千草屋宗十郎、同米屋喜兵衛、大兩替方近江屋半左衛門の三人は勤高が少いから之を省くといふ外記の主張に對し、佐渡守は下の如く抗議した。前記三名の勤



高は文化十年の御用金勤高に比して二倍内外を増してゐる。千草屋宗十郎は文化度勤高銀五百拾貳貫目のところ今回は千三百貫目、米屋喜兵衛は文化度銀四百拾七貫目餘のところ今回は七百五拾貫目、近江屋半左衛門は文化度銀三百七拾五貫目餘のところ今回は千貳百貫目である。然るを俄に御用金を免除しては彼等は面目を失ふのみならず品に寄つては家名にも拘る、今更三名を除くことは然るべからずと主張した。佐渡守の腹中には前に外記一己の意見を以て鴻池屋新十郎近江屋休兵衛の御用金を免除し、案外の騷を惹起したことを忘れて、その過失を繰返さんとするは何事だといふ氣持があつたのです。然るに外記は右三名は外に御用筋があるからといつて承知しない。佐渡守は重ねて外記に向ひ、然らば先づ勤高の通り御用金を命じ、御歸府の後、何々の御用により御用金は相勤めるに及ばずと仰渡されたなら、家名に拘るまじく、今般は先づそのまゝに居置かれるやうにと只管勧めたので、外記も漸く納得して請印を申付けた。(るノ二)

請書當日に至り、なほこの外に一つの混雜を生じた。是より先外記は鴻池屋

善右衛門に拾萬兩を差出さしめるやうにと彦次郎へ申談じた。外記が善右衛門の請高七萬兩を拾萬兩に増さうとした理由は解らぬ、恐らくは善右衛門を大阪隨一の町人と見込んだからであらう。彦次郎は迷惑ながら其旨を善右衛門に通ずると、同人の返答に、自分ばかり拾萬兩のお請をしては、自分一人當地町人の中で別格となる。それでは先祖以來の家法が崩れるから、何分お請を致しかねる。併し御用金を勤めてゐる一族の中に、實は自分から出金してゐる分もあること故、別に一族の氏名を加へて拾萬兩の御用金をお請致さうが、表面は善右衛門七萬兩として貰ひたいといひ彦次郎からこの趣を外記に復命して、外記も承諾した。融通方の中善右衛門と加島屋久右衛門とが七萬兩の請高である。して見れば善右衛門一人拾萬兩の御請をして別格となることは御免を被りたといふのは、道理な申分といはねばならぬ。然るに請書當日に至り、初筆の拾萬兩の下に善右衛門の外に一族の名前を書入れては不體裁であるから、外名前を除くか、或は一族何人と書くやうにと、外記から再三彦次郎へ申聞けた。彦次郎も甚だ當惑し、然らば善右衛門は七萬兩とし、一族の分は別段それ〳〵の銀高



を書出させても、總銀高に相違なきこと故、本日はそれにて済ませ、後日改めて善右衛門に別段三萬兩出金の件を談じませう。果して同人が承知するや否やは推量し難いが、最初談判の主旨と表裏相反したことは、何分申聞けかねるといひ切つた。さうなれば三萬兩餘分となり、善右衛門分都合拾萬兩にて、至極然るべしといふ外記の挨拶で、その通り取計らうことゝなつた。佐渡守は之を聞いて心中大に反對した。一體今度の御用金は外記が内命を蒙つた金高の調達が出来ればそれで宜いので、町人共銘々の出金高を論ずべきものでない。殊に善右衛門は家法を守り、外町人同様に致したいと申立てゝ居る。内實親類家族共へ立替へた分を合はせると、貳拾萬兩の出金高であるといふのに、少しもそれを表面へ出さず、謙退辭讓、町人の龜鑑として賞するに足るものである。それにも拘らず、右様無體の儀を組與力をして談判せしめんとするのは、支配頭たる町奉行の身に取つて遺憾千萬であると、佐渡守は憤慨したが、外記に談じたとして容易に承知を得る見込もなく、却つて御用の妨害とならんことを慮り、止むを得ず外記の意に任せたが、如何にも心外であつたと見えて、越前守に一部始終を内報してゐ

融通方大兩替方用金指定高及び請高表 (▲は金を示す)

七月十七日 第一回指定高	七月廿二日 第二回指定高	八月廿二日 請高	納年割	宿	所	人	名
-----------------	-----------------	-------------	-----	---	---	---	---



つた。さうなれば三萬兩餘分となり善右衛門分都合拾萬兩にて至極然るべしといふ外記の挨拶でその通り取計らうことゝなつた。佐渡守は之を聞いて心中大に反對した。一體今度の御用金は外記が内命を蒙つた金高の調達が出来ればそれで宜いので町人共銘々の出金高を論ずべきものでない。殊に善右衛門は家法を守り外町人同様に致したいと申立てゝ居る。内實親類家族共へ立替へた分を合はせると貳拾萬兩の出金高であるといふのに、少しもそれを表面へ出さず謙退辭讓町人の龜鑑として賞するに足るものである。それにも拘らず右様無體の儀を組與力をして談判せしめんとするのは支配頭たる町奉行の身に取つて遺憾千萬であると佐渡守は憤慨したが外記に談じたとして容易に承知を得る見込もなく却つて御用の妨害とならんことを慮り止むを得ず外記の意に任せたが如何にも心外であつたと見えて越前守に一部始終を内報してゐ

融通方大兩替方用金指定高及び請高表 (▲は金を示す)

七月十七日 第一回指定高	七月廿二日 第二回指定高	八月廿二日 請高	納年割	宿所	人名
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	今橋貳丁目	鴻池屋善右衛門
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	玉水町	加島屋久右衛門
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	大川町	加島屋作兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	内平野町貳丁目	米屋平太郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	七ヶ年	和泉町	鴻池屋新十郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	四ヶ年	今橋貳丁目	鴻池屋善五郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	吉野屋町	辰巳屋彌吉
▲50,000	▲100,000	▲45,000	八ヶ年	立賣堀四丁目	近江屋休兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	七ヶ年	安土町貳丁目	炭屋安兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	五ヶ年	今橋壹丁目	平野屋五兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	三ヶ年	高麗橋壹丁目	三井八郎右衛門
▲50,000	▲100,000	▲45,000	四ヶ年	過書町	天王寺屋忠次郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	六ヶ年	玉水町	島屋市兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	三ヶ年	平野町貳丁目	米屋喜兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	本年納	梶木町	千草屋宗十郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	本年納	長堀茂左衛門町	住友甚兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	三ヶ年	豊後町	泉屋甚次郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	五ヶ年	北久太郎町三丁目	近江屋半左衛門
▲50,000	▲100,000	▲45,000	五ヶ年	今橋貳丁目	鴻池屋庄兵衛
▲50,000	▲100,000	▲45,000	五ヶ年	平野町壹丁目	炭屋彦五郎
▲50,000	▲100,000	▲45,000	五ヶ年	内平野町貳丁目	米屋長兵衛

第二回御用金高指定の時、住友、泉屋は兩家にて金壹萬五千兩を指定せらる。又請高欄中三井、住友兩家の分は獻金、鴻新、近休兩家の分は差加金なり。







ます。(ろノ二)

外記は廿一日頃大阪を引拂ひ、大和へ廻り、吉野金山の御用を濟ませて廿六日頃京都に出た。彦次郎は外記出發後別口三萬兩の件を善右衛門に諭すと、最初の請高金七萬兩分、六拾五匁相場にて銀四千五百五拾貫目を來る申年(嘉永元年)迄に年割上納を濟ませ、文化度御用金償還殘額銀九百拾貫目を翌酉年(嘉永二年)一時に下戻されたとし、之に銀五百四拾貫目を足し、都合千四百五拾貫目を酉年より子年まで四ヶ年に割合ひ上納仕りませう、これ以上は力に及びませぬとの返答であつたので、その趣を京都逗留中の外記に報じたところ、請印を取つて江戸表へ廻せとの指圖であつた。佐渡守は最初から善右衛門の拾萬兩出金に不服である。總高が調つたにも拘らず、善右衛門に限つて別廉に出金せしめるのは餘り阿漕で、公儀の御所置とも思はれず、御新政の御趣意にも違ひ、且つ後年御用金等を仰付けられる場合の氣配にも影響するものと考へ、書面を以て別廉出金用捨の件を外記へ申遣はしたところ、歸府の上篤と取調べ、御用途御繰合に差支なしと認め、た上で用捨の處置に及ばう、先づ一旦は請書を差廻すやうにとの



返事であつたが、佐渡守はどうしても思切れず、越前守に宛て、別口出銀の儀は成るべく御差止あるやうにと内申してゐます。(ろノ三)

九月十七日以後に調印濟となつた御用金又は差加金上納金の請書は佐渡守の手で取纏めて外記の手許に送付した。外記が同月廿九日付で勘定奉行井上備前守秀榮勘定吟味役根本善左衛門に送つた書面(尾)によると、佐渡守より差越した請書の金高は六萬兩程とありますから、同人の最初の見込の貳萬兩よりは三倍も増した次第で、かくの如くにして天保度の御用金は色々の波瀾を経て九月下旬に落着を告げたのである。今その大要を摘むと、大阪堺兵庫西宮の町人で御用金を勤めた者四百七拾六名、差加金を願出でた者貳百貳拾九名、上金を願出でた者貳百拾四名となり、御用金高差加金高上金高の合計は金壹萬六千五百拾兩と銀六萬六千五百七拾貫三百四拾四匁となる。金壹兩を銀六拾目替として之を金に換算すれば百拾萬九千五百五兩貳分餘となり、更に之に鴻池屋善右衛門の御用金勤高追増銀千四百五拾貫目、この金貳萬四千百六拾六兩貳分餘を加へると、實に金百拾四萬九千八百貳拾貳兩餘となり、御用金として空前の巨額

であるのみか、御用金に伴つた差加金上金といふことも未曾有の現象です。(と)

## 四

御用金は三ヶ年賦で納入するも苦しからずと、七月廿一日の觸書に見えるが、愈請高及び納年割を確定するに當り、三ヶ年賦以上を願出づる者も可なり多數あつて、期限の最も長い分は拾ヶ年であつた。今大阪市中の御用金年割額を見ると、最初の三年と次の三年と最後の四年とで格段の差がある。即ち最初の三年で御用金全體の七割六分、次の三年で二割強を占めてゐることは、三ヶ年上納六ヶ年上納といふのが多かつた證據である。又最初の三年の中で第一年が殊に金高が多く、總高の三分一強に當るのは、町奉行所の説諭により、天保十四年に皆納した者や、年割納を許されても第一年だけは第二年以下の年割額より遙に餘分に出銀した者があるからです。差加金の年割納は最も長いのが八ヶ年、上金の方は三ヶ年で、兩方共御用金同様第一年の金高は著しく多額です。(七)大阪以外の三ヶ所堺兵庫西宮それらの御用金、差加金上金の年割額は不明ですが、



以上四ヶ所の御用金差加金を合併した銀高の年割額(り)を見ると、大阪市中御用金年割納高について論じたところは、大體それにも當嵌ります。

佐渡守以下の盡力によるとはいへ、總高百拾四萬兩に達し、越前守の内命した金高を超えたのであるから、嘸かし外記は得意満面であつたらう。外記が井上備前守根本善左衛門に宛てた書面(ほ)に、自分は閏九月二日逸見一太郎を召連れ京都を出發し、途中中川支等の故障がなければ十五日着の豫定である、着府の當日御勝手方老中若年寄並に月番老中の邸へ罷出でなければならぬか、或は翌朝でも宜しいか、御用狀を以て品川宿まで御報に與りたいとある。多大の成功を齎らし、意氣揚々として老中邸を訪問する得意さは、既に外記の胸裏に描かれたのであらうが、その想像は忽ちにして破れた。外記が首領と頼む水野越前守は、閏九月十三日御勝手取扱につき不行届があつたといふ理由で免職差控を命ぜられ、その數日前に備前守も善左衛門も免官削俸の上小普請入となつた。越前守及びその一派の失脚した直接原因は、江戸大阪十里四方の地を公收しようとしたことで、之には外記自身關係がある、外記の運命も危しといはねばならぬ。果

して同月廿三日、御役筋の義につき如何の事共相聞不埒の至候といふ理由で免職となり、御切米八十石の中四十石を削られ、小普請入逼塞の命に接した。不行届とか如何の事といふ言葉は、反對派を倒すときに彼等に負はせる定文句であつて、必ずしもその事實があつたと認めてはならぬ。

御用金一件の首唱者も擔任者も忽然として政治舞臺から消失せたが、御用金本年度の納入期限は追々近付いてくるので、大阪表では融通方大兩替方廿一軒中鴻池屋新十郎、近江屋休兵衛、三井八郎右衛門、住友甚兵衛、泉屋甚次郎を除き、残り拾六名に臨時掛屋を命じ、御用金を取扱はせることとした。彼等は十月一日より十日までに當年分を銀手形で集め、之を拾人兩替屋に渡し、拾人兩替屋はそれで金を買上げ封印して江戸に差立てる。又臨時掛屋自身の銀高は随分巨額で、一時に金を買ったならば金相場に影響するかも知れぬといふ心配で、銘々便宜に従ひ金を買上げ封印して上納する。尤も換算率は御買上金の平均相場によつて御請高を金に直し、端數は銀を添へて差出す手順であつた。(四)

江戸表では大阪町奉行から本年分の御用金は金に直し、十月中に大阪表皆差



立の積りで目下取立中であるとの通知に接したので、勘定奉行勘定吟味役連名の伺書(り)を老中に上つた。越前守殿の御書取によると、馬喰町御貸付金仕法替につき、當分御繰合のため富商共へ御用金を仰付けられた様に見えるが、それならば貳拾萬兩位もあれば済むこと故、殘金をどの方面に仕向けるのであるか、何分の御沙汰あり次第取調べて伺ひませうとある。この伺書に對し、土井大炊頭利位を老中主席とせる新内閣は、何とか前後策を講じなくてはならぬ。幕閣の意見は上納金を差出した四ヶ所町人共の中、鴻池に次ぐ者は格別難澁ながら上納金を差出した者もあらうから、その邊を當地で祕密に取調べ、上納金の内半高上金の見込を付け、その餘は免除したらどうかといふので、右の趣を書面に認め早々評議をつくせと御勘定所に下した。この書取に上納金とあるのは御用金差加金上金一切を含むらしい。(ち)

勘定奉行勘定吟味役は之に對し、左の如く答申した。御沙汰の通り、分限者といはれながら内實難澁の者もあらうが、中には眞實御國恩を辨へて御用金を相勤め、或は差加金上金を願出でた者もあるとのこと、一旦請印までしたものであ

つて見れば、一概に御差止を仰出さるべき筋ではあるまい、右の者共の中實際難澁の者を除き、その餘は相當の御用を仰付けられたなら却つて一同有難く心得るであらう、さり乍ら祕密に當地で取調べすることは不可能で、之は最初から佐渡守が手掛けて居ること故、組與力などの手に掛けず、同人手限に取調を仰付けられたら宜しからう、なほ勘辨を加へるに、當時御用金なくとも御勝手向御差支といふ程の儀なくさりとて一旦命ぜられた儀を、故なく差止められるのも御失體とあるならば、改めて町人共へ、先般諸家救助のため、御貸付金の半高を棄捐せられ、御用途不足と相成りたるにつき、金高の多少に拘らず、上金を致せと仰渡され、御用金の方を差止められたなら、官邊に於て償還の手數なく、又町人共に於ても銘々の分限に應じて上金を致すのであるから、自然苦痛を感ずる者もなく、物價その外にも影響なく、一統有難く承服するであらう、尤も前書御用金上金一條については、世上の評判も驚しかるべく、自分共評議の趣を町奉行御目付へ御諮問の上御治定ありたいと申立てた。(ち)

幕府は十一月上旬本書を町奉行鳥井甲斐守忠耀同鍋島内匠頭直孝に下げて



その意見を徴した所兩名の答申には、勘定奉行等連名の申立は一應道理に聞えるが御用金は二朱の利息を加へて年々拂戻す仕法であるから町人共にとつては金子融通の一端となり、強て迷惑でもあるまい。然るに御用金を差止め、改めて多少によらず上金をせよとあつては、御改革以來諸運上冥加を免除し、又今度上地並に御料所取箇増トリカを厳しく差止められた御處置とは、表裏相反して收斂の筋に陥り、世上の評判も如何あらうか。當時御勝手向御差支なしとならば立派に残らず御差止になるべく、上下一同格別感服すべきは顯然である。さり乍ら近年の中に朝鮮人の來聘あるべく大阪城は目下普請中、又印旛沼古堀筋の工事もこのまゝ中止になるまじく、彼是御用途少からざる様に外から見えるが、是等の御繰合につき肝要の勘定奉行の意見はどうであるか。萬一後日に至り不繰合となり、御用金の御沙汰でもあるとすれば、今の御差止は一時の策略に當り、却て世評紛々たるものがあらう。さすれば今般は御用金上納金とも請書の通り命ぜられ、假令納年割中にも御勝手御繰合彌差支なしとの見込確立した時、儉約行届き、御勝手方恢復につき、上納殘高を免除すと仰出されたなら、至極體裁を

得たことであらう。尤も大阪外三ヶ所町人共は何れも富家であるし、殊に一時の上納でなく年割上納の仕法故、物價に響く程の事はあるまいが、之を口實として諸家へ貸付を手控へる事もあらうし、又江戸表町人共は過半上方の出店で、それ〴〵本店へ送金をする模様であるから、一時は當表の融通に影響するであらうが、追々公儀で御支出になれば、強て差支はあるまいと考へる。御勝手御繰合につき勘定奉行へ御諮問の上、前記兩説の中何れかに御治定ありたく、御用金を取消し、上金だけを命ずる意見は御採用にならぬやうにとあつた。(ハ)

町奉行の外に御目付へも諮問があつたか、町奉行御目付の答書が出揃つた後幕閣の評議はどう變じたか、史料が闕けてゐて不明ですが、事實に於て勘定奉行の意見は採用せられず、本年分年割納金は前記の通り、また弘化元年分は同年十一月八日より十二月迄に取立て、前年通り江戸表に差立て、弘化二年分は同年十一月八日より十二月までに取立て、之は大阪金藏納となつた。一方償還の方は弘化元年分元利銀合計銀千五百八拾六貫四百六匁五分を弘化二年正月に、又弘化二年分銀貳千六百貳拾壹貫七百六拾三匁八分を弘化三年正月に返還した。



大阪外三ヶ所御用金差加金年割納方及び下戻仕譯表

年 度	豫定年割納高	豫定下戻高	豫定利銀	實際年割納高	實際下戻高	實際利銀
天保十四卯	三、六七、七〇〇 <small>實分</small>	一、三三、三三三 <small>實分</small>	四、五三、四四〇 <small>實分</small>	三、六三、九五〇 <small>實分</small>	一、三三、二四七 <small>實分</small>	四、五三、五九〇 <small>實分</small>
弘化元辰	一、五三、三三五	一、八五、三〇三 <small>實分</small>	七、五三、四七〇 <small>實分</small>	一、五三、二四五	一、八八、八七六 <small>實分</small>	七、三三、八七五 <small>實分</small>
二巳	一、四四、四七五	一、八五、三〇三 <small>實分</small>	七、五三、四七〇 <small>實分</small>	一、四四、四三五	一、八八、八七六 <small>實分</small>	七、三三、八七五 <small>實分</small>
三午	四、七六、五〇〇	二、六二、七七七 <small>實分</small>	九、六六、二六二 <small>實分</small>	二、六〇、五八七 <small>實分</small>		
四未	四、三三、〇〇〇	二、八五、一〇六 <small>實分</small>	一、〇七、九二五 <small>實分</small>			
嘉永元申	三、三三、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	一、〇九、三〇五 <small>實分</small>			
嘉永二酉	一、六四、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	一、〇九、三〇五 <small>實分</small>			
三戌	五、〇〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	一、〇九、三〇五 <small>實分</small>			
四亥	四、四四、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	九、七四、五二七 <small>實分</small>			
五子	四、八四、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	九、七四、五二七 <small>實分</small>			
計	三、六七、七〇〇 <small>實分</small>	三、三三、〇〇〇	九、七四、五二七 <small>實分</small>	三、六三、九五〇 <small>實分</small>	一、三三、二四七 <small>實分</small>	四、五三、五九〇 <small>實分</small>

豫定の年割納高・下戻高・利銀は(リ)に載せたる仕譯帳により、實際の年割納高・下戻高・利銀は(四)に載せたる元利合計銀高より逆算す。  
 豫定年割納高には鴻池屋善右衛門の別口御用金千四百五拾貫目を含む。  
 嘉永五年以後の豫定下戻高及び利銀は略す。

この償還高が償還豫定高と些少なから相違のあるのは、御用金差加金上納者中豫定の年割上納を爲し得なかつたものがあつたによると推測します。なほ弘化元年分の中で大阪兵庫西宮分銀千四百八拾八貫三百五拾四匁は、江戸表の御繰合により金壹兩を六拾四匁九分替として金で下渡すと町奉行所から達せられ、銀納にしたものを金で下げられては相場の相違もあり、甚だ迷惑につき、銀にてお下戻ありたいと歎願したが、遂に聞入れられなかつた。(四)

弘化三年三月十六日、文化度二回の御用金を勤めた融通方拾四軒外に千草屋宗十郎、近江屋半左衛門、天王寺屋忠次郎、米屋喜兵衛、鴻池屋庄兵衛、炭屋彦五郎、米屋長兵衛の七名を西町奉行所に召し、町奉行永井能登守尙徳より次の如く申渡した。能登守は久須美佐渡守の後任として弘化元年十二月に就任した人である。その申渡に、大阪表は海内の咽喉で金銀の融通宜しく、是まで度々御用金を勤め、文化度御用金下戻中、なほ又天保十四年多額の御用金に應じ、一時上納差支の分は年割上納を許され、一廉の御繰合となつた段は、誠に當地町人共の面目である。然るに弘化元年、江戸表本丸炎上し、之が再興並に諸道具類の新調にて非常



の御用途幅轉し、その中差置き難き分は既に御繰合を以て御支辨あらせられた、當御代に至り臨事の事件頻發し、就中御代替の大禮、西丸の延焼、文恭院廣大院の凶禮等にて御用途多端のところ、格別質素を守らせられ、定式の費用を減じ、大阪表御用金の下戻を續行あらせられるは恐入つた事である。本丸御普請については諸家より上金、江戸表町人共より獻金の願出もある由なるに、當地にて何等の内願なきは御用金差出中であるためであらうが、或百餘年御治世の德澤に浴し、富饒の地に安住の渡世を營み居る冥加を思ひ、一廉の御奉公を勤め、永世の規模とすべきは只今である。右の次第をよく、熟慮致し、奇特の出願に及ばんとする者は、聊か遠慮なく申出でよ、右は江戸表より仰付けられたのではないが、其方共志願の趣は江戸表へ申遣はすとあります。右の演説が濟むと、與力内山彦次郎が席を進め、只今江戸表より御下知なしとは申されたが、實は御勘定所から内命のあつたこと故篤と勘辨致せ、逆も別段上納といふことは出来まいから、文化程度御用金償還殘額の獻納を願出でたならばどうであるか、天保度御用金の方は仕法通り相違なく下戻されるから、之は安心して宜しからう、當時身上不如意又

は金銀出入で目安を受けつゝある者共にまで仰付けられるのではないから、その邊は間違はぬやう心得よと補足した。(四)

能登守が幕府の經費多端なる理由として擧げた將軍の代替は、天保八年四月將軍家齊が辭職して當將軍の家慶が之に代つたことをいひ、西丸延焼は前に記した通り天保九年三月の事變、文恭院廣大院といふのは前將軍家齊夫妻の法號で、文恭院は天保十二年閏正月に、又廣大院は弘化元年十一月に薨去せられて居る。是等は當將軍就職以來臨時に巨費を要した事件には相違ないが、廣大院の薨去一件の外は皆天保度御用金申渡以前に起つたことで、天保度御用金の償還續行とは是等の臨時支出とを結付けることは、甚だ理由に乏しい説明であると考えへる。たゞ本丸の炎上、これは弘化元年五月十日に起つた事變で、其復舊費として萬石以上以下並に江戸の町人から獻金があつたのであるから、大阪町人に獻金の沙汰のあるのも怪しむに足らぬが、普請は火災後直ちに着手せられ、將軍は既に翌二年二月を以て新造の本丸に移られて居る。火災後空しく時日を経過し、三年三月になつて始めて大阪町人に獻金の命があつたのは不可解である。



結局彦次郎の説諭に見える勘定奉行の命令の内容を明かに知り得ぬ限り疑問は解けぬものと思ふ。しかるに右の命令は不幸にしてまだ自分の見聞に觸れぬ。本件の關係人である内山彦次郎が自身認めたる書類(三)に「右取扱方の儀に付弘化○武○巳○年○從○江○戸○表○厚○被○仰○含○之○趣○有○之○町○人○共○精○々○申○諭○の○上○本○文○の○通○上○納○切○相○成○候○儀○に○御○座○候」とありながら、矢張り江戸表から下された命令の内容に觸れて居ないのは残念である。

## 五

こゝに文化七年及び同十年の御用金償還につき説明を加ふべき場合となつた。文化七年分は同年より五ヶ年居置き、六ヶ年目より十ヶ年に割合つて償還する約束で、約束の通り同十二年より文政二年までに八萬七千兩を返還して、残り拾壹萬三千兩となり、又利息は年三分で之も元金高に應じ年々交付されたが、文政三年二月に至り、御金繰即ち幕府財政上の都合により、本年より拾ヶ年程元金並に利息の拂戻を中止するといふ沙汰があつた。又文化十年の分は同十四

年に五百兩以下の分を拂戻したゞけで、その後一向元金の拂戻はない。尤も御用金の申渡中に、御用金高は來年冬中までに追々償還する萬一米價引立たず、來年中に償還不可能とならば、來々年より相應の御手當を下され、元金もお下げにならうとあつて、最初から極めて曖昧な償還法でした。但し三分の利息はこの申渡に従ひ、文化十二年から交付されたが、之も文政三年二月に拾ヶ年程支拂中止となつた。この拂戻中止については町人共より度々歎願があつたが、開届けにならず、拾年の年限も天保元年に盡きるので、同年十二月仕法を改め、雙方共元金は本年から三拾三ヶ年に割合つて償還し、來年より右年限中その年に残つた元金にかゝる利銀は年々積置き、元金皆濟後拾七ヶ年に割合つて償還することとなつた。毎年の償還額文化七年の分銀貳百拾九貫百五拾貳匁、文化十年の分銀九百八拾壹貫三百九拾九匁五分九厘(甲)とあります。(四)

文化七年の分は償還残額が拾壹萬三千兩、金壹兩を銀六拾四匁とすればこの銀七千貳百三拾貳貫目、その三拾三年賦は貳百拾九貫百五拾壹匁五分壹厘五毛餘となつて、前掲の數字と合ひますが、文化十年の分は御用金總高が分らず、又文



化十四年に償還した金高が分らぬため、天保元年の仕法替申渡中に殘高金五拾萬七千九百八拾九兩三分餘(A)とあつても、この數字が正確か正確でないかを知らることが出来ませぬ。又この金高を金壹兩銀六拾四匁の割で銀に換算し、三拾三年賦とすれば九百八拾五貫百九拾貳匁貳分四厘貳毛餘(B)となつて前掲の年賦額(甲)と違ふ。(A)の殘高總計が正しいか、(甲)の年賦額が正しいか、雙方共御用金御仕法替手續書(四)に出て居る數字だけに取捨に迷ひます。なほ同書に弘化四年八月に文化十年度御用金の年賦額弘化二・三兩年分銀千九百七拾貫三百七拾四匁四分を渡した記事がある。之を二分すると銀九百八拾五貫百八拾七匁貳分(丙)となり、若し又後文にいふ通り銀壹萬五千七百貳貫五百五拾八匁四分壹厘六毛(B)を弘化四年度に於ける文化十年度御用金の總殘高とすれば、一年分の償還高九百八拾壹貫四百九匁九分壹毛(丁)となります。(甲)(乙)(丙)(丁)四種の數字の中(乙)と(丙)と又(甲)と(丁)と互に接近して居るところから考へると、正しい數字が二種ある。正しい數字が二種あるといつては可笑しく聞えるが、之は金銀の換算率に二種の標準を用ひたのと端數の切上方による相違ではないかと考へます。

兎に角文化十年の御用金については、總高及びその一部の償還高の判然せぬところが非常に煩をします。

文化兩度の御用金は天保元年償還法を改め、同年から弘化元年まで十五ヶ年間毎年償還せられたが、弘化二年分はまだ償還がない。そこへ突然償還殘額を獻納したらばどうかといふ諭示に接し、前記廿一名は頗る迷惑に感じ、一同相談の上、銘々身分相應の獻金を致しますから、文化度二回の御用金は御仕法通り償還にあづかりたいと、度々歎願に及んだが一向聞届けられない。漸く六月になり、町奉行所から改めて廿一名に、文化度二回御用金の元金は居置とし、その終年に至るまでの利銀並に天保度御用金終年に至るまでの利銀を、國恩報謝として獻納せよと諭し、又同一の趣旨を廿一名以外の用上納者へも達した。そこで廿一名から御諭示の趣は拜承致しますから、天保度御用金年割上納殘額を免除ありたいと、新に一條件を提出したので、町奉行所の側では即座に諾否の返答を與へる譯に行かず、その議は心配致し遣はすから、取敢へず文化度天保度御用金の利銀獻納を承知せよとあつて、九月三日一同止むを得ず請印に及んだ。(四)三



月中旬能登守並に彦次郎の説諭があつてから、こゝに至るまでに種々の波瀾曲折があつたに相違ないが、史料が不充分で委しく記述し得ぬのは遺憾である。

天保度御用金上納殘額の免除については、江戸表に於て評議に手間取れ、漸く十一月下旬に及び、彦次郎から御開濟になつたといふ内達があつたが、文化度天保度御用金は同年遂に拂戻なく、翌四年八月に至り文化度二回御用金下戻額弘化二年分同三年分銀貳千四百八貫六百七拾八匁四分と、天保度御用金下戻額弘化三年分元銀銀貳千六百壹貫五百八拾七匁五分の償還があつた。それから同月十八日西町奉行所に於て、文化七年御用金上納者鴻池屋善右衛門外拾三名、文化十年御用金上納者右善右衛門外百九拾四名、天保十四年御用金差加金上納者右善右衛門外六百貳拾五名に對し、昨年中其方共一統より御用金は元來利徳のために勤めた譯でない、よつて國恩報謝として新古御用金にかゝる利銀を獻納致し、元金のみ無利息お下戻を請ふと内願に及んだ。奇特の儀につき聞届け遣はず、就ては當年以前御下戻になるべき分は、新古とも是迄の割合で、今度元金を御下戻しに成つたが、残りの元金は御繰合もあるから、仕法を替へて新古の御用

金を一纏にし、改めて當年より三拾五ヶ年に割合ひ下戻し遣はず、且つ又天保度御用金残りの分は最早上納に及ばず、右の趣江戸表の御下知を以つて申渡す間、一同有難く承知いたせと言渡した。

文化度兩度の御用金は天保元年の仕法替で元金三拾三ヶ年賦利銀拾七ヶ年仕拂のことゝなり、同年分から弘化三年分まで兎に角拾七回の支拂があつて、元金殘高は兩口を合して金三拾萬百四拾兩壹分と永百四文餘、金壹兩につき銀六十四匁替として、この銀壹萬九千貳百八貫九百八拾貳匁六分五厘六毛(a)となり、又天保度御用金は天保十四、弘化元、二と三回分上納し、弘化元、二、三と三回分元金二十分ノ一づゝの拂戻があつて、元銀殘高は堺の分を除き銀四萬三千五拾六貫四百貳拾目、金壹兩につき銀六十匁替として、この金七拾壹萬七千六百七兩となる。雙方合して銀六萬貳千貳百六拾五貫四百貳匁七分餘、之を三拾五ヶ年賦とする、と一年分銀千七百七拾九貫拾壹匁五分となると、内山彦次郎の取調書(三)にあります。この數字は御用金御仕法替手續書(四)にある數字と一致する。尤もそれには文化七年御用金殘元銀三千五百六貫四百拾六匁(b)、文化十年天保十四



年御用金殘元銀五萬八千七百五拾八貫九百八拾六匁七分壹厘四毛壹弗とあり  
ますから(ニ)から(リ)を減ずると文化十年分の殘元銀壹萬五千七百貳貫五百六拾  
六匁六分五厘六毛となりますが文化七年分の年賦額を匁以下三位までとつて  
殘元を計算し、それによつて文化十年分の殘元を見ると(B)の數字を得ます。又  
堺の分が省かれて居るのは大阪兵庫西宮の分を一口に合して計算し堺は別口  
にしたものと見えます。利銀は文化度の分合計銀壹萬九千四拾壹貫百五拾壹  
匁四分五厘貳毛八弗金一兩につき銀六拾四匁替としてこの金貳拾九萬七千五  
百拾七兩三分と永貳百四拾壹文四分餘、天保度の分合計銀九千七百四拾貫五百  
貳拾目九分五厘、この金拾五萬貳千九百九拾五兩貳分と永百三拾九文八分餘と(三)  
にあります、まだ檢算致しません。この二口の利銀が大阪兵庫西宮町人の獻  
納した分で、その代りに以上三ヶ所並に堺の町人が弘化三年以後に納付すべき  
御用金差加金請高銀壹萬五千四百七拾九貫九百目(鴻池屋善右衛門の別口御用  
金千四百五拾貫目を含む)は免除となつたのです。

町奉行所では仕法替と共に前記廿一名中升屋平右衛門を除き残り二十名に

掛屋を命じた。掛屋共からは償還年限の短縮を歎願したが聞届けられず、又同  
年中は遂に年賦額の支拂もなく翌年(嘉永元年正月廿二日弘化四年分の償還が  
あつた。(四))

この償還法が何年まで實行されたか、最後の研究問題である。薩摩屋の書  
類(四)は嘉永元年で記事が断えてゐる。内山彦次郎の書類(三)は安政六年の調査  
で、文化度天保度御用金償還殘高を擧げ、それが無利息三拾五ヶ年賦となつた記  
事の後に、銀貳萬三千百貳拾七貫百四拾九匁五分、右未年より當未年迄拾三ヶ年  
御割下相渡候分とある。これで弘化四未年から安政六未年まで拾三ヶ年間連  
續償還のあつたことは明白である。それから慶應二年四月、西町奉行松平大隅  
守信敏の御用金演說中に、文化度天保度御用金の下戻方は三拾五ヶ年賦を以て  
「當時年割御下戻中に有之」とあるから、安政六年以後演說當時に至るまで、下戻は  
繼續したものと見える。尤もその間果して年々支拂があつたか、大隅守の申渡  
だけでは不明であるが、先般手にした米屋太兵衛の書類(三)によつて疑問を一掃  
することを得た。太兵衛は天保度御用金として銀七拾貫目を請印し、最初三ヶ



年は毎年銀貳拾貫目づゝ最後に銀拾貫目を納める筈であつたが、仕法替によつて最後の拾貫目は免除となり、實際の納高六拾貫目のところ、第一回に壹貫目第二回に貳貫目第三回に三貫目の元銀を拂戻されたから、残高五拾四貫目で、之を三拾五ヶ年賦とすれば年々一貫五百四十貳匁八分五厘となる。太兵衛の書類にこの年賦額を請取つた年月日と償還殘額とを記し、

文久元西十二月

一貳拾壹貫五百九拾九匁九分取 弘化四未年より昨申年迄拾四ヶ年分

殘三拾貳貫四百匁壹分

西十二月廿日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當酉年分

殘三拾貫八百五拾七匁貳分五厘

戌十二月十八日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當戌年分

殘貳拾九貫三百拾四匁四分

亥十二月廿一日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當亥年分

子十二月廿日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當子年分

丑十二月十九日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當丑年分

殘貳拾四貫六百八拾五匁八分五厘

寅十二月廿八日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當寅年分

卯十二月廿七日

一壹貫五百四拾貳匁八分五厘取 當卯年分

殘貳拾壹貫六百匁壹分五厘

とあるので、弘化四未年から慶應三卯年に至るまで都合廿一年間、故障なく連続して償還されたことを確め得た。慶應三年十二月廿七日といへば、最後の將軍徳川慶喜が大政を奉還し將軍職を辭退して京都から大阪城へ引取つた後である。内大臣の官を辭せよ、幕府の領土を返還せよ、といふ朝廷の御沙汰で、慶喜の



周圍に居る人々は非常に憤慨し、今にも兵を擧げて京都へ攻寄せようとする勢で、城内市中二つながら混雜動搖の頂上であつた。その際幕府が信義を守つて御用金の年賦額を支拂つたことは、今まで知られなかつた美事で、それを發見したことを自分は甚だ愉快に感じます。

商學研究第五卷第二號所載 大正十五年十一月

## 武士と町人

### 一

徳川時代の社會階級 百姓町人に對する武家の態度 その實例として嘉永度獻金の論述 兵農もと區別なし その實例として徳川廣忠主従の美談 兵農の區別は戰術の變化による

### 二

近世都市の起原 信仰の中心として榮えた大阪(石山時代) 城下町として榮えた大阪(豊臣時代) 徳川氏と大名・旗本・御家人との關係

### 三

大名の家數とその収入 旗本御家人の員數とその収入 武士・百姓・町人の員數徳川氏初期に於ける城下町の急激なる發展 武家出の町人 請取普請と入札法長崎貿易代物替

### 四

大名貸 江戸の札差と大阪の掛屋 大阪町人の信用 分家と別家 養子制度仲間組合 君臣主従の關係

武士と町人

四七七



今日の社會階級は華族・士族・平民の三つで、その中士族は名譽の稱號と申して宜しく、別に之といふ特權もなく、全く平民と同一ですが、明治以前即ち徳川時代に於ては社會階級を士・農・工・商の四つに分け、士が一番尊く、農と工とが之につき、商が最も賤められてゐたのです。時としては武士・百姓・町人と三つに分けることもありますが、その時は町人の二字に工商を引括めたものと解釋する。併し明治以前の工業は極めて微々たるものであつたため、町人の二字を狹義に解釋し、町人即ち商人となることもあります。

さりながら徳川時代の社會階級が以上四つで盡きたものとは言へませぬ。嚴密にいふと京都には皇室を中心として公家階級がある。各地の神社佛寺には神官僧侶といふものがあつて、農工商より一段上位に居るし、また穢多非人の名稱の下に甚しく侮蔑を被つた階級もあつた。内田銀藏博士はこの外に學者といふ一階級を認めて居られるが、面白い御意見と存じます。儒醫といふ熟字

があつて、古くは學者と醫者とは兼帶ですから、學者ばかりでなく、之に醫者を合して一階級と見たら宜しからうと考へます。かやうに色々な階級が考へられますが、それ等の人々は人員に於て少いので、大體に於て士・農・工・商又は武家・百姓・町人と區別して一向差支ない。

武家が政治を執る時代に於て、武家を第一に立てねばならぬことは當然で、農工商の三つは武家を支持するために存在せるものゝやうに考へられ又取扱はれた。さうせねば武家政治は存在が覺えないからである。本佐録―これは徳川家康の懐小刀ともいふべき本多佐渡守正信の著といはれて居るものですが―に、百姓は財の餘らぬやうに不足のなきやうに治める事常也とある。百姓から年貢を取立てるには彼等に餘財が出来ぬやう、さりとて彼等が飢渴に逼ることなきやうにせよといふのです。これでは百姓は生命を支へるといふだけで、一生は愚か子々孫々に至るまで進歩發展の見込はない譯です。尤もこれは本佐録の著者一己の意見ですが、實際百姓は髪を結ぶにも油元結を用ひてはならぬ、蓑を以て束ねよ、衣服は布木綿に限る、雨具にも傘合羽を用ひてはならぬ、蓑笠



のみを使へ、食物は常に雜穀を用ひよ、米は猥りに食つてはならぬと、生活上の制限を受けてゐた氣の毒なものです。

本佐録の著者は決して百姓を輕視しては居らぬ、百姓は天下の根本なりといつて大切にしてゐる。百姓を大切にせよといふ議論は本佐録の著者のみならず、幕府時代の學者は一齊に唱へ、幕府自身も、民は國の本也、御代官の面々常々民の辛苦を能く察し、飢寒等の愁無之様に可被申付事と、代官に申渡してゐる。それにも拘らず百姓の状態は右の通り憐むべきものとすれば、工商に對する幕府乃至學者の態度は容易に推測せられる。或學者の如きは工商はなくとも濟む農民は一人にても増す事を圖り、商人は一人にても減すべしと放言してゐる。町人の衣食住に就て嚴しい制限を加へられてゐたことは百姓同様であつた。

議論や法令の上からでなく、事實上士農工商の階級的高下を示した一例を申しませう。幕末外交問題が起つてから、幕府も諸侯も海岸防備に巨額の經費を要して到底遣り切れぬ。そこで幕府は嘉永六年十一月大阪町人に上納金を諭したが、思ふやうに金額が集らぬため十二月になつて掛の與力内山彦次郎から

上納金の増額を諭した。その一節に、近年外國人がやゝもすれば浦賀や長崎表へ來て交易を願立て、其都度人氣の動搖する事は、其方共も承知の通りである。萬一彼より不法を仕向けてくれば、止むを得ず戰を交へることもならう。その節武士は戰場に出て潔く屍をさらし、農民は夫役にとられて流丸にも當らうが、唯工商だけが何の役儀も勤めぬのであるから、せめてこの際出金を申出で、宜しからう。戰となれば敵から押寄せることもあるし、時と場合によつては我から焼拂ふこともある。さすれば住馴れた家藏も貯蓄の金銀も何の役にたかず、妻子眷屬離散の憂目を見るであらう。左様の事のないやうに、國中津々浦々に至るまで、防禦武備の御世話をなされるのであるから、其方共に於ても篤と思案せよ。茶を好くとて茶杓を握り、淨瑠璃を嗜むとて之を語つて居る場合ではない。例へば二ヶ所ある家屋敷一ヶ所を賣拂つてなりと獻金致すべき時で、それが幕府多年の恩澤に沿した町人の御奉公といふものではないか。」とありま

す。

以上で士農工商四階級の比較的の地位は大體御合點と考へますが、更にこの



四つの中で縁の近いものを求めると、工商を引括めて町人といふ如く、工と商とは縁が近い。今日でも少し田舎へ入ると、村の鍛冶屋が一方では鎌や鋤鍬を作りながら、一方ではそれを店先へ並べて賣つてゐる。鍛冶屋は村落生活に關くべからざる工人の一種で、それが自分の作つた農具類を賣つて居る所からいへば商人で、工商の區別は古代へ溯れば甚だ曖昧となります。これと同様武士と百姓との區別も足利時代の末頃から判然して來たやうで、その以前は戦争があれば武士となり、戦争がなければ百姓をしてゐたのである。源平時代の戦記を讀むと、武士の生活はいかにも華々しい。甲冑に身を固め、駿馬に跨り、旗差物を朝風に靡かし、一族郎黨を引連れて出陣する。それから合戦となり、凱陣となる段取ですが、戦争はさう間斷なくあるものではない。平和の時はどうするかといへば、銘々自分の領地に引籠つてゐる。大身の主人公であれば、武技を練るとか、山野を馳驅するとか、多數の家來を指圖するとか、神社佛閣に參拜するとか、色色な仕事もありませうが、郎黨以下となれば自ら耕して自ら食せざるを得なかつたに相違ない。その證據として一條の美談を申しませう。

徳川家康の父を廣忠といふ。その頃の徳川家は尾張の織田氏と駿河の今川氏との間に介在して、勢力の微々たる時代であつた。この廣忠が或日鷹野に出た。丁度五月の早苗の植時で、徳川家の家來で相應身分ある人々まで、破れ帷子が高く端折り、襷をかけ、早苗を背負ひ顔まで泥塗れになつて往來してゐたが、その中に今藤某といふ者がゐたのを、廣忠が眼早く認めて馬を控へ、アレは今藤ではないか、見て參れと近臣に命じた。近臣は止むを得ず今藤に近付き、さてこれの御使にて參つたが、有の儘に申せば如何様の御仕置あるやも知れず、何と御返事申すべきや、當惑千萬と呟くと、今藤である、と明白に申上げてくれよといふ。さうもなるまいといへば、今藤は眼をむき、いはれざることを仰せられな、貴殿我等を庇ひて虚言を申上げらるゝとも、重ねて餘人を遣はされなば、虚言は直ちに露顯すべし、さすれば我等がために貴殿まで迷惑をかけるに當り、この沙汰世上に廣まらば、貴殿の類に憎まれ申すべく、我等にとりては恥の上の恥なり、上様態々御馬をとめての御尋故、たゞ有の儘に申上げくれよと答へた。そこで已むを得ず近臣から確に今藤であると復命すると、連れて來いと、の嚴命で、と



う／＼今藤は泥塗れのまゝで主人の馬前に畏つた。廣忠の左右にある者は我も今藤同様の仕事をするのであるが、運能くも今まで御主人の眼にとまらなかつた。今日今藤が見付かつたのは彼の不運で、定めし御手討となるであらう。不運は今日は今藤の身の上に、明日はまた自分共の身の上に落ちかゝるであらう。一同手に汗を握つて見てゐた。廣忠は兩眼に涙を浮べ、今藤か、見違へるほどであるぞ、さて／＼汝共かやうな業をして妻子を養ひ、一朝事ある時は馬に乗じて驅出で、一身を捨て、高名度々に及ぶこと、廣忠身にとつて過分である。今日の有様汝一人に限らず面々も同様なるべし、我も何とか致し遣はしたくは思へど、汝等の知る如く小身なれば、分ち與ふべき知行なく、汝等も亦取るべしとも思はず、奉公を勵みくれるは譜代久しきがために、新參走付の者には思ひもよらぬこと、譜代は人間の寶であると知つた、廣忠汝等の力によつて領土を切開くならば、必ず多分の領地を遣はさう、早く歸つて早苗を植ゑよと言つた。その場に居合はせた者も後日に之を聞傳へた者も、皆涙を流してこの君に一命を奉らんと覺悟したといふ話が、徳川家の忠臣大久保彦左衛門忠教が認めた三河物語に載

つてゐます。三河武士が君臣共に代々相傳へ、主従の情誼の深かつたことを示す好い話ですが、それと同時に平時に於ける武士の生活を説明するに足るものと考へます。

一朝事があれば武士となり、無事の日には百姓をする。これが昔の武士の生活であつたことは、兵農の區別が判然つてから、即ち徳川時代になつてもまだ面影を存してゐた。土佐の一領具足、肥後の一領一疋、武州八王子の千人同心などがそれです。委しく申せば長くなりますから省略致しますが、兎に角足利氏の末頃までは兵農の區別はさう判然しなかつたことだけを御承知願ひます。

然らば兵農の區別はどうして足利氏の末頃から判然つくやうになつたかといふと、これは戦争の方法が變化したことが最大原因であらうと考へます。日本の古代の戦は一騎打で、長々と名乗をあげる。自分の先祖住所は勿論、自分がこの度の戦争に加はつた次第までを高聲に名乗り、我と思はんものは來つて勝敗を決せよと挑戦する。さうすると之に應ずる者がまた同じ様に長々と名乗をあげ、それから雙方馬を寄せて勝負をする。源平時代の戦記類や太平記など



を見れば幾等もその例がある。又當時の城はといへば天險を利用した山城で、木戸を設け柵を結び楯を並べた位に過ぎないが、弓矢や刀が重なる武器の時代であるから、之に對して充分な防禦物であつたに相違ない。城に楯籠るといつても有事の日だけで、平素は附近の平地に館を構へて妻子眷屬と共に生活したのである。然るに南北朝から足利時代を通じて度々の戦争で、戦術は非常に進歩した。一騎打は廢れて團隊的の戦争となり、個々の武勇よりも全隊の規律的進退が必要になり、武器にも鎗が發明せられ、後には鐵砲が傳り、之がまた非常な速力を以て流行した。是等の變化につれて城の位置構造も變化せざるを得ない。城郭を構へるには山地よりも交通を主とした平地を撰み、濠・石垣・土塀・櫓・天守等の設備は堅固を極め、城主、その家族、及び臣下等がこの城内に常住するやうになつた。

團體的の戦争となれば訓練が必要である。今までのやうに武士が銘々自分の領土に住居してゐては、個々の體力を練る機會は多からうが、團體として訓練を與へ士氣を勵すことは困難である。兵農の兼業を廢し、専門の武士として教育

する必要がある。戰國澆季の世では何時戦争が始まり、兵を率ゐて出陣するか、敵を引受けて籠城するか分らない。然らば豫め充分に防備した城中に居住し、命令一下すれば直ちに兵を集め得るやうに準備して置く必要がある。是等の點からして主人たるべき武士が臣下を引連れ、或一定の場所で生活を營むことが始まつたと考へますが、その場所の選定に亦重大なる意義が含まれて居る。即ち以前は防禦の便宜のみを第一に考へたが、今度はさうでない。自分の領土全體の中心となるやうな交通便宜の地點を撰んで居る。勿論城郭であるから、防禦の便宜を念頭に入れぬことはないが、自領と他領との境界にはそれ／＼支城や寨を造り、その中心點たる地位を本城が占めてゐる。武士の一團が群居すれば之に衣食を供給し、武器を供給する商工が、その周圍に集つて來るのが當然で、彼等は一方には武士に必要な品を供給すると共に、一方にはその保護を得て安全に家業に従事することを得、そこで始めて城を中心とした都市が發達し、一方の商工業の中心といふものが出來てくるのです。足利氏の末に後北條氏の根據地である相模の小田原が榮えたのが好い實例です。



## 二

現在の日本の都市は大部分もとは城下町であつた。假令城郭はなくとも城主同様一地方の主権者の居所として發展した都市もこの部類に屬するが、一部分には違つた原因から都市を形成したものもある。その第一は商業によるもので博多の如きは古代から外國貿易地として有名であり、堺の如きは中世になつてから商業地として股賑を極め、又三日市四日市等の町名は嘗てその地に於て三日目四日目に市場が立つた證據である。第二は信仰によるもので伊勢の山田が實に大神宮により、奈良が興福寺東大寺等によつて開けたことは申すまでもなく、後年になつて日光の町が繁昌したのも東照宮といふものがあるからです。

斯様に都市の出来る原因は三つに區別されます。然らば大阪はどの部類に屬するかといふと、難波時代には皇居の所在地及び外國貿易市場として、石山本願寺時代には信仰の中心として、又豊臣時代には城下町として發展した。一つ

の都市で三通りの原因を備へてゐるのは外に類例を見當りませぬ。

城郭が出来て武士が一所に集中する言換へれば近世都市の勃興、そこに兵農の區別が著しくなつてきたと思はれます。天正十六年に豊臣秀吉が東山の大本營を好機會として所謂刀狩の令を出して居る。百姓は農具のみを持つて専ら耕作に従事すれば子孫長久である、刀脇差弓鎗鐵砲等を貯へて居るために、動ともすれば一揆を企て、田畠荒廢の基となる故、是等私藏の武器を進上せよ、さすれば今度建立の大佛殿の釘鎚等に用ひるを以て、その功德は今生未來の福利を助けるであらうといふのが法令の趣意ですが、この法令などは武士と百姓との差別が愈明白になつて來たことを證するものでせう。或學者は秀吉が諸大名に國替を命ずる便宜上、武士を一ヶ所に集めたのだと説いてゐますが、之は原因と結果とを取違へた説で、決して國替を命ずるために武士を一ヶ所に集めたのではない。武士が城下に集り、兵農が分離したため、國替が容易に行はれるやうになつたのです。

先程大阪は石山本願寺時代には信仰の中心として榮えたと申上げました。



石山本願寺の位置は只今の大阪城の所と考へます。本願寺の第八世蓮如上人は諸國を行脚し、到る處に道場を取立て、石山にも別院を置かれたが、之が第十世證如上人の時に本山となり、第十一世顯如上人の時に織田信長と數次戦を交へ、遂に此所を信長に引渡して上人は一時紀州の雜賀に退かれることゝなつた。開城は天正八年（一五八〇年）で、別院設置の明應五年から數へて八十五年目本山となつてから四十九年目です。

御承知の通り本願寺の宗徒は殊に本山を有難がつて參詣する。本山が石山にありました時、嘸かし諸國の宗徒は陸續として參拜し、寺の門前には町家が軒を並べて食料品や土産物を賣捌いたらうと想像します。戰國時代の本願寺の法主は宗派の頭であると同時に宛然たる一箇の大名で、幾度となく戰爭に携り、而もその兵力は甚だ強かつた。戰場に出るものは僧俗共に信仰心に燃えてゐるから、討死を何とも思はぬ。宗旨のために討死すれば極樂に往くと固く信じ、てゐるのだから、是程強いことはない。織田信長と本願寺との戰爭、世に石山合戦といふものは、元龜元年に始り、天正八年まで十一年間斷續し、斷續といふの

は中途で二度まで和睦して一時兵を收めたからです。あれ程戰爭上手の信長も力づくでは石山を陥れることは出来なかつた。三津寺の戦の時は信長方の大將原田備中守直政は討死し、明智光秀は天王寺の砦に取圍まれて散々な目に會つた。それを聞くと信長は京都から急行し、諸隊の先頭に立つて下知し、鐵砲に足を打れたが輕傷で、とうとう天王寺の砦に驅入つて守備隊と合し、今度はあべこべに砦から突出して寄手を追崩し、石山城の木戸口まで進み、首數二千七百餘を得たとあります。随分激戦であつたに相違ない。

信長は十砦を築いて石山城を遠巻し、水陸兩道の交通を絶つたので、本願寺は次第に弱り、勅使庭田大納言勸修寺中納言を煩はして和平の談判に及び、天正八年三月開城といふことになつて、顯如上人は雜賀に移られた。然るに顯如上人の子教如上人は之を承知しない。本願寺がもとの如く石山城を所有するのでなければ眞の媾和でない、一旦この城を出れば、織田氏は忽ちにして表裏反覆の行爲に出づるであらう、多年の籠城で甚だ疲れては居るが同じ死ぬものなら、本城を枕として死にたいといひ、顯如教如父子の間に意見の矛盾を來たした。後



年本願寺が東西に分離する基は此所にあるのですが、門末信徒から見ればどちらに従つて宜いか分らず、再び勅使がたつて教如上人の一派も止むを得ず紀州鷲森に退かれることゝなつた。これが同年八月二日で、その時の和睦の箇條書の一項に、門前の町人は舊の如くに立置くとあります。石山本願寺門前に居る町人輩は放逐を命じない、従前の通り營業を差許すといふことです。その町家がどの位あつたか、陰徳太平記に大阪六千餘軒の町人共が教如上人の籠城意見に賛成したとありますが、この本はあまり當になる本でないから、確にさうだとは申されません。又太田牛一の信長記に、教如退城の刻、松明の火に西風吹懸け、數多の伽藍一字も残さず、夜晝三日黒雲となつて焼失せたとあります。信長記は正確な記録です、假に三日三晩焼通したといふのを文飾と見ても、兎に角立派な堂宇と門前に多數の町家があつたことゝは充分想像されます。

以上が信仰の中心として大阪が榮えた時代、その次が城下町としての大阪の時代となります。一體信長は尾州から起つて天下の經略を心掛け、領地が擴るに従つて居城を移して居る。名古屋から清須、清須から小牧山、それから岐阜安

土と段々西へ移つて居る。本願寺との合戦の一原因は、信長が石山の形勝の地であるのを見て、此所に城を築かうと思ひ、本願寺に所望したところ、顯如上人が祖先傳來の地であるから御所望に應じ難いと斷つたのにあると申しますが、さもありさうなことです。但し信長は天正十年逆臣明智光秀のために不慮の最後をとげたので、信長の生前大阪築城の舉はなかつたが、豊臣秀吉が大阪を領するやうになつて大規模の築城が行はれた。天正十一年五月から着手し、三十餘國の人夫を用ひ海陸から大石小石を集め、三年餘を費して成功した。城は本丸二、丸三、丸の三つに分れ、三、丸の周圍は東は大和川、北は大川、西は東横堀川、南は空堀、即ち只今の空堀通で、徳川時代には秀吉時代の三、丸は屋敷地又は町家となり、二、丸本丸だけになつて仕舞つた。大和川は今では堺の北を流れてゐますが、それは元祿年間に川筋の附替があつたからで、元祿以前は大阪城の北を流れて大川に注いだ。黒田侯爵家所藏の大阪陣繪屏風によると、本丸の天守の外側に鶴龜の繪が金色で描かれて居る、嘸かし壯觀であつたらうと考へます。

豊臣時代の大阪の地圖といふものはありません。偶々あつても、それは後世



の偽作で、決して當時の地圖でない、一向信用が出来ぬものばかりです。併し豊臣時代の大阪は高五千石であつたといふ正確な書付があります。土地の上中下により一段の收入に相違があるから、五千石の土地が今の何町何段にあたるかは正確に申上げられませぬが、徳川時代の大阪が一萬一千石といふのですから、大體近代の大阪の二分一弱に相當するものが豊臣時代の大阪であつたといへませう。

大阪市中の川々は皆人工を加へて出来たものです。東横堀川は大阪城の三、丸の外堀ですから、築城と同じ頃に出来たに相違ない。古くは新堀といつて居る。之と並行に今一筋横堀が掘れたので、始めて東西の區別をつけ、東横堀川西横堀川といつたものでせうが、西横堀川の掘れたのは何時か分らない。併し西横堀川から分れてゐる阿波座堀川が慶長五年に掘れてゐることから推すと、西横堀川の開鑿は慶長五年か若しくはそれ以前だといへる。東西兩横堀川の間を船場といひ、西横堀川以西に阿波座土佐座といふ地名がある。阿波座堀川は只今略して阿波堀川とのみ申しますが、阿波座の傍を流れるから、夫を堀の名に

つけた。土佐堀川も右同様土佐座の北を限る川であるから土佐堀川といふ。座といふ言葉は群居せる商人の義で、阿波や土佐の商人が此所へ集つて國産品を賣捌いてゐた。慶長十九年の大阪冬の合戦に、阿波の蜂須賀氏の軍隊が逸早く阿波座を占領したのは、兼て地理に熟して居た故と考へます。土佐堀川を一名北堀川といひ、道頓堀川を一名南堀川といふ。土佐堀川の開鑿年代は不明ですが、道頓堀川は元和元年の夏の合戦に、大阪方に加つて討死した安井道頓を記念する爲に附けた名で、慶長十七年に着手し、元和元年に成功したとあります。秀吉からその子の秀頼の時代にかけて、今日の大阪の基礎は殆ど置かれたといつて宜しい。それから大川以北の天満には天満堀川が開鑿せられ、大名の屋敷が可成あつたやうですが、天満はまだ大阪の中へ入らず、大川によつて天満と大阪とは區別せられてゐたやうです。

大名の屋敷が天満・備前島・玉造・木津等にあつたことは、地圖はなくとも書類の上で證明せられる。徳川幕府が參勤交代の制を定め、江戸屋敷に大名の妻子を置かしたことは、秀吉の施設に則つたので、秀吉の時にも大名の妻子は大阪の



屋敷に住んでゐた。關ヶ原戦争の時に細川忠興の夫人——明智光秀の娘で耶蘇教信者として名高い——が自殺し、黒田如水、同長政、加藤清正の夫人などが辛うじて虎口を脱した話が傳つてゐます。

豊臣時代の大阪市街は町奉行の手で取締り、町々には木戸があつて非常をいましめ、家屋敷の賣買があると、帳切銀といつて代銀の四十分ノ一を町奉行へ納めた。町内の町人は十人づゝ集つて十人組を作り、又町毎に年寄があつた。是等の制度は徳川時代に繼續して居る。尤も四十分ノ一の帳切銀は二十分ノ一となり、又十人組は五人組となつたが、それは單に數字上の變化で、本質に於て少しも變らぬ。自然に發達した制度は永續する。決して一朝一夕に變改し得るものでないことを覺ります。

それから商業について一言申します。青物市場は只今天滿にありますが、あれはもと京橋南詰の土手下にあつた。川魚問屋は鮎賣仲間と稱へて、京橋北詰に市場を開き、淀屋橋南詰の淀屋の店先では米市が立ち、靱町天滿町即ち只今の伏見町一・二・三丁目には生魚商、鹽魚商が群居してゐた。その外、革屋町、錫屋町、鎗

屋町、具足屋町、左官町、兩替町、博勞町の類、即ち職業の名稱をそのまま町名にして居る分は、同業者が一團となつて住居してゐた町々に相違なく、假令それが豊臣時代の町名でなくとも、徳川時代の初期に出來た可成古い町々と存じます。

大阪が信仰の中心として、又城下町として如何に發展したかは、この位に止めて、再び本題にかへります。雙刀を帶する者を一口に武士と申しますが、徳川時代では幕府が直接に統率する武士を、分けて萬石以上を大名、萬石以下を旗本御家人といふ。大名といへばこれに對する小名がなくてはならぬ、否、實際小名といふ言葉を古くは使つてゐたのですが、何時とはなしに用ひられぬやうになつた。又旗本といひ御家人といふも、字義に於ては身分の高下はない筈ですが、普通御目見以上即ち將軍に拜謁の出來る身分の者を旗本、御目見以下を御家人と言ひ習はせた。旗本御家人は如何に小祿でも直參と稱して威張り、どれほど大祿をとつても大名の家臣は幕府からいへば陪臣で輕視せられる傾があつた。岩國の吉川氏、洲本の稻田氏など、知行は萬石以上でしたが、幕府は之を獨立した大名と認めませんでした。



徳川氏は征夷大將軍として諸大名をそれらの土地に封じ、之と君臣の關係を結んでゐる。徳川氏はまた一箇の大名として、諸大名と同じく、自分の領地の中を臣下に分けて之と君臣の關係を結んでゐる。かやうに土地の分與と君臣の關係とが二段にも三段にもつゞく、之が所謂封建制度で、一たび封ぜられた土地は君臣たるの義務を盡す限り世襲的のものである。成る程時として國替所替又は削封沒收といふこともあつたが、それは特別の場合で、原則としては封土を世襲したのであつた。それから幕府でも諸藩でも極めて身分の低い武士になると、知行を貰はずに米や金を貰つてゐるものもある。併し之は給與上の便宜であつて、君臣の關係は知行を貰つて居るものと同一である。又將軍の直轄領の人民は直接將軍に屬してゐるから、その土地に於ては封建制度は行はれて居らぬといへる。かやうに色々除外例はありますが、大體に於て徳川時代は封建制度だといつて差支ないと存じます。

## 三

大名の家數は三代將軍家光の頃までは取潰されたものが多かつた。關ヶ原の戰爭で徳川方に反抗したために取潰されたものを除けば、その他は嗣子がなるとか、不行跡であるとか、領内の政治が行届かぬとか、幕府の法度を破つたとかいふ原因で取潰されてゐるが、嗣子のない場合が一番多い。養子は許してあるが、末期養子を許さない。末期養子といふのは、當人が死際になつて、急に迎へる養子のこと、第一當人の平素の心掛が不足、第二瀕死の當人に果して養子を決定する判斷ありやといふ點から許さなかつたのでせう。慶長七年から慶安四年まで五十年間に、色々な原因によつて取潰しとなつたり、又は領地を削られた大名が百六十九軒、千四百六十八萬石、その中嗣子のない分が六十七軒、五百二十六萬石、即ち軒數に於て四割弱、石高に於て三割五分強となり、幕府もここに鑑みるところがあつたと見え、慶安四年以後次第に養子に關する法令を寛大にし、従つて大名の家數も徳川氏の半頃からは殆ど異同なしといふ有様で、享保七年萬石以上二百六十四軒、千七百五十五萬石、慶應二年同二百六十九軒、千八百七十二萬石とあります。



この大名二百六十九軒の石高を調べて見ると、十萬石以上が五十一軒一千二百六十四萬石、五萬石から十萬石までが四十五軒二百七十五萬石、それ以下が百七十三軒三百三十五萬石となる。五萬石以下の大名が大名總數の六割四分を占め、一軒平均にすると二萬石に足りない小大名が多かつたことを御承知下さい。さうしてそれがまた幕府の統率上便利であつたことも推測せられます。

秀吉以來武士の所領は石高を以つて數へる。何千石何萬石の知行といふのは、その土地から生ずる収入を玄米に見積つた高で、土地は田・畠・屋敷地・林・海岸等の地目により、又田・畠はその肥瘠によつて収入が違ふが、それ等の収入を引括めて何村何百何十石高といふ。石高は決して面積や地目や肥瘠を示すものではない。さて知行は石高で賜はるが、石高全部が領主の収入となるのではなく、人民と領主とで収入を分ける。領主と人民と收穫を折半するのが五公五民、領主が四割人民が六割を得るのが四公六民で、徳川幕府は四公六民が本則でしたから、千石取の旗本といつても實収入は四百石外ない。諸藩も大抵幕府に則つてゐた。十萬石の大名といへば實収入は四萬石になる理屈ですが、家臣等に知行

を與へますから、藩主の實収入は四萬石よりずつと減る。その中から參勤交代・冠婚喪祭・江戸屋敷の費用・大名相互の交際費・下級藩士に與へる米金・藩の行政費等一切を支辨するのだから、並大抵ではない。殊に封建政治の世の中は何事も格式を尙ひ前例による。格式を破り前例に違ふことは減多に出来ぬ。其所に武家生活の苦痛が存する次第です。

大名の石高は武鑑を見れば分りますが、武鑑にあるのは表面の石高で、只今申す通りその表高一に草高の十分ノ四位が實収入となる譯で、夫を現石といふ。然るに表高一萬石に對して、現石が六千石七千石あるのもあれば、之に反して僅に三千石二千五百石ほかないものもある。前の場合では大名は内福であるが、後の場合では財政頗る困難といはなければならぬ。毛利家は防長二州三十六萬九千石の草高で、現石二十三萬二千石、鍋島家は草高三十五萬七千石で、現石二十一萬三千石、島津家は草高七十七萬石で、現石三十一萬石、山内家は草高二十四萬二千石で、現石十九萬三千石とある。島津家の實収入は草高の十分ノ四ですが、毛利家鍋島家は十分ノ六、山内家は十分ノ七に達する。されば維新に際して風



雲に乗じた諸藩はいつれも財政上に餘裕があつたといへる。之に反して水戸家の如きは表高三十五萬石で現石は五萬七千石餘に過ぎない、財政上から見れば如何にも窮逼してゐる。それにも拘らず水戸藩の士氣の一時振ひ立つたのは全く烈公の指揮の宜しきを得た結果といへませう。かやうに大名の知行は表高は同一でも實際の収入になると決して一樣でない。それであるから大名の國替は同じ表高の土地に移されても、實は収入に増減が生じるので、賞與の意味にも亦懲罰の意味にもなりました。

萬石以下の人員は享保七年の調に、御目見以上五千二百五人、御目見以下御家人一萬七千三百九十五人とあります。よく旗本八萬騎、江戸八百八町などいふが、それは語呂が宜いやうにいふだけで、御目見以上即ち將軍に拜謁の出来る旗本は五千二百五人、二百六十四萬石、一人あたり五百石になる、これなら立派に武士の體面が保たれる。御目見以下になると大小高下色々ですが、一例を申しますと大阪の城附並に町方の與力は現米八十石、同同心は現米十石三人扶持である。根來組、甲賀組、伊賀組といへば幕府に由緒のある武士の一隊ですが、その

組與力は現米八十石、同同心は三十俵二人扶持又は三十俵三人扶持である。現米八十石は地方で二百石に當る。二百石といへば武士一人並で馬一頭を養はねばならぬ。それで與力を數へるときは、何騎といふ、決して何人とはいはぬ。それ以下はイザ戰爭といへば皆徒歩で出る。二百石が武士の知行上の單位といひ得ると思ふ。何俵とあるのは幕府の米藏からたゞちに米を渡される、百俵を三十五石に計算し、年三度に米と金とで渡すから切米といふ。扶持は食料の意味で、一人扶持を一日五合と數へる。三十俵三人扶持など、いつてもきはめて少い収入です。諸藩の武士の給與も大體においては幕府と同様、知行で渡すのと米金で渡すのと二通りで、藩主の知行高に應じて藩士の數も石高も色々であつた。

幕府時代には武士の員數の統計がない。百姓町人の戸口數は残つてゐるが、武士の分は闕けて居る。前に擧げた享保七年の御目見以上以下の數字は、勝伯の編輯に係る吹塵錄に幕府の御勘定方松村忠四郎の留書として引用せられた文中にある。徳川家だけの數字で、諸藩の分は勿論ない。徳川家だけでもよい



から享保以前または以後の數字を明めて増減を比較したいが、それも出來ぬ。戰國の遺風で兵力を祕密にしたことが祟つて太平の徳川時代になつても矢張り統計を取らなかつたものと見える。それがため徳川時代の武士の員數に對して種々の推定説が行はれるが、自分は自分だけの考へを申して見たい。明治五年調として戸籍寮の出版した統計表に士族戸主二五八九五二人、家族一〇二三・二一五人、卒戸主一六六八七三人、家族四九二・一九九人とある。この數字が幕府末年の武家の員數と同一であるとは勿論いへぬ。宮家又は社寺關係の人々の中で士族卒に編入せられたものもあれば、舊幕臣の中で早く暇を請うてこの數字に加はらぬものもあるが大體に於ては幕末の武家員數と大差ないと考へる。それから百姓町人の統計は享保以來子年年即ち六年目毎に概ね知れて居る。多い時が二千七百萬代、少い時が二千四百萬代であるが、明治五年の調査では平民戸主男女六四九七・三二三人、家族二四三・三九九四八人とある。即ち士族卒と平民との割合は一につき十五となる。徳川時代の武士階級と百姓町人階級との割合も大體そんなものでしたらう。

之によつて我々は案外武士の員數が多かつた事を知り得た。彼等は戰爭を本職として生産を知らぬ。而も彼等の収入は大名旗本より御家人陪臣に至るまで多數は少額のものであつた。物價騰貴の趨勢に伴はざる僅少の収入で武士の體面を維持する事は、駱駝が針の穴を通るよりも難かつたに相違ない。

次に話頭を町人の方に轉じます。町人が城下に集り城主並に家臣等の必需品を供給すると共に、城主の保護を受けて安全に家業を営むことを得たのは、足利氏の末頃からで、どの城下町もその發展は目覺しいものであつた。江戸は天正十八年徳川家康の入府以來、引續き征韓の役で家康が肥前の名護屋に出張したため、當初はこれといふ程の發展もなかつたが、慶長五年關ヶ原役以後、殊に家康が同八年征夷大將軍となつて幕府を置いてから、十數年間に著しく盛大となつた。先づ諸大名に割振つて立派に江戸城を修築し、神田山を引崩して日比谷及びその附近を埋立て、只今の東京驛の邊には大名屋敷が立列り、俗に之を大名小路といふ位、また日本橋が出來上り、之を南北に通ずる道路が江戸第一の交通線路となり、大手から東南へ通ずる本町通が却て第二位に落ちる勢となつた。



今神田明神のある高臺と駿河臺とは、元連絡した高臺で、それを神田山といふ。神田山が御茶水のために二つに分れたのは元和二年、家康が駿府で薨じ、それに扈從した人々が江戸へ歸つて來て、神田山の南に住んだから駿河臺といふ譯です。兎も角慶長五年以後十數年間に江戸は著しい膨脹をした。

大阪も同様で、元和元年の落城後二十數年の間に前に二倍の膨脹を遂げた。寛永十一年に三代將軍が大阪の地子銀を免除した時の地子石高は一萬一千石とある。豊臣時代の五千石と比べると二倍餘です。山を焼くとその跡へ若草が非常の勢で成長すると同じく、多年の戦亂が止んで太平に移る時は、都市は迅速に發展するものと見えます。

都市が出来る時には城なり神社佛閣なりを中心として起つても、都市が發展する段になると、必ずしも城や社寺に頼るものではない。都市の發展は寧ろ其都市在住の商工業者の繁榮に頼るところが多い。或人は江戸には江戸城を始めとし、大名の屋敷が澤山あつて、そこに居住する武家階級の存在が江戸の繁昌を助けたといふ。成程一應は道理のやうであるが、併し彼等は消費者で、消費者

が群居して居るために商工業が容易に手廣く行はれたといふだけで、結局商工業の繁榮が都市を股賑ならしめたに相違ない。大阪のやうに武家の少ない所では、町人の力によつて市街が榮えたことは言ふまでもない。

昔の長者は大地主であるが、足利時代に京都の質屋や酒屋が重税を賦課せられ、或は掠奪を被つてゐるところを見ると、當時は是等が京都の富豪であつたのであらう。徳川時代初期の町人はどうして富を積み、又その富を運用して愈富を重ねたか、頗る興味ある問題である。三井家の三井高房といふ人が享保年間に著した町人考見録三冊は、主として元和寛永及びその以後の京都の町人四十餘名の盛衰を述べたもので、頗る参考とするに足る。武人や學者や美術家の傳記は五車に餘る程あるが、町人の傳記は極めて少い。三井氏が子孫の訓戒の爲に残された本書は、獨り三井氏の子孫のみならず、我等にとつてまた容易ならぬ賜物である。本書を見ると、武士を捨て、町人になつた人々が彼是見える。丁度明治維新後の實業界が、官界を捨て、身を實業界へ投じた智識階級によつて新しい氣風を生じたと同様、慶長元和の戦争以後町人になつた武士は町人中の



智識階級であつたと考へる。彼等は元來武士である故に、武士の心情を能く了解し、最大消費者たる武家を相手とするを以て、最も容易に富を得る手段であることを見出した。武家の中で一番大きいのが幕府、次が大名で、彼等は専ら幕府や大名を相手とし、さうしてその成功は武家出にあらざる町人をして、之に倣はしむるに至つた。

戦亂から太平へ、破壊から建設へ移る時、土木建築の流行することは辯を俟たぬ。江戸では城普請、大名屋敷の新築、新地の開拓等が盛に行はれる。大阪には大名屋敷はないが、大名の藏屋敷がある。新地、新町の開拓は江戸に優るとも劣らぬ。殊に貞享元祿の頃、淀川の川筋修理に伴つて、新開地が澤山出来た。是等の事業が直接間接に如何に町人を潤したか、想像に餘りありといふべしだ。熊澤蕃山が請取普請の弊を論じ、この二三十年以來請取普請といふ事が流行る、千兩で仕事を請取れば五百兩は請取人が取り、残りの五百兩を下職に渡す故、一萬人の人夫を入れべき所に五千人外入れぬ、従つて仕事は直に破損する。得のつくのは請取人だけで、公儀は千兩の工事をした後で、再び千兩の修繕費がかかる

といつてゐます。蕃山がこの説を述べたのは何時か、判然分りませぬが、蕃山は元祿の初に歿つてゐますから、少くともそれから二三十年前即ち明暦萬治の頃に請取普請が流行したものと見えます。いかに土木を起し建築を始めたくも、費用御構なしで無制限に支出することは困難であるところから、請取普請法が始まつたに相違ない。然らば冗費節約より起つた請取普請の仕法は入札法と離るべからざるものであつたらう。大工事があれば多數の當業者は縁故を求めて奉行の門に集り、競つて請取直段を引下げて仕事を取らうとしたに相違なく、そこに入札法も起れば又賄賂の悪弊も萌した。賄賂に二通りあり、第一を建物といひ、入札をしたと思へばまづこれを奉行に贈る。第二を禮物といひ、工事を無事に仕上げて代金を公儀から下付された時、豫め約束した通り、工費の少何分の一を差出す。建物禮物を差出さるものは言ふに及ばず、その金額の少い者も入札を許されない。前代には土木の功が屢々あつたため、材木商で幾十萬幾百萬の富を重ねた者の多いばかりでなく、奉行でその家を富ましめた者も少からずあると、新井白石の折焚柴の記に見えてゐます。これが貞享元祿頃の



風潮であつた。

武家を相手とする町人の仕事は土木建築ばかりではない。幕府から何等かの利権を得、それによつて富を得た輩もあつた。彼等はいくくの事業をお許し下さらば冥加として毎年これ／＼の金額を上納致しませうと、口には公儀の御爲と稱し、内實は私利私益を計つたのである。元祿八年伏見屋四郎兵衛といふ江戸の町人が長崎貿易に代物替といふことを願出で、官許を得た。その頃の長崎貿易は唐方毎年銀六千貫目船數七十隻、和蘭方金五萬兩と定められて居る。四郎兵衛出願の趣旨は定額外に千貫目に相當する外品を銅を以て買取りたいといふので、それが許可になると翌年は五千貫目の代物替を願出で、冥加として幕府に一萬兩を上納しようと申出で、また許可となつた。四郎兵衛が代物替によつて何程の利益を得たか不明であるが、京都の眞如堂境内に稻荷社、大師堂及び常念佛の一字を一手で建立寄進したといへば、夥しき利益であつたと推量せられる。然るに元祿十年長崎の町年寄高木彦右衛門が、唐船十隻の増加と代物替二千貫目の追増高とを出願し、金二萬兩を運上すると申立て、それが許

可されたので、伏見屋は折角の利権を奪はれ、家道忽ち零落し、餓死同様悲惨の終を遂げ、之に反して彦右衛門は一時非常の勢であつたが、彦右衛門の孫が宮參の時に、供の者が鍋島家の侍と喧嘩したのが起原で、鍋島家の侍多人數のために襲はれ、彦右衛門はその座に討たれ、彦右衛門の忤彦八は逃れて生命を全うしたが、家財闕所となり、その後同人は京都に上り、大佛の附近で果敢ない生活をしてゐたと町人考見録に見えてゐます。

#### 四

大名貸といつて大名に金銀を貸付け、利息を収めることは元祿前後から盛行はれ、之によつて富限者ともなり又破産して仕舞つたものもある。大名貸は利益は細いが金高が多い。多額の資本を比較的 safely に運用するには最も適當の方法であるから、それがために破産するといつては一應理屈に合はぬやうですが、借手の大名が元利の返済を澁滞することによつて、貸手の富限者が支拂不能となり、破産の悲運に陥るのである。普通の貸借なら借手を相手取つて町奉行所



に訴へ、先方を身代限にすることも出来るが大名を身代限にすることは出来な  
い。藏屋敷で發行した米切手は正米同様なもので、その切手を持參すれば正米  
を渡してくれるのが當然ですが、一向正米を渡してくれぬ空米切手を握まされ  
たといつて切手所有者から訴訟を起したことが一度や二度ではない。大名の  
方に曲のあるのは明白ですが、訴訟の結果は毎時も永年賦で示談となる。充分  
町人に理があつてもその理を徹することが出来ない。併しこれは非常な場合で  
町人から訴へられたり、町奉行所から呼出されたりするのは武士として極めて  
不名譽で、それ以前に何とか始末をつけるのが通例です。

大名といひ、旗本御家人といひ、大名の家臣といひ、武士階級は比較的小祿の者  
が多かつた。表高の割合に實収入の多い知行もあらうし、農業の進歩新田の開  
發等によつて多少の増收もあるでせうが、それは決して物價の騰貴に伴ふ程に  
増加して居らぬ。況や大名には參勤交代の義務がある。三ヶ所四ヶ所の江戸  
屋敷を維持せねばならぬ。冠婚喪祭萬事につけて格式があつて容易に之を改  
めることは出来ぬ。然らば生活の困難は言はずして明かで、それを凌ぐ爲に種

種の手段が講ぜられる。第一が儉約、これは東洋古來の美風で、財政困難の場合  
には必ず儉約を行ふ。それから大名なら出入の町人から借金する、家中の祿を  
借上げる、即ち臣下に渡すべき祿の幾分を否應なしに主人が借りる、領内の百姓  
町人から御用金を取立てる、空米切手を賣出す、藩札を發行する等の手段があり  
ますが、旗本御家人になると儉約と借金との外に手段はない。知行所のある旗  
本なら年貢の前納も用金も可能ですが、藏米取といつて淺草の米藏から現米を  
貰ふ身分の者は、代理として藏米を受取り、或は之を賣却してくれる札差に借金  
を頼むばかりです。今でも淺草に藏前といふ名前が残つてゐますが、此所に札  
差が軒を並べ、銘々得意のために金融業を營み、それで身代を肥らせ、随分驕奢に  
耽つたものです。

大阪には大名の藏屋敷が百軒餘もあつて、國元の産物殊に米を第一として賣  
出す。その販賣に當る町人を藏元、賣上銀を預る町人を掛屋といつて、掛屋は主  
に兩替屋が、つとめ、賣上銀を預る所からして大名の金融を計つてくれた。尤も  
大名貸をするのは掛屋ばかりではない。立入といつて藏屋敷に縁故を求めて



出入する富商も之に加はる。大名貸は若干名で組んでやる。一人で所望の金額に應じ得る力はあつても決して一人ではやらぬ。貸倒れの際に損害の負擔を軽くするため、若し資金が豊富なら方々の大名を相手にする。大名の方では掛屋に對して扶持を與へたり、家老同様に待遇したり、優遇の實を示してゐます。鴻池屋の如きは諸大名から貰ふ扶持だけで年に一萬石以上あつたといふから大したものです。江戸の札差と大阪の掛屋とは東西相對して大小の武家の金融機關であつた。

大名の財政困難は何時頃から始まつたか、勿論判然いへるものではありませんが、元祿前後にはもう財政困難の大名があつた。山崎闇齋の著述といはれる、益徹問答は、四國の某大名の家臣に答へて、財政恢復策を論じたものである。其家臣の言に、弊國の太守年久しく、國用足らず、上下の困窮甚だし、年々役所々々へ儉約を命じ、家中の食祿も借上げて半分となつた併し詰めれば詰める程、借銀が殖え、後々はどうなるかと思ひながら、詮方なく人民に用金を申付ければ、城下は次第々々に困窮して、終に離散の姿となり、見るに忍びずとある。山崎闇齋は

土佐と縁故の深い人ですから、四國の某太守といふのは多分土佐藩のことであらう。本書著述の年代は不明ですが、闇齋の歿したのが天和二年ですから、徳川幕府が出来た慶長八年から八十年目でもうその頃には財政困難の大名があつた。恐らくはもつと早くから起つたらうと考へます。熊澤蕃山が「諸大名諸家中、身上不相應の借金にてすべきやうなれば、つよきと思ひながらも、民に取事年々に多し。此故に民間の借物分に過て多し。すべて今の世の中は、貴賤共に借金のおひ倒れといふものなり」と述べたのは、天和より前の寛文延寶の頃の事を指したのだと存じます。

武士と町人との貸借關係は一たび結ばれては停止するところを知らない。利息に利息を生んで愈深みへ陥るばかりである。幕府は藏米取の窮乏を救はうとして、札差仲間に古借棄捐即ち古い借金の棒引を命じたり、或は利息の引下を命じたりしたが、目的を果したとはいひ難く、又諸大名や知行取の旗本に對しては、拜借と稱して幕府の金を貸與したが、之にも色々の條件があつて、大した救済にはならなかつた。結局武士は經濟上に於ては町人に頭が上らぬ。立派な



大名の重役が數十人の従者を連れ、大層な音物をもたせて銀主を訪問し、之に對すること恰も王公貴人に對する如く、その手代の鼻息を伺つて諂ひ笑をする醜態は悲しむべき至りであると、京都の醫師新宮涼庭が書いてゐます。涼庭は名醫でまた一方には非常な蓄財家で、自分の貯金を大名に用立てたり、大阪の富豪に説いて大名貸をさせたり、大名の財政整理については一廉の實驗家でした。その實驗家の言ふところですから決して間違はないと思ひます。

直接武士を相手とするのが、町人にとつて致富の術であつたことは、以上で大體申述べた積りですが、總ての町人が皆武士を相手として富豪になつた譯ではない。諸藩は米その他の特産品を藏物として賣出すが同一種類の商品で一方には藏物でありながら、一方には納屋物といつて、その藩の百姓町人の持物もある。況や藏物の種目以外に幾百種の商品があるか、數へられぬほどである。金融について、大名貸をする者の外に、町人貸をする兩替屋もある。交通運輸についても飛脚は古く大阪在番の武家の法被を借り、その家來分となつて東海道を往來したといふし、又菱垣廻船は紀州家の天目の船印を立て、紀州沖や遠州

灘を乗切つたが、單に或便宜の爲に法被や船印を借用したまで、實は全然町人の營業であつた。かやうに直接武家を相手にせず、富を積んだ者も數多いことである。

元來町人には氏素性といふものはない。武士と違つて先祖を誇ることも家柄を自慢することも不用である。たゞ何屋何兵衛といふだけで、いはゞ裸一貫であるから、自分の器量次第運次第で、何百萬の富限者ともなり得る。丁度戦國時代の武士が鎗先の功名で一國一城の主となり得たと同様である。元祿前後から續出した富商豪家中官邊に資縁したものは概ね早く凋落してゐるが、然らざる者に共通なる特徴は機敏、勤勉、信用の三つであつて、今日と雖も實業家の成功はこの外に出でまいと思ふ。町人同志主客相對して賣買の約束を口頭で結び賣買が調ふと手を拍つ、一旦手を拍てばもう約束を變改する事は出来ぬ。大阪の町人が兩替屋へ預金をして、無利子である。無利子で預金をすれば何の甲斐もないやうだが、預け主からいへば成るべく一流の兩替屋に預金し、その兩替屋宛の手形を振出して取引先の信用を買ふ利益がある。申すまでもなく手



形の流通は信用が第一で、その流通は江戸よりも遙に大阪の方が盛であつた。是等のことから町人殊に大阪の町人が如何に信用を重んじたか分る。

町人が立身出世すれば、資産の一部を子弟に分つて家を立てしめる之を分家といふ。雇人中特に功勞ある者を世話して家を立てしめる之を別家といふ。分家も別家も皆本家と同じ屋號を名乗り、總稱して何屋の一黨といふ。丁度徳川氏が血縁關係のある家々に徳川氏又は松平氏を名乗らせる外、毛利氏伊達氏前田氏等に松平氏を與へて居るやうなもので、獨り徳川氏ばかりでなく、やゝ大きな武家には同姓を名乗る者が必ず若干名あつた。分家別家の多いことは一族の蔓延と忠節な家來に富んでゐる意味で、武家町人を問はず、主家は之によつて安泰であり、且つ鞏固であるのであつた。

雇人が別家となるまでには幾多の辛酸を嘗める。大抵十歳前後から奉公を始めるが、最初は主人の送迎をするか、來客へ茶煙草盆を出す位で、店の仕事には少しも關係しない。二三年過ぎてから店の用向に携り、使走を言付かる。往復が遅いといつては叱られ、口上が足りぬといつては罵られ、夜はまた行燈の下で習

字算盤を教へられるが、物覺が悪いといつて怒鳴られる。終日叱られ通して、而も其叱責には多くは腕力が伴ふ。先年物故された友人永田有翠氏は鴻池の別家筋であるが、少年の時本家に奉公し、算盤で殴られた覺えがあると語られた。今日からいへば野蠻にも思はれやうが、打擲が往時の一教育法であつた。半元服といつて額に角を入れる、角張つて額を剃る。今度は元服といつて前髪を落す。さうなるとまづ手代に出世し、羽織を着、煙草を吸ふことを許され、取引も或程度までは自分の意見を立てることが出来るが、こゝが一番難しい所で、得意先接待のために茶屋酒を飲む。それが病付となつて酒色に耽り、はては主家の商品を持出したり、懸先を胡魔化したりして、身を亡して仕舞ふのが多い。無事に勤上げて番頭となり、番頭の中でも一番々頭又は支配人となれば、今度は家を持ち妻を迎へて別家を許される。丁稚から別家までに二十年或はそれ以上もかかる。別家になつてから依然主家に通勤し、老分となり親類並となれば、奉公人として最上位に達したものと云はねばならぬ。又別家してから或は主家と同様の家業を營むもの、或は主家に類似の家業を營む者もある。前の種類の別家



は生活費一切を主家で賄つてくれ、且つ利益配當を貰ふが、後の種類の別家は最初若干の資本又は得意先を分與せられるだけで、將來は獨立の生計を營まねばならぬ。さうして假令獨立の生計を營む別家でも、主家の吉凶には必ず出席補助するは勿論、朔日十五日には衣服を改めて、主家を訪問し、その御機嫌を伺はねばならなかつた。

別家の子供は主家へ奉公に出す、主家でも亦悦んで之を使ふ。一體どの町家でも奉公人には中年者を嫌ふ。中年になつてから奉公するやうでは、以前奉公して失策したか本人に失策なくとも不運で主家が潰れたとかどちらにしても好ましからぬ者と鑑定して、雇入れる方でも氣が進まない。子畜といつて白雲だらけの初奉公の子供を望む。別家の子供なら身分も充分知れて居るから安心して使へる。之を譜代子畜といつて、雇ふ方では悦んで迎へた。主家も代が重なり、別家も代が重なる、主従の義理は愈深くなるばかりで、武家と一向變りはない。

嗣子がないために絶家する武家が多かつたことは前に申しましたが、町家と

て必ずしも男統を以て代々繼承し得るものではない。殊に別家は、大抵青年時代を過ぎてから結婚するためか、概して子供が少い。主家に嗣子がなければ、主家と同格の家柄から養子を迎へ、別家に嗣子がなければ、主家の奉公人の中から然るべき者を撰んで養子とする。養子の制が寛大になつてから、武家で絶家するものが殆どなくなつた如く、富商家が何代も續くのは、全く養子制によつたためです。血統を尙ぶ上から議論を立てれば、養子は同姓に限るといふ結論に達しませうが、家名の存續―家名といふより家業といつた方がよろしからう、即ち家業を存續する能ふべくんば、家業を一層盛大ならしめるためには、他姓の血を交へた方が、生理上から見ても、又實際の結果から見ても宜い。學者、醫者、繪師、刀匠等の家々が養子相續によつて榮え、實子相續によつて衰へたことは、歴々として證據立てられます。繰返して申すやうですが、町人に氏索性はない、先祖が何人であらうが關ふことはない。鴻池家の先祖は山中鹿之助といふ傳説がある。或時立派な供廻をつれた武士が來て、慇懃に自分は山中鹿之助の後裔である、御當家も同様と承り、お懐かしく存じて參上致した、自今水魚の御交際を願ふ



と述べる。鴻池家では決して左様なものではありませぬといつて斷つたといふ話です。鴻池家が果して山中鹿之助の血統であるかないかは存じませんが、血統であることを事實とすれば、此話は實は宜い話で、流石に日本一の長者と長者鑑に載せられるだけ、同家では町人に氏素性なしといふ覺悟を確然持つて居られたのでせう。既に氏素性なしとせば、町人は家業存続を以て第一義とせねばならぬ。嗣子無しといふ止むを得ざる事情によつて養子を迎へたのでせうが、それが偶々家業を永續する原因となり、町人の第一義を達し得た次第です。

武家が知行を大切にする如く、町人は家業を大切にします。各自の利權を保護し、確立し、他人の侵害を防ぐために、同業者は相團結して仲間組合を組織する。併しながら私設の組合ではまだ充分利權を保護確立することが覺えないから、幕府の官許を願出で、その冥加として或は冥加金を上り、或は無代で官府使用の物品を納めたり、無代で官府使用の人足を差出す。これが所謂株仲間で、その數は江戸にも大阪にも百以上あつた。中には冥加金又は無代納物無賃人足を差出さぬ株仲間もあるが、それは取締上官府の側から設立を促した分、例へば古金

古道具屋仲間、古着屋仲間、質屋仲間等です。

仲間組合には必ず申合とか條目とかいふ名稱を以て規約がある。規約には營業上の種々の規定、株の譲渡加入、奉公人の制裁等を列記するのが通例で、第一に仲間の人員を限り、仲間に加えせず、同業を営む事を許さない。若し營む者があれば、仲間から同人を相手取り、家業に差障るといつて町奉行所に訴へる。「家業に差障るとあつては町奉行所では決して之を等閑視する譯にゆかぬ。早速相手の者を召出し、營業を停止するか、然らざれば原告の仲間に加えせよと申渡す。仲間に加えするには是非明株を譲受けねばならぬから、仲間によつては株の價が千兩もする、随分驚くべき金高といはねばならぬ。中には人數に制限のない株仲間もあるが、それは少數で、その方は自然株の賣買が行はれぬ。第二に株の譲渡については、色々の祝儀銀が要る。親から子に譲るのが最も順當であるから、銀高が少い、雇人が滞りなく、長年の奉公を終へ、主人の紹介で仲間へ加入する場合は、祝儀銀は親子譲よりは多いが新規加入よりは少い。新規加入は株の買取に大金を費した上更に多額の祝儀銀を支拂はねばならぬ。第三の奉



公人に關する規定の中には、若し仲間中の甲家に奉公した經歷のある者を、乙家で雇入れようとするなら、必ず甲家に照會し、その承諾を要すといふ一項があります。さすれば一旦甲家に奉公して不首尾となつた者は、同業者の乙丙丁何處へ行つても奉公が出来ぬ譯で、數年間習ひ覺えた知識と經驗とを役立てること、はもう絶望で、他の業務に方向を變換せねばならぬ羽目に陥る。併し今更方向を變換しても所謂中年者で雇主が無い。假令雇つてくれても、中年者といつて雇主から絶えず睨まれては、出世の見込もなく、結局一生を棒に振つてしまふ。奉公人に對する制裁は嚴しいものであつた。

武家政治に於ては、君臣主従の關係に重きを置き、忠の一字を以て武士を鼓舞し獎勵した。武士の最後の覺悟は、主君の御馬前に討死するといふより外になかつた。太平が打續いて、戰塵の起る模様もない時勢になつても、この覺悟だけは變らなかつた。武家は經濟上町人に頭を屈したが、武家の最も尙ぶところの忠義の氣風は、町人を征服した。本家と別家、主人と奉公人、その間の關係は、武家と少しも變りはない。勿論幕府に於て奉公人の忠義を直接間接に獎勵した事

實は認める。徳川時代の刑法では、奉公人がふつと心得違ひをして主人の手許にある金品を取逃げした場合、金品共拾兩以上であれば死罪、金品を持つて使ひに遣られ、その金品を取逃げした場合、金品共一兩以上であれば死罪に處すとある。如何にも苛酷のやうに聞えるが、主人の金品を拐帶するといふ點に重き制裁を加へたので、獎勵にせよ、傳播にせよ、町人主従の義理の堅いことは、敢て武士に劣らなかつたのであります。

町人が經濟上に雄を稱するのは、當然の話ですが、富を積むだけでは人間は満足が出来ぬ、生きてゐられない。元祿以後町人中文藝方面に嶄然頭角を顯はす者が出て來た。殊に大阪には經濟史の材料として有力な著述を残してくれた鴻池屋伊助、升屋小右衛門などがある。是等の人々についても話し申したく、またその外にも話し致したいことが色々あるのですが、何分時間の制限がありますから、武家と町人と二つながら沈滞腐敗し、幕府の瓦解まで、その勢で押進んだ事情は他日に譲り、今回は之で御免を被ります。



### 天保人別改令

一

天保十四年三月二十五日、老中水野越前守忠邦は人別改方に關する六通の書類を江戸北町奉行阿部遠江守正藏に交附せり。その目左の如し。

- 第一 廻國修行六部順禮等期月之許狀相渡、許狀無之もの、關所通問敷旨、大目付御目付え御達書之事
- 第二 在方之もの江戸の人別入不相成、在方職人期月を以出稼等之儀に付、諸向え御達
- 第三 同斷之儀に付御觸
- 第四 同斷之儀に付町觸
- 第五 人別改方之儀に付、南北小口年番名主共え申渡之事
- 第六 人宿共御府内端々え人差出、在方もの申勤、寄子に致し候儀に付、市中取締名主共え申渡之事

以上六通中、第二、三、四は翌二十六日、第五、六は翌々二十七日を以てそれ〴〵江戸町中に發布せられ、又第四は同年閏九月九日を以て大阪に發布せられ、本文の外に、大阪兵庫西宮に共通すべき取締仕法を副へたり。

人別改方につきては、天保以前數回の取締ありたれば、敢て珍しからずと雖も、今回の人別改令發布の趣旨が、都市殊に江戸に於ける人口集中を制限し、百姓の退轉農村の荒廢を救濟せんとするに基けるものなること、特に吾人の興味を惹ける所以なり。

是より先き天保九年閏四月二十一日、勘定奉行内藤隼人正矩佳は、越前守の旨を奉じ、次の諮問案を代官等に示してその意見を徵せり。曰く、

諸國人別之儀、追年相増候得共、國柄に寄、享保之頃に見合候得は、過半人數減少致し候場所も有之。御府内人別も次第に相増候得共、多分は他國出生の者に付、寛政以來御入用をも不被爲、厭歸農之儀、厚御世話有之候得共、兎角近國之内にも、人數減少、荒地多之場所も有之。御府内之人別、次第に相増候に付ては、生者寡く、食者衆く相成候故、自然と凶年之御救等も莫大之事に至、往々御世話行届兼



可申哉、難斗事に付、戸籍之儀得と評議致し可申上旨、越前守殿御沙汰も有之候間、在々人別増方、御府内人別減方取締見込之處、無腹藏取調、銘々印封を以、早々可被申聞候事。

かく下問を被りたる郡代々官三十四名が翌五月より翌十年三月までに、御勘定所に提出せる意見書は、收めて市中取締類集にあり。「舊里歸農」と題し、哀然たる一大冊をなせり。當時江戸北町奉行勤役中の大草安房守高好も、亦越前守の命によりて、意見書を上りしことは明白なるも、その意見書は未だ之を見るを得ず。而して爾後人別改取調方は北町奉行の所管となり、安房守の後任者遠山左衛門尉景元勤役中、數回越前守と往復し、その間寺社奉行勘定奉行との交渉もあり、左衛門尉の後任者阿部遠江守の時に至りて、漸く人別改令の發布を見るに至れり。越前守が都市人口の過剰を制限し、荒廢せる農村を復興せんとしたるは、遅くとも彼が代官等に諮問案を發したる時にあり。之より前後六年を費し、主任者三たび人を代へて、始めて人別改令の公布とはなりしなり。

斯の如くにして生れたる天保人別改令を説明批評するに先だち、吾人は越前守の憂慮せるところ、即ち彼が勘定奉行をして傳へしめたる諮問案中の記事が、果して事實なるや否やを研究せざるべからず。

幕府時代に於ける諸國人別の注進は、享保六年を第一回とし、爾來子年午年毎に必ず之を上らしめたり。尤もこの計數中には武家方奉公人並に又者を含まず、又十五歳以下の幼者については各藩の制規に委し、之を計上することを強制せざりしにより、全國の總人口とは言ひ得ざれども、吹塵録及び小宮山綏介氏の「近代の人口並に人口と天時との關係」に載する子年午年の書上人數(享保六年(一七二二)より弘化三年(一八四六)まで二十二回の書上人數あるべき筈なるに、その中四分を脱せり)を見るに、第二回享保十一年(一七三六)は貳千六百五拾四萬八千九百九拾八人にして、第三回享保十七年(一七三二)は第二回より増すこと三拾七萬貳千八百拾八人なり。第四回元文三年(一七三三)の數字は知り得ざれども、第五回延享元年(一七四四)及び第六回寛延三年(一七五〇)の人口は、回毎に減少し、第七回寶曆六年(一七五六)より第十二回天明六年(一七八六)までは、毎回交互に増減し、第十三回寛政四年(一七九二)は貳千四百八拾九萬壹千四百四拾壹人にして、享保弘化間之を最少



數とす。而して本年以後は毎回(内)二回は不明増加の趨勢を取り、第十九回文政十一年(一八二八)の貳千七百貳拾萬壹千四百人を以て最多數とし、第二十回天保五年(一八三四)は前回より拾參萬七千四百九拾參人を減じ、又第二十一回天保十一年(一八四〇)の人口は之を詳にする能はざれども、恐らくは前回に比し減少こそすれ、増加はせざりしならん。天保七年に大饑饉ありしと、第二十二回弘化三年(一八四〇)の書上人數が貳千七百萬に達せざりしとを以て、かくは推定せらるゝなり。

試に第二回享保十一年(一七二六)の人口を一〇〇とすれば、寛政四年(一七九三)の人口は九三七一に當り、文政十一年(一八二八)の人口は一〇二四五に當る。享保弘化間人口の増加率極めて微々たりといふべし。越前守が諸國人別之儀追年相増といへるは、享保以後を指すか、寛政以後を指すか、文勢によりて察すれば、享保以後を言ふが如しと雖も、いづれにもせよ、幕府時代の人口は文政十一年を頂上として、爾後は減少の傾向を有せしなり。

然れども以上は單に全國の書上數について論ぜるのみ。一國若しくは一地方に於ては、越前守の言へるが如く、享保に比較し過半人別を減少せるものあり

や、甚だ判断に苦むところなり。(一)西國郡代寺西藏太の書上を見るに、同人支配下の西國(豊前豊後日向筑前)は高拾壹萬七千石餘にして、寛政元年に比し、八千四百人餘の増加なりといひ、(二)長崎住代官高木作右衛門は、同人代官所並に當分御預所は、石高不相應の多人數なりとて、左表の數字を擧げ、(三)代官添田一郎次は從

國郡名	石高	村數	人口
肥前 彼杵郡	四、四六、〇〇五、五	四	一八、五七
同 高來郡	二、〇八、七三、五	五	三、六九
肥後 天草郡	二、四七、二二、四、六	七	一四、〇〇
同 五ヶ代郡	四、四七、七〇	五	一、三三

彼杵郡は五千貳百六拾石參斗七升壹合五勺なれども、其中八百參拾四石參斗六升六合は市中なり。

來同人の支配せる攝州・河州・播州の内百九拾四ヶ村、高六萬七千貳百石餘の地にて、文政九年より天保六年まで十ヶ年間、平均一ヶ年人別七拾人餘、減奥州・常州の内百八ヶ村、高五萬八千六百石餘の地にて、文政五年より天保二年迄十ヶ年間、平



均一ヶ年人別三百拾人餘減羽州の内九拾壹ヶ村高六萬九千九百石餘の地にて  
文政十一年より天保八年まで十ヶ年間平均一ヶ年人別貳百參拾人餘減なりと  
いひ(四)飛驒國郡代大井帶刀は同人支配所中飛驒國は享保度に比較し人數凡そ  
八九千人も増加し同越前美濃も享保度よりは人數餘程増加したりといひ(五代  
官平岡文次郎は同人支配所越後國三島魚沼頸城郡は土地不相應人別多なりと  
いひ(六)代官松坂三郎左衛門は同人支配所越後國高五萬六千石餘の地に於て文  
政十一年より天保八年まで十ヶ年間に人別六百人餘の減少なれども手餘荒地  
等は聊もこれ無しといひ(七)代官小林藤之助は同人代官所並に當分御預所は甲  
斐國八代巨摩兩郡高合五萬六千六百石餘村數貳百ヶ村にして天保八年家數壹  
萬九千壹百軒餘人數八萬七千六百人餘あり寶曆度に比較するに家數二千九百  
軒餘人數壹萬壹千七百人餘の増加なりといひ(八)代官野村彦右衛門は近國の内  
下野常陸下總陸奥國等は追々人數減少の聞ありといひ是等諸國の人口稀少に  
つきては郡代寺西藏太同山本大膳同伊奈友之助の書上中にも見え常陸下總の  
代官林金五郎も私支配所常陸下總國之儀は素より薄地人少にて手餘荒地多分

有之と明言せり。要するに以上の記事は代官等が各自管掌せる一局部に止り  
且つたま／＼掲げたる數字も統一を缺くと雖も畿内中國筋西國筋は概して人  
口増加し北陸關東の一部及び陸奥出羽に於て人口の稀薄若しくは減少あるを  
語るものなりといふべし。されど越前守の言へるが如く人別の減少甚しくし  
て享保度の二分ノ一にも及ばざる國々ありしや未だその實例を得ざるなり。

## 二

鎖國主義を採れる徳川時代に於て人口の減少とは死亡率が出産率を超過す  
るの意味なり。平時に於て死亡率の著しく増加する場合は天變地異の突發し  
疫病饑饉の流行せる際にあり。地震噴火洪水火災等により又痘瘡麻疹虎列刺  
病の流行等により多大の人命を損害したる實例は徳川時代に於て之を擧ぐる  
に難しとせず。然れどもその損害は一時的にして決して持續することなし。  
之に反して饑饉は直接に餓死者を生ずることあるのみならず饑饉の前提たる  
風水害は必ずや被害地を荒蕪ならしめ之を恢復するに多大の勞力と資本とを



要せしめ、人民は營養不其に陥り、體質劣等となり、屢傳染病の流行を招致し、生活上の困難と相待ちて出産率を減少せしめ、また一方には他郷に流亡する者を出す。されば平時に於ける人口減少の最大原因は饑饉にありといふべし。試に第三回享保十七年(一七三三)と第五回延享元年(一七四四)との全國人口を比較せよ。前者は貳千六百九拾貳萬壹千八百拾六人にして、後者は之より減ずること七拾六萬八千三百六拾六人なり。而してその間には享保十七年西國中國筋の大蝗害より生じたる大饑饉あり。又第十一回安永九年(一七八〇)の人口は貳千六百壹萬六百人にして、第十三回寛政四年(一七九三)の人口は、之より百拾壹萬九千百五拾九人を減じ、その間二回の大饑饉ありたり。饑饉が人口減少に及ぼす影響の永續的なるを知るべし。

かく饑饉を主とし、傳染病水火の難の如きは、所謂自然的死亡率増加の原因なり。交通不便なる當時にありては、一地方の凶作を他地方の豊饒と相殺すること難く、又衛生上の思想設備の發達せざりし當時にありて、病毒の傳播を遮斷すること甚だ難かりしなり。而して舊幕時代に於ては、是等の外に人為的に出産

率を減少し、死亡率を増加する弊風ありたることを記憶せざるべからず。墮胎及び天殺これなり。天保十三年十一月の江戸町觸に、女醫師と唱へ、懷妊の婦人を預り、墮胎せしむる者あるやに聞く、向後右様の儀あらば、依頼者までも穿鑿を遂げ、處罰すべしといひ、翌年二月大阪にも同一令の發布ありたり。是等は不行跡より生ずる弊風を矯めんとしたるものにして、違反者に對し、毫も斟酌の事情なしと雖も、生活難より來りたる天殺は、寧ろ同情に値するものありと言はざるを得ず。伊奈友之助の書上に、常陸下野は勿論上總下總の内にも、極貧の百姓長子次子までは養育すれども、それ以下出生の小兒を養育せば、一同渴命に及ぶを以て、已むを得ずま<sup>〇</sup>びくと稱し、天殺するの風あり、御料所にては先年より子女養育荒地起返の御仕法ありて、以上の弊風を絶つを得たれども、私領に於ては如何あるべきかと疑ひ、代官野村彦右衛門も下野常陸下總陸奥國に於て同様の弊風あることを述べ、その原因の生活難にある旨を陳述せり。

佛教各宗は、眞宗を除き、不犯を宗規とす。故に、男女出家して僧尼となる者多き時は、出産率を減ずると共に生産力の減少を來す。蓋し彼等は主として檀家



の布施寄進によりて生活すればなり。なほ一言すべきは宗規によつて獨身生活を營むにあらざり、生活難による男子の獨身生活これなり。奥州は一體貧國故とはいひながら、女子を嫁するに當り、年來養育の諸入費を計算して之が支拂を求むる風あり。嫁を迎ふるに身分不相應の雜費を要するを以て餘儀なく獨身生活を營む者多しと、代官島田帶刀の書上に見ゆ。日本全國の男女人口別は、吾人の知り得る限り、男子の方百二十三萬乃至百八十九萬多く、弘化三年男女人口の差最も少き時に於てすら、なほ八十五萬の差あり。されど以上の男女が國々に如何なる状態に於て配分せられ居るか、生殖力ある男女人口の差は如何なるべきか、到底知り得べからざることなるを以て、此所には出産率減少の一因として男女の獨身生活を數ふるに止め置くべし。

右の外、一地方一局部に於ける人口減少の原因は、人民の住所を離れて他郷に移住するにあり。彼の出嫁と稱するは、毎年一定の時期に郷里を出で、一定の時期に歸郷するものなるを以て、畢竟一時の出入に止り、人口總計に影響せずと雖も、他郷に出で、遂に本國に歸來せざるもの、即ち永久の移轉は、端的に郷里の人

口を減じ、移住地の人口を増加するものなり。越後信濃より江戸その他に、又丹後但馬より京阪地方に出稼する者は、大抵十月に出で翌年三月に歸郷す。土地に比し人口不相應に多きと、冬季職なきとの結果にして、その中出稼地方に殘留する者若干ありとするも、そは出稼地方に於ける生活の利益多きに誘惑されたるにて、根本より郷里を立退かざるべからざる理由ありしにあらざり。之に反して最初より祖先傳來の地を棄て、親戚朋友と會語款談するの樂を絶ちて、郷里を退轉するは、人情の忍び難きところなるに、之を忍びて他地方に出づるには、切迫の事情ありとせざるを得ざるなり。

代官添田一郎次曰く、在方人別減少の儀は、時勢とは言へ、在方邊鄙の土地に至る迄、一體に古風俗を失ひ、奢侈に移り、平素の夫食に米を交ふる者あるに至る。是を以て凶歲一たび到らんか、飢食に堪へずして病を獲る者あり。小高百姓無高百姓の如き、忽ち夫食の缺乏を告げ、草根木皮能毒撰ぶ所なく、食用に供するを以て、幸に餓死を免るゝも、凶作後流行の疫熱痲病に倒れ、嫁人の死亡に伴ひ、妻子欠落の悲劇を演ず。相應の持高ありとも、不作困窮に及び、田畑を質地に引當て



金子を借入れ之を返済する能はず地所を引渡して村方を立去る者あり。中には右地所の小作を爲すもあれど、持地と違ひ作徳米は減じ、窮乏は愈増長し、是非なく他國に出づるもあり。富有の百姓に至りては、別して驕奢に長じ、無益の器物類を買入れ遊戯に耽り、農業を怠り、遂には零落して出奔する者あり。又富有に任せ、在所住居を厭ひ、繁華の土地を慕ひて家居を移すもあり。稀には欠落人中江戸にて相應に生活せる由を聞き、繁華の場所にさへ出づれば、相應の渡世は營み得るものと誤信して出奔するあり。無錢にて伊勢參宮に赴ける幼年者、江戸其他の殷賑を目撃し、村方に立歸るも寂寥を感じ、再び他郷へ奔るもありと。

添田一郎次が列擧したるところを通覽するに、在方人別減少の最大原因は生活難にありと言はざるを得ず。順禮六部となつて廻國修業に出づる者の如きは、先祖追福罪障消滅の意味によるもあるべけれど、過半は爾く行装を變じて糊口に資するものなりと言ふべし。而して齊しく生活難といふも、饑饉によれると奢侈遊惰によれるとは、之を生じたる事情に於て、一は憐むべく悲むべく、一は忌むべく厭ふべきを見ると、雖も以上兩者が畫然分離して單獨に百姓離散農村

荒廢の現象を惹起したることは、殆ど有らざるべし。天保年間の饑饉の激烈なりしことは、前に再三繰返したるが如く、又在町一般に生活程度の向上せしこと、市中にては女髮結武家町家に出入し、儉約より案じ出したる前垂に縮緬を用ひ、桐下駄一足に金一分一朱雪踏一足に金一步を出して惜む色なく、又在方にては麥稗を常食とすべき百姓が、米を交へて夫食とし、藁を以て束ぬべき髮に元結を用ひ、油を塗り、簑笠を用ふべき雨天に傘合羽を用ふる類にて知らる。奢侈による退轉を自業自得とし、饑饉による退轉を天災止むを得ずとするは、衆口的一致するところなれども、村方平素奢侈に流れ、天災の全部若しくは一部を防止し得べき社会義倉等の共同儲穀を怠りたりとせば、假令天災後に於て退轉荒廢の事實ありたりとするも、百姓その責を免るゝを得ず。然れども退轉荒廢の責を獨り百姓にのみ歸すべからざる事情あり。即ち左の如し。

欠落人ありたる時、御料にての取扱手續は、親類組合村役人等へ三十日を限り搜索を命じ、尋出さざるに於ては、それ〴〵相當の刑を命じ、本人を帳外とし、搜索は之を免じ、又吟味筋ある者欠落すれば、三十日宛六回尋方を命じ、尋出さざる節



は同様管申渡の上、永尋を命ず。帳外とは人別を除く義にして、人別を除かるれば即ち無宿者となり、盜心ある者は邪路に入りて竊盜強盜となり、意氣地なき者は非人乞食となりて露命を支ふ。故に一たび欠落せし者の歸郷するは殆ど皆無といふべし。而して右欠落人の田畑は親類組合或は村惣體の引受となり、作付を力むと雖も、人力に限りあるを以て、仕付残りの地所を生ず。之を手餘荒地と唱へ、年貢諸役共辨納なるを以て、親類組合の者の身上次第に不如意となり、肥料等も十分に行届かず、作物は次第に出来劣となり、彼等も亦退轉せざるべからざるに至り、人口減少して荒地愈多し。欠落人所有の田畠を荒地とならざらしめんがために命ずるところは、却て餘分の人口の減少と餘分の荒地とを生ずる次第となれり。以上は青山九八郎野村彦右衛門伊奈友之助の書上を參酌して記述するところなり。

私領に於ける欠落人取扱手續は、未だ之を詳にするを得ざれども、領主地頭の財政上の不始末により、農民の流亡を招きしものありと認め得るなり。天保十三年五月、遠山左衛門尉鳥居甲斐守連名にて水野越前守に上りし書面中に、近年

何方にても領主地頭の困窮に随ひ、領民に先納又は不時の課役を命じ、或は江戸にて借受けたる金額の返済延滞せる場合、金主と相對にて郷印證文に書替へ、百姓を引請人となすを以て訴訟に及ぶことあれば、百姓等江戸滞留久しきに互り而してその費用は村方一同の分擔するところとなり、終に百姓の難儀を生ずとあるを以て知るべし。御料に於てはかゝる不始末はあらざりしならんも、取箇を差引ける農民の實收額が、農民の生活を維持するに足らざりし地方ありしが如し。寺西藏太の書上に曰く、元來下野常陸下總陸奥等の極困窮者は、實體堅固に農業を出精するも、百姓の相續甚だ困難なり。亡父重次郎以來陸奥國支配中四十年餘の實驗に徴するに、極貧村に至りては、一反につき漸く米七八斗を得るに過ぎざる薄地なれば、是等は到底尋常の取計にては再興覺束なく、是非格別の取計によらざるべからず、而して格別の取計とは取箇の懸引にあり。年貢の高下は人情に徹すること深く、拜借金手當金として多分の金子を交付するも、さまで忝しとは存ぜず、僅に一升二升の取箇を減ずれば、大小の百姓妻子に至るまで悦服す。貧村困窮所に人口を増し、荒地を起返さしむるは、全く取箇の懸引に止



ると。同人が取箇の懸引といへるは税目變更を意味すと雖も、その實稅率減少を意味せるや疑なし。税目の變更のみにして官府の收入同額なりとせば、百姓の負擔は毫も減ずるところなくして、再興望なきこと自明の理なればなり。

郷里を退散したる人々は、順禮六部の類を除き、殷盛なる都市に向つて一様に進みたること恰も出稼人が都市に集中すると同前なりしならん。徒手空拳を以て生活を營まんには、或は日雇人夫となり、或は奉公人となる等、勞働を以て賃錢又は給銀を得るの外、他に途なく、彼等に賃錢又は給銀を給する雇主人の如きは、都市を除きて容易に之を發見するを得ざればなり。而して出稼人と欠落人とを問はず、地方人民集中の焦點となりしは、東方に於ては、江戸、西方に於ては、京大阪なりき。大井帶刀は、他國より出で、江戸住居の者となるは、多分關八州又は甲斐・信濃・伊豆・駿河、その外越後・奥羽邊の者少からざるやに思考すといひ、添田一郎次は、奉公稼又は欠落人共、上方筋の者は、京大阪その外近在城下等へ立出で、江戸に赴く者は少く、關八州並に甲斐・信濃・越後・出羽・奥州の者は、多分は江戸に集中するなるべしといへり。

## 三

御府内の人口を記したるものには、吹塵錄及び小宮山綏介氏の「府内の人口」ありと雖も、記述判明を闕きて、頗る取捨に苦しむ。元來御府内人口の調査は、毎年四月九月二回の書上なれば、某年とのみありて月を示さざるは曖昧なり。又御府内人口と稱するも、町方支配の町々惣人數高のみなりや、或は之に寺社方門前町々惣人數高を加へたるものなりや、その區別なき時は、これ亦曖昧なり。吹塵錄はその人口調の終に、兩者を合併したる數字を示すと稱しながら、享保六年の人口として擧げたる五拾萬壹千三百九拾四人は、實は同年十一月の町方支配町人惣人數高のみなること確證あり。同書に享保十一年の人口として擧げたる數字も、恐らくは同様なるべし。要するに御府内人口の増減につきては、なほ確實なる史料の出現を待ちて論ずべきものなりと雖も、兩支配を合し、元文三年（一七三三）九月五拾貳萬六千八百拾三人、寛保三年（一七四三）四月五拾萬壹千六百六拾六人、寛政十年（一七九八）四月四拾九萬貳千四百四拾九人なりしは、南北兩町奉行連署の



書上によりて知らるべく、この以後吹塵録に飛々に記載するところによれば、次第に人口を増加し、天保十二年(一八四二)五月の五拾六萬三千六百八拾九人を以て最多數に達せりといふべし。かく御府内人口統計の甚だ不完全に現存せるに反し、大阪につきては吾人は幸にして寶曆七年(一七五七)より安政三年(一八五六)に至るまで、毎年的人口と前年との増減を記したる史料を有す。今之を通覽するに寶曆九年(一七五九)より明和五年(一七六八)までは四十一萬代にして、明和二年(一七六五)の四拾壹萬九千八百六拾三人を最高とし、明和六年(一七六九)より天明二年(一七八二)までは四十萬代に下り、天明三年以後は再び四十萬に上らず、寛政十年(一七九八)三拾七萬九千貳百七拾四人、天保九年(一八三八)三拾貳萬貳千七百壹人、天保十二年(一八四二)三拾四萬壹千九百六人なり。されば江戸に於ける人口増減の趨勢は寛政以降大阪とその趣を異にし、増加一方なりしを知るべく、その原因を全然江戸に於ける他國出生者の移住に歸すべからずとするも、他國出生者の移住は確にその一原因なりしと言ひ得べし。

百姓の退轉農村の荒廢は古來爲政者の憂慮措かざるところなりき。徳川時

代に於ても、夙に寛永二十年(一六四三)の郷村觸書に、耕作を怠り、一村の厄介となり、而も猥りに他所に出づる百姓あらば、急度曲事に申付くべしと言へり。但し、他國稼奉公人の人員及び年季に制限を附したるは、寛永より百三十餘年の後なる安永六年(一七七七)五月の事なりしが、引續きて天明三四年及び七年の饑饉あり。天明三年以後陸奥、常陸、下野三ヶ國は御料私領を問はず、人數格別減少したりしが如し。こゝに於てか天明八年(一七八八)十二月以上三ヶ國に於て、手餘荒地ある村々の他國出稼を禁じ、人數不足なくして出稼を欲する分は、代官又は領主地頭へ願出で、添狀を受くべしと定め、又一方には出稼人年季満了の分を歸村せしめ、その中貧窮にして農業に従事し難き者には手當を給し、微罪にて居村を離れたる者も村方願出次第歸村せしむべしと令し、出稼を制限すると共に、更に歸農を獎勵するに至れり。

天明八年は松平樂翁公老中在勤第二年なり。公は稀有の饑饉の慘劇を目堵耳聞せられたれば、就職後久からずして前令の發布を見るに至りしなるべし。然れども未だ之を以て足れりとせず、翌寛政元年七月、代官等の意見を徴して曰